

クォータリー

1997年夏季号

●社会保障問題の今日的性格

「行政改革」と日本の労働者・国民 特集

多国籍企業段階の日本経済と橋本行革

省庁再編論の位置とめざすもの

労働分野の規制緩和・行政改革論の特徴と問題点

「行政改革」と対決し真の行政改革のために

一日本の進路を問う一

唐鎌 直義

二宮 厚美

浜川 清

脇田 144

小林 洋二

国際・国内動向

韓国労働組合運動の現段階

イギリスのホームレス問題

JCの賃金交渉と春闘のこれから

「女子保護」撤廃反対運動の広がり

池田

書評

前川恭一・山崎敏夫著『ドイツ合理化運動の研究』

遠藤幸男著『就業構造の変化と労働者の生活』

労働運動総合研究所

労働総研クォータリー

第27号 (1997年夏季号)

———目

次-----



●社会保障問題の今日的性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	直義	2
一位	旦我	2
特 集●「行政改革」と日本の労働者・国民		
■多国籍企業段階の日本経済と橋本行革二宮	厚美	10
■省庁再編論の位置とめざすもの	清	16
■労働分野の規制緩和・行政改革論の特徴と問題点脇田	滋	23
■「行政改革」と対決し真の行政改革のために小林 ―日本の進路を問う―	洋二	29
国際・国内動向		
■韓国労働組合運動の現段階小森	良夫	33
■イギリスのホームレス問題中山 徹・嵯峨	嘉子	36
■JCの賃金交渉と春闘のこれから西村	直樹	39
■「女子保護」撤廃反対運動の広がり池田	靖子	42
討論のひろば●『 季刊労働総研』No.25を読んで・・・・・・福本	一博	45
書 評●前川恭一・山崎敏夫著『ドイツ合理化運動の研究』 島崎	晴哉	46
●遠藤幸男著『就業構造の変化と労働者の生活』斎藤	力	48
新刊紹介●中田照子他著『日米のシングルマザーたち』 渋谷 敦司●橋本宏子著『女性		50
学ぶ』 富永 静枝●吉田敬一著『転機に立つ中小企業』 小谷 紘司●編集委		
『弾力化・規制緩和と社会政策』 近松 順一●戸塚章介著『都労委が危ない!』	中	
野謙司		
●読者のひろば32 ●次号予告		53

社会保障問題の今日的性格

唐鎌 直義

はじめに

わが国では現在「社会保障の構造改革」なるものが、かなり強力に推し進められている。今次国会では、薬代の一部負担など、新たな患者負担の追加を盛り込んだ内容の医療保険の「改正」が強行された。また、40歳以上の国民が一律に新規の保険料を徴収されることだけは明確でありながら、その反面、保障されるべきサービスの内容や水準に不明瞭さが残されたまま、介護保険制度が新設される見通しとなった。政府・厚生省は「来るべき高齢社会の本格的な到来に備えての改正である」と強弁しているが、勤労者・国民の側から見れば純然たる負担の増加に過ぎず、「負の改正」以外の何ものでもないように思われる。

70年代末葉に提起された「日本型福祉社会」論と、 それを政策的に具体化した80年代初頭の「臨調行革 路線」の強力な推進以来、今日に至るまでの十数年 間、わが国では消費税の導入とも関連させつつ、社 会保障・社会福祉の「負の改正」政策が途切れるこ となく繰り返されてきた。識者のあいだでは今次の 「構造改革」はかなり大きな出来事として受け止め られているが、これで政府の「負の改正」政策が完 了するわけではないだろう。その証拠に、次には年 金制度の「大改正」が控えているという。悲観的観 測に過ぎるかも知れないが、社会保障・社会福祉の 「負の改正」は今後、政策的に常態化していく可能 性が大である。その行き着く先には、どんな社会が 待ち受けているのだろうか。福祉水準の低下は、単 に高齢者や障害者などの特定のグループにとっての 問題だけではない。広く国民一般の生き方さえも直

接・間接に規定する重要な問題である。

社会保障・社会福祉問題を研究する立場にある者として、今最も重要であると考えている課題は、第1に、社会保障・社会福祉政策の動向を国民生活の実情と照らし合わせながら把握し評価することであろう。今日のように、「生活水準向上論」「貧困解消論」に代表される政策イデオロギーが幅を利かせ、そういう切り取られたリアリティを根拠に政策が展開されている世の中では、「改悪」に反対し「異議申し立て」を行なうだけでは効果的でない。価値観の相違であると一蹴されてしまう恐れが大きいからである。客観的事実つまり勤労者・国民の生活実態を明らかにするなかから、現在の福祉政策の矛盾や誤りを指摘し、あるべき政策の方向性を具体的に指し示すことが重要になってきていると考える。

第2に、こうした研究方法は、従来わが国で社会 保障問題の研究に暗黙裏に設定されてきた固有の枠 組みを取り払うことでもある。制度の問題としてす でに出来上がった体系のなかで社会保障を語るだけ では済まされなくなってきている。本来当たり前の ことなのだが、制度と国民生活とを関連づけて把握 することがますます重要になってきている。また制 度間の関係にも注意を払うことが重要になってきて いる。年金だけ、医療だけ、福祉だけの専門分野に 特化した問題設定では、「構造改革」を推進する政策 に対抗できない。この点で政策の側に「一日の長」 があることを認めないわけにはいかない。

第3に、さらにより重要なことは、社会保障問題 を具体的な国民生活のレベルにまで降りて捉え直す ことである。つまり雇用問題や賃金問題、労働条件 問題、消費生活の問題、家族・地域生活の問題とも

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

関連づけながら研究することである。これはイギリスではかなり一般的に見られる研究方法であるが¹⁾、わが国では残念ながら今までのところ、社会保障を雇用問題や賃金問題等と密接に関連づけて研究した例は非常に少ない。研究においても運動においても、専門性の枠組みが問題の本質への接近を妨害している。制度・政策の側からでなく、国民生活の側から課題を設定し直すことが、研究にも運動にも今強く求められていることだと思われる。

古来「傍目八目」といって、以上のように問題点を指摘するだけならば簡単なことである。どのように自分の研究に反映させるかが筆者自身に問われることになるであろう。指摘したような方向性を多少は意識して、これまで研究を続けてきたつもりであるが。小論は、これらの課題に直接応えるものではないが、社会保障の「構造改革」が進行する現在の状況をふまえつつ、今日における社会保障・社会福祉の拡充の必要性およびその根拠について、筆者なりに再考を試みるものである。

1. 社会保障成立の一般的根拠

①成立に至る歴史的経緯

社会保障 (Social Security)という概念が登場したのは、1935年、ニューディール政策下のアメリカで成立した「社会保障法」が最初であったと伝えられている。しかし、この概念の成立は、当時資本主義諸国で展開されていた政策の集大成的把握に過ぎず、勤労者・国民の生活上の起伏(社会的事故ともいう)に資本制国家が一定の保障責任を負う事態は、19世紀末葉から20世紀初頭にかけての時期に主要な資本主義国ですでにスタートしていた。この時期は世界史的には「資本主義の独占段階」への移行期と特別に位置づけられているが、何故この時期に社会保障制度が相次いで成立したのであろうか。それはこの時期に資本主義の構造的矛盾が顕在化したことと、それにともなって労働者階級の窮乏化が著しく進んだこととに密接に関係している。

プロレタリアート (無産階級) という言葉に言い表わされているように、資本主義社会における労働者階級の生活は不安定性をその本来の特徴としている。労働者は今や商品として売買の対象となった自

らの労働力を日々資本家に販売し雇用されることで、 自分自身とその家族の生活を再生産しうる歴史的存 在である。マルクスは『資本論』のなかで、商品交 換における販売の契機がひとつの「命がけの飛躍」 であることを指摘しているが、これは労働力商品に ついても当てはまる真理である。労働者にとって、 それなくしては生活そのものが開始されない雇用 (労働力の販売)が、日々「命がけの飛躍」によっ て確保されているところに、労働者階級の生活の不 安定性の根本的理由がある。しかしそれでも初期の 資本主義において見られたように、資本の生産規模 それ自体が小さく、生み出された消費財が基本的に 貴重財であり、社会の生産量が国民の最終消費の水 準に規定されていたときには、仕事量それ自体に大 きな変動は見られなかった。労働者にとって雇用の 確保は比較的安定しており、労働力の売り手を組織 化することにより雇用主と対等に渡り合うことも可 能であった。徒弟制と同業者組合(クラフト・ユニ オン) が労働者の生活の安定の鍵となりえた。

産業資本主義への発展は、こうした消費量の社会 的制約から生産活動が開放され自由になる契機とな った。市場が拡大され、資本主義社会の内部に景気 の波動が生まれ、好況と不況が交互に訪れるように なった。自由主義の経済思想がこうした方向性を鼓 舞し助長した。労働者は景気循環にともなう失業や 貧困を今までよりも強く経験するようになったが、 当時の支配階級は解雇や貧困の原因をまだ労働者個 人の「徳性」に求めることができたから、労働者の 不幸に対する為政者としての責任をあまり意識しな いで済ますことができた。当時の社会においては、 貧困への自由もまたひとつの自由であることに変わ りなかった。イギリス産業資本主義の確立期に丁度 歩調を合わせるかのように1834年に成立した「新救 貧法」は、貧困の原因を労働者個人の道徳的堕落に 一元化するイデオロギーを率直に表明したことで有 名である。資本家にとって社会の剰余が福祉に使わ れてはならず、産業(工業)への投資とそのための 資本蓄積が当時の最重要課題であった。産業(industry) は勤勉と同義になった。

しかし、資本主義の一層の成熟は、19世紀半ば頃から景気変動を通じて資本の集積・集中を加速化さ

社会保障問題の今日的性格

せ、徐々に市場に「寡占」体制を成立させた。景気 変動の振幅は一層大きくなり、その影響も格段に深 刻なものとなった。ひとたび不況が訪れると、失業 者が街にあふれるようになった。資本主義が発展す ることでかえって矛盾が深刻化するようになったこ とは、まさにマルクスの予言どおりであった。社会 が発展・進歩したことでかえって労働者階級の歴史 的宿命(生活の不安定性)が顕在化したことは、歴 史の皮肉としか言い様がない。生産力の飛躍的発展 はすでに熟練の解体をもたらしていたから、同業者 組合の団結力で労働力の販売規制をしてみたところ で、その限界はもはや明確であった。新しい労働者 の組織形態も模索され始めていた。19世紀末葉に当 時の先進工業国イギリスを襲った「世紀末大不況」 は、こうした社会状況のなかで、失業と貧困の原因 がだれの眼にも労働者個人の「徳性」にあるのでは なく、資本主義という社会機構そのものにあること を明確にしたのである。失業率が特定の地域で20% に達するような事態が訪れては、どれほど強い自由 主義思想の持ち主でも、失業の原因を個人の「道徳 的堕落」に求めることはもはや不可能であった。社 会保障制度は、労働運動の高揚を視野に収めつつ、 支配階級が失業や貧困の原因が自らの側にあること を認め、その責任を国家機構を通じて一定果たすこ とを受け容れた時点で、初めて成立したものである。

繰り返しになるが、資本主義社会において労働者は、労働力の販売・消費と引き換えに獲得する賃金によって、自分とその家族の再生産を図るべきことを社会的に運命づけられている。しかし次第に、賃金制度という資本主義の根本的なメカニズムは、労働者にとって必ずしもその生活を十全に保障するものではないことが明らかになった。これが社会保障制度の成立を促した直接の動機であった。社会保障は「賃金制度の欠陥」を補足する役割を担うために歴史の舞台に登場したのである。

社会保障成立の歴史的背景は、以上で簡略に述べたとおりである。しかし、この説明だけでは若干不十分であるので、以下、労働者の労働と生活の側面から社会保障成立の一般的根拠についてもう少し分析的に考察することにしたい。

②成立の一般的根拠

第1に、労働者に限らず人間の生活は一生という 相対的に長期のタイム・スパンで営まれるものだが、 その生活を経済面で成り立たせている雇用は、労働 者の境遇によって若干の差はあれ、相対的に短期の 雇用契約において確保されている、という事実が挙 げられる。先に述べたように、労働力が日々の雇用 契約によって販売されることは、現代ではそれほど 多くない事例であろう。他方、ひとりの労働者の雇 用が労働生涯にわたって長期に保障されることも、 現在では一部の特権的労働者を除いて少数であろう。 どれほど労働市場が組織化されていたとしても、民 間雇用は景気変動の影響下に置かれざるを得ない宿 命を持っている。労働者の生活費である賃金は、こ うした特徴を持つ民間雇用から獲得されている。し たがって雇用の短期性は、そのまま賃金の短期性を 規定することになる。短期性を特徴とする賃金に、 生涯にわたる長期的な生活課題の何もかもを託すこ とはできない。自ずから限界が存在する。ここでは こうした限界の所在を「賃金制度の本質的矛盾」と 規定しておく。この矛盾は労働力が商品として売買 の対象になったときから出現したと考えられるが、 先に見たように、資本主義の独占段階以降、むしろ 顕在化した問題であるといえる。歴史的には社会保 障制度は、この「賃金制度の限界」を補足する役割 を担うべきものとして成立した。

第2に、労働者が受けとる賃金は、資本家という 本質的に利害の対立するもう一方の階級との力関係 において、始めて獲得されるものであることが挙げ られる。資本家は常に賃金の支払いを少なく済ませ ることに強い経済的利害を持っており、労働組合の 力が弱かったり労働力の供給圧力が高まったりする ときには、賃金を労働力再生産ギリギリのレベルに まで落ち込ませる動機を持っている。賃金において は資本家の「極少化要求」が独立変数であり、労働 者の「極大化要求」は従属変数でしかない。一般商 品のように、総需要曲線と総供給曲線の交点で価格 が決定されるわけではない。これは単に力関係の上 でそうなっているというばかりでなく、労働者の獲 得する賃金が、最終的には具体的な使用価値を目的 としているのに対して、資本家が獲得する利潤は、 そこから特定の使用価値がもたらされることが目的

労働総研クオータリーNo.27 (97年夏季号)

ではなく、「価値それ自体の増殖」(交換価値の拡大) に本来的目的が置かれているからである。使用価値 として実現される人間の欲望(例えば食欲)には一 定の限界があるが、「交換価値の拡大」には制限がな いからである。これは先年のバブル経済のときに日 本の大企業・大銀行が演じた狂態の数々とその後始 末の醜悪さを思い起こせば、明らかである。階級的 力関係がかなりストレートに反映される点に第2の 「賃金制度の限界」がある。この点からも、労働者 が賃金であらゆる生活課題を実現していくことには 限界が存在することになる。社会保障という賃金制 度の外部からその限界をカバーする制度が生み出さ れなければならない。

第3に、これはマルクスが「資本主義の進歩性」 と呼んだ内容に属することだが、資本主義は社会の 生産力を飛躍的に発展させ、さまざまな領域で科学 や技術の発展・進歩を促す。しかし、労働者が獲得 する賃金の範囲内では、そうした科学・技術の発展 の恩恵に浴することは不可能であることが多い。例 えば医療の発展が格好の材料として挙げられる。19 世紀半ば以降、医学が進歩して多くの疾病の原因が 解明されその治療方法が開発されたが、労働者がす ぐにその恩恵に浴することは経済的に不可能であっ た。社会の支配層は、自己の利益に直結する限りに おいて、科学・技術の発展の成果を選択的に国民に 還元する傾向がある。例えば、労働者の子弟に対す る職業訓練・教育の公的な提供がそれに該当する。 新しい技術を持った次代の労働者の育成は資本家に とっても重要な関心事なのである。医療に関しても、 個々の労働者の健康にあまり大きな関心を抱くこと はないが、伝染病が流行して労働力の供給に支障が 生じるようになると、公衆衛生という社会防衛の方 法を編み出し、全く別の対応を取り始める。労働者 はこうした資本家層の気紛れな対応に業を煮やして、 社会的な教育・医療の保障制度を要求するに至った。 その成果が現在の社会保障制度に結実したといえる。

以上で簡略に述べた内容を集約すると、結局、資本主義の発展につれて賃金の短期性と労働者の生活の長期性とが鋭く矛盾するようになった、ということである。資本家は労働者を資本主義の枠内に止めようとして、また自己の利益を安定的に追及するた

めにも、「賃金制度の矛盾」を補完する役割を持つ社 会保障制度を賃金制度の外部に成立せしめたのであ る。こうして西欧の資本主義国では、労働者の短期 的生活課題は主として賃金制度が担い、長期的生活 課題は主として社会保障制度が担うという相対的な 役割分担関係が、これ以降、社会的に形成されるこ とになった。こういう社会的な生活基盤の提供があ るからこそ、西欧の先進諸国では賃金水準の年齢間 格差や男女間格差、企業規模間格差が日本に比べる と格段に小さくなっているのである。賃金は、食費 や被服費に代表される相対的に短期にその価値が循 環する生活費部分に対応するものへと徐々に変化し てきた。したがって、わが国の財界がすぐに引き合 いに出すような、直接的な賃金部分だけの国際比較 は、ほとんど意味がない。間接的な賃金部分(社会 保障制度において提供される長期的生活課題部分) を含めて、日本の労働費用が高いか低いかが検討さ れなければならない。こうした方向性はわが国では かなり微弱なレベルに止まった。しかし西欧の先進 資本主義国では、いわゆる「福祉国家」を成立させ るまでに発展してきたのである。

2. 社会保障の稀薄さの日本的背景

わが国では独占段階に顕在化した「賃金制度の矛盾」は、賃金制度の外部において社会保障制度という形態で補足・補完されることにはならなかった。 「賃金の矛盾」は、西欧の資本主義諸国の対応とは 異なる別種の方式において対応されることになった。 すなわち、賃金制度の内部において矛盾への対応が 図られることになったのである。

①日本的雇用慣行による個別企業的対応

わが国でいわゆる「日本的雇用慣行」が生み出されたのは、大正期であったといわれている。「日本的雇用慣行」とは、説明するまでもなく、終身雇用制・年功賃金制・企業別労働組織の3点をその主な内容としている。ここで取り上げるのは、「終身雇用制」という長期に雇用を保障する社会的慣行と、「年功賃金制」というライフステージの上昇にともなって必要生活費の増加に賃金が対応するシステムについてである。

終身雇用制と年功賃金制は、独占段階に顕在化し

社会保障問題の今日的性格

た「賃金制度の矛盾」に関する社会保障制度とは異なる日本的対応策であった。従来、これらの日本的雇用慣行の成立については、「熟練の企業内養成」といった労働過程からの技術的説明がなされるのが常である。しかし筆者には、そうした理由は成立の一根拠ではありえても、理由の全てではないように思われる。基本的には、先に列挙したようないくつかの理由にもとづいて顕在化した「賃金制度の矛盾」に(つまり労働者の新たな窮乏化の出現に)、資本家層が何らかの対応策を取らざるをえないところに追い込まれたことにある。日本的雇用慣行の成立事情は、労働者の生活と賃金制度の対応関係を探る視点から再度捉え直される必要があると思われる。

大正期には労働運動を始めとした社会運動の一定の高揚と広がりが見られた。これは必ずしも大正デモクラシーに象徴されるような進歩的社会思想の影響によってのみ出現したものではないだろう。生産力が発展し、生産規模が拡大していくなかで「賃金制度の矛盾」が次第に大きくなり、そうした新しい地平での労働者の「窮乏化」が顕在化したことが、運動の高揚の客観的理由であっただろう。日本的雇用慣行の成立と普及は、天皇制に代表されるパターナリズム(父権主義または温情主義)の伝統が強固なわが国で、資本家層が最も抵抗なく導入し得た労働者の窮乏問題への「譲歩策」であった。

②戦後における日本的雇用慣行の定着と矛盾の隠蔽 化

一一般階層の本が(陰画)としての不安定就業階層の貧困一戦後、経済の基礎過程が回復するにしたがって、日本型雇用慣行は次第に日本の企業に普及・浸透していった。労働者は、就職から定年退職まで長期に雇用を保障され、所得が保障されるのと同時に、ライフ・ステージの階梯を上るにつれて上昇して行く生活費の必要を年功賃金制によって一定保障されることになった。もっともそれは、支払い能力に余裕があり景気の変動に対する強い体力を有していた大企業において、より高い効果を発揮することができた。中小・零細企業は景気変動の影響を受けやすく、また支払い能力にも限界があったから、当初それほど高い普及状況を表すには至らなかった。しかし、高度経済成長にともなう労働力の不足と利潤の獲得

機会の拡大は、中小企業に対して追い風の役割を果たし、日本的雇用慣行の導入に積極性を与えるきっかけとなった。

こうして日本的雇用慣行の定着によって、企業内部における賃金闘争という労働運動の土俵が、組織労働者の側に形成されることになった。賃金は先に述べたように、「極小化圧力」の作用を受けるものであり、たとえ年功賃金カーブが描かれるようになっても、常に必要生活費とのあいだに不足が生まれる。ましてや戦後の日本は目覚ましい経済成長を遂げつつあったから、社会が国民に提供する欲望の量と水準は順次高まっていった。わが国ではこの時期に「消費の大衆化」が大きく進展した。企業の成長が国民の購買意欲を高め、反対に国民の購買力が企業の成長を支えるという相互規定的なメカニズムが出来上がった。年功賃金制が定着したことによって、労働運動の賃金闘争への収斂がいっそう強められる結果になった。

労働者にとっての長期的生活課題は、日本的雇用慣行によって賃金制度の内部で一部実現されるようになったので、わが国では労働者が社会保障制度を拡充するように要求する客観的必要性はかなり減殺された。日本では大正期以来、大企業を中心に労務管理的色彩の強い企業内福利厚生としての共済制度があり、組織労働者はこの共済制度の延長線上でしか、社会保障の拡充の必要性を認識できなかった。戦後の労働運動にとっては、ともかくも「賃上げ」が最大の課題であり、少なくとも組織労働者にとっては社会保障闘争は建て前としての一般的な要求の意味しか持ち得なかった。

しかし、労働者の長期的な生活課題に賃金制度が 対応するシステムは、労働者階級全体から見れば、 組織労働者の一定部分に限って実現されていたに過 ぎない。このシステムから排除された労働者が相当 量存在していた。高度成長が展開し、「消費の美徳」 が喧伝される社会状況のなかで、いまなお生活の長 期的課題の実現と賃金の短期的性格との矛盾に苦し む労働者が厚い層として存在していたことを忘れて はならない。この階層に属する人々は、日本的雇用 慣行に守られた一般労働者の対極に位置しており、 就業の不安定性、長期的にみた賃金の低位性、未組

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

織性、無権利性を特徴としていた。

わが国の戦後の労働問題研究は、概してこの階層には注目してこなかったといってよい。それは、組織された大企業労働者のなかにこそ日本社会を民主化させる芽があるとする旧くからのテーゼが学界を支配していたからである。いわば学問的伝統ともいえるこうした傾向に挑戦し、不安定階層に着目し、その問題性(貧困)を社会調査を通じて明らかにしたのが江口英一氏である。

江口氏は、不安定就業階層の生活の現実のなかに、 日本の労働者階級全体に共通する問題を見出だして いた。それは氏が不安定就業階層を、組織され日本 的雇用慣行に守られた一般労働者のネガ (陰画) と して捉えていたからだと思われる。ポジ(陽画)は ネガ (陰画) なくして成立しない。またポジの出来 具合はネガの質によって決定される。マルクスが『資 本論』で述べているように、資本主義の発展は相対 的過剰人口の増大を不可避的にともなうものである。 経済成長による個人所得の一定の上昇によって (す なわちパイの拡大によって)、労働者の生活問題の多 くが解決されていくように思い描くことは、誤りな のであった。江口氏は、不安的就業階層の労働と生 活の実態を「貧困」の視点から解明していくなかで、 彼等の問題を解決していくためには社会保障制度の 確立が不可欠であることを確認するようになった。 これには「全日本自由労働者組合」(全日自労)の当 時の取組み等が参考になったと思われる。しかし、 ポジだけを見てネガの重要性に気づかない人々は、 氏の研究が労働問題研究一般に対して持つ重要性を 理解できなかった。氏はあくまでも熱心な「貧困研 究の専門家」と見なされていたに過ぎない。

③不安的就業階層の増大と社会保障

一戦後的社会契約の破棄とネガのポジ化現象の進行—

一般階層として把握される組織労働者が日本的雇用慣行によって雇用と賃金の一定の水準を守られていた時代は、オイル・ショックによる高度経済成長の終焉とともに徐々に変更を迫られることになった。70年代半ばの労働運動の高揚を最後に、日本の労働者の目の前には厳しい雇用情勢が広がり始めた。「人減らし合理化」「減量経営」に始まる企業の人員整理の大々的展開の前には、賃金闘争としての春闘はも

はや敗北を重ねるしかなかった。財界によって「賃金か雇用か」という厳しい選択が突きつけられたからである。労働者は自分と家族の将来(長期的生活課題)を考えて、雇用の確保のほうを選択するしかなかった。しかし、足元の動揺を見てとられた労働者には、このあと「賃金も雇用も」なかった。この時期にはすでに職業安定法のなし崩し的解体の兆しが出始めていた。学生援護会やリクルートによる膨大な不安定就業の紹介と斡旋が胎動し始めていた。日本的雇用慣行によって守られている労働者は次第に包囲され、その数は徐々に低下傾向を示すようになった。このときすでに外堀は埋められつつあったのである。

再度の景気後退を経験した後、「雇用の弾力化」政策が労働行政の中心的課題として掲げられるようになった。1985年に制定された労働者派遣法は、まさに日本的雇用慣行への戦後初めての本格的な挑戦であった。こうして組織労働者を主な対象に、社会保障制度の非拡充と引き換えに提供されてきた日本的雇用慣行は、大きく見直されることになった。ここではこうした事態の進行を財界による「戦後的社会契約の破棄」と表現することにする。

70年代前半までの時期には、少なくとも研究者の認識のうえでは少数派と見なされていた不安定就業階層に固有の労働と生活の不安定性は、現在では次第に一般労働者にも共通の現象となりつつある。いわば「ネガのポジ化」現象が進行しつつある。今日では雇用における「規制緩和」すなわち「雇用の弾力化」が財界の強い要望となっている。また年功賃金制のもとでの「高すぎる中高年齢者の賃金」が、財界ばかりか経済企画庁あたりからも指摘されるまでになっている²)。わが国における新卒者の初任給の著しい低さについて言及されていないのは問題だが、恐らく初任給の水準をひとつの目途として、賃金水準の抑制がこれから再開されることになるのであろう。

こういう雇用条件と賃金水準の低下が、勤労者世帯の今日的な生活問題の背景になっていることは間違いない。70年代後半から主婦の「共働き」化が急速に進行したが、それは家事労働に拘束された主婦を対象にパート労働に代表される「カジュアル・ワ

社会保障問題の今日的性格

一ク」が豊富に提供されるようになったという労働市場の需要側の影響ばかりでなく、夫ひとりの賃金では拡大する生活費の全てをまかない切れないという、勤労者世帯の昨今の家計事情が深く影響している。「女性の社会進出」「自己実現」が叫ばれる一方で、今なお女性の就労の動機は「家計の補助」が最大の理由として挙げられている³)。

こうした今日の雇用と賃金をめぐる環境の変化は、 必然的に社会保障の拡充に勤労者の関心を向けさせ ずにはおかない。それは、60年代に組織労働者が感 じていたような「建て前」としての総論賛成という 距離感のある対応ではなくて、まさに日本的雇用慣 行という「戦後的社会契約」が一方的に破棄されつ つあるなかでの、相当に真剣な要求と関心事である。 現在の日本ではようやく戦後の西欧先進資本主義国 並に、社会保障問題が利害対立の鋭い結節点となり つつある。しかし、次の点に注意する必要がある。 ここでは労働者にとっての消費財の価値の循環様式 の相違から、短期的生活課題と長期的生活課題とに 分けて捉えたが、そのどちらも生活の順当な再生産 にとって重要であることには違いがないということ である。一方が拡充されれば、他方は縮小されて良 いというものではない。したがって賃金問題への取 組みも社会保障問題への取組みも、今の日本ではと もに重要なのである。この点を忘れてはならないだ ろう。

3. 「高齢社会」の到来と社会保障の「負の改正」の常態化

社会保障をめぐる政策の動向を考える場合に、もう一点重要な問題が残されている。それはわが国における人口の高齢化の進展、つまり「高齢社会」の到来という要因である。

人口の高齢化・国民の長寿化が進行すれば、社会 保障・社会福祉は拡充されざるを得ない必然性をも っている。なぜならば、第1に、指摘するまでもな く、勤労者・国民にとって年金・医療・福祉は、ど れをとっても高齢期の自立した生活の安定・安心に 必要欠くべからざるものだからである。長寿化は老 後の生活費問題を大きくし、「賃金の短期性」を強化 する方向に作用する。第2に、総資本側の問題とし て、人口の高齢化は生産年齢人口の相対的減少と同義であるから、労働力を将来的に安定的に確保し経済成長を維持・促進するためには、欧米並に女性の「社会進出」を促進しなければならない。そのためには女性の就労を阻害している要因であるところの育児や介護・家事の負担を軽減化しなければならない。第3に、高齢者のための社会保障・社会福祉の拡充は、若い現役世代が高齢者を直接経済的に扶養する必要性を薄めるから、企業にとっては高い賃金費用を負わないで済むことになる。

このように、社会保障・社会福祉の拡充は、労働 者にとっての階級的利害の観点からのみ説明される ものではない。資本もそれらの拡充策から多くの利 益をうけることができる。こうした利害の複雑な絡 み合いを等閑視して、直接福祉を受ける国民の側か らだけ社会保障の意義を捉えているから、進行する 事態の本質が見えにくくなるのである。実際、そう した社会保障の表面的理解が、今日の社会保障をめ ぐる事態の進行状況をわかりにくくしている原因で ある。とりわけ高齢者に関する社会福祉分野では、 介護保険制度の新設問題に象徴されるように、ある 意味で華々しいまでに政策が推進されている。表面 的にみると、福祉がどんどん発展しているかのよう に見える。しかし、そこにはやはり資本主義社会と しての複雑な利害関係が作用していることを見落と してはならないだろう。簡単にいえば、国や企業が 金を出さずに勤労者・国民の負担を高めるかたちで 社会福祉を「拡充」する方途があり、それが実行に 移されてきたのが80年代以降のわが国の社会保障を めぐる状況であったということである。企業はそう した施策から、先にあげたような利益だけを一方的 に享受することができる。筆者の眼には現在の福祉 政策の拡充が、そのような方向で展開されているよ うにしか写らない。

表は、こうした傾向について、国家財政の面から 検証するために作成したものである。「国民所得に占 める社会保障総費用実支出の割合」を時系列で見る と、1970年の 6.9%から93年の18.7%まで、その割 合は上昇傾向を示している。この数値だけを見ると、 社会保障に使うお金が増えているのだから、社会保 障は実際に拡充しているのだと錯覚させられてしま

労働総研クオータリーNo.27 (97年夏季号)

う。しかし、真ん中の欄の「国家財政に占める社会 保障国庫負担金の割合」を見ると、「日本型福祉社会 論」が提唱され始めた前後の1975年以来、その比率 はほぼ一貫して25%程度を保ちつづけていることが わかる。つまり、国は75年以来今日に至るまで、国 家財政のうち社会保障に振当てる部分を一定の割合 以下に決めているのだ。75年当時に比較して、現在 では「高齢者保健福祉10カ年戦略」やら「新ゴール ド・プラン」やら「介護保険」やら、高齢者関連の 福祉施策が矢継ぎ早に展開されている。そうした莫 大な費用がかかる事業が一方で華々しく展開されな がら、国の財政配分は不変なのである。これを「社 会保障ブロック」と表現せずして何と表現すべきで あろうか。その結果、表中最右欄の「社会保障の国 庫負担率」は、何と1970年の40%から93年の28%に までほぼ直線的に下降している。社会保障・社会福 祉の拡充を、いわば「他人のふんどしで相撲をとる」 かたちで実現しようとしてきたのが、臨調行革路線 以来の日本の福祉政策であったといえよう。社会保 障・社会福祉のための費用は今後も高まらざるを得 ない必然性をもっている。しかし、その都度、財政 の「社会保障ブロック」が働き、勤労者・国民の負 担に転嫁される事態、すなわち「負の改正」が常態 化されるであろう。

繰り返しになるが、高齢者に関する社会保障・社会福祉の拡充は、そこから企業も多くの便益を享受できる。北欧の福祉国家がかつてそうしたように、女性の社会進出によって企業と社会が大きな利益を享受できることを、日本の政財界は率直に認めるべきである。そして、そのための費用を負担することを明言すべきである。その点をあいまいなままにしておく以上、そこからはすっきりとした福祉施策は生まれようがない。勤労者・国民に説教をするかのような、追加負担の承認を求めるための、政策イデオロギーの充満した文書の山が、官僚の手によって、毎年膨大に作り出されるだけである。これははっきり言って税金の無駄である。

イギリスには「地獄への道は善意で舗装されている」という格言がある。福祉の拡充という表面的な 善意と甘い響きの裏側に隠された物事の本質を嗅ぎ 分けていくことが、社会保障・社会福祉の研究に携 わる者の役割であろう。その際、重要なことは、制 度・政策の側面からでなく、勤労者・国民の労働と 生活の実情を明らかにする側面から、福祉政策の妥 当性を客観的に評価していくことだと思われる。

表 財政から見た「社会保障ブロック」の状況

(単位:%)

и	国民所得に占める 社会保障総費用実 支出の割合	国家財政に占める 社会保障国庫負担 金の割合	社会保障の国庫負 担率
1970年	6.9	20.4	40.0
75 <i>"</i>	10.9	26.8	41.2
80 "	14.3	26.1	39.7
85 <i>"</i>	15.6	26.2	34.2
86 "	16.3	26.5	32.5
87 "	16.5	25.4	31.7
88 "	16.0	26.3	33.7
89 "	15.8	25.0	32.9
90 "	15.7	22.6	29.1
91 "	15.8	23.3	29.0
92 "	17.2	25.2	28.6
93 "	18.7	25.6	28.6

資料)社会保障制度審議会編『社会保障統計年報』 (1992年版、95年版)より作成。

(注

- 1)例として、P.タウンゼント『ロンドンにおける貧困と労働』 (ロー・ペイ・ユニット、1987年)を挙げることができる。
- 2)経済企画庁『平成8年版国民生活白書』(大蔵省印刷局、1996年)参照。
- 3)同上参照。

(理事・大正大学助教授)

特集/「行政改革」と日本の労働者・国民

多国籍企業段階の日本経済と橋本行革

二宮 厚美

はじめに――橋本六文銭内閣のろくでなし改革

橋本内閣は97年初め、その使命とする「構造改革」の課題を六大領域に設定し、それらを一括して「六大改革」と表現した。6つの領域とは、経済、財政、行政、金融、社会保障、教育のことである。しかも橋本首相はこの通常国会冒頭の施政方針演説において、これら六大改革は「一体的に断行しなければならない」とアジっている。

6つの領域にわたる構造の改革を一体的に進める路線とは、ひとまとめにして言えば要するに「六位一体型構造改革路線」ということになるだろう。ここで構造改革とは他ならぬ戦後構造の見直しを意味する。つまり構造改革とは戦後史的な構造転換を志向する路線にほかならない。さらに三位一体ならぬ、本稿で続いてみるように、正確にいえば「ろくだい」ではなくむしろ「ろくでなし」というのが事の本質である。したがって、橋本内閣の「六位一体型構造改革路線」は、言い換えると「ろくでなしの戦後構造見直し路線」ということになる。ことのついでにレトリックをもうひとひねりしていえば、「ろくでなしの戦後構造見直し路線」は「戦後構造の六道銭」を意味する。

周知のとおり六道銭は死者を葬るときの餞別、死者が冥土に向かって三途の川を渡るときに払う渡船料の六文銭のことである。このならいにそくしていえば、戦後構造が三途の川を渡るときにも六道銭が必要になる。したがって橋本内閣が戦後構造に引導をわたして三途の川に送りだそうとするときにも、戦後構造に六文銭ないし六道銭をつけなければなら

ない。戦後構造を冥土に送ろうとする橋本六大改革 路線は、その意味でいうと、戦後構造への六道銭路 線ということになり、橋本内閣とは戦後六文銭内閣 ということになるだろう。

要するに、六大改革とは戦後構造のろくでなし六 文銭改革路線のことである。小論のテーマはこのこ とを以下で検討することにおかれる。

橋本行革の戦後史的構造転換路線の歴史 的特質

橋本行革は、狭義の意味でとらえると、先にふれた六大改革の一環を構成する。たとえば、橋本内閣のもとにおかれた行政改革委員会の作業や自民党行政改革推進本部の活動がそれを示している。この狭義の橋本行革はさしあたり、かつて第三次行革審が敷いたレール、すなわち「規制緩和プラス地方分権」という2つのレールに乗る形で進められていると見ることができる。だが、橋本行革の全体像はこの狭義の行革にとどまらず、六大改革の他の領域にオーバークロスし、またそれらと重なりあっている。

というのは、まず第1に現代日本の行革は財政構造改革や社会保障構造改革等をその内部に包摂して進められているし、第2に金融システム改革や経済構造改革、また教育改革等にあらわれているように、行革の重要基軸とされた規制緩和の論理がそのまま他の改革プランに貫徹しつつあるからである。さらに第3に、先述のように橋本首相自身が六大改革は「六位一体型」で進められなければならないと言明している。したがって橋本行革の全貌をおさえるためには、狭義の行革に連動して進められる六大改革路線全体を視野におさめることが必要であり、ここ

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

ではそれを広義の橋本行革としておくことにしよう。 以下、橋本行革という場合にはこの広義の行革をさ すものとする。

まず問題にしなければならないのは、橋本行革が いまなぜ六大領域にも及ぶ構造転換に乗りだしてい るのか、その背景である。戦後史的構造転換路線の 背景には少なくともまず「なぜ戦後史的な転換なの か」という問題と、次に「なぜ構造の転換なのか」 という問題との2つが伏在していると見なければな らない。同じことは、80年代に「戦後政治の総決算」 を掲げた中曽根内閣にも言えたことである。中曽根 政権は「行政改革・政治改革・教育改革」の三大改 革路線をうちだし、当時首相自らが語ったように、 行革から政治・教育改革をおし進めて憲法改正の「風 の院」に迫ることを標榜していた。この場合、「戦後 政治の総決算」とは一言でいえば憲法体制の見直し を意味したが、そこには「日本列島不沈空母化構想」 に端的にあらわれたように、日米間の軍事同盟強化 を要請する特殊な事情が作用していた。

橋本行革がかつての中曽根行革に一脈相通じる側面を持っていること、その六大改革路線が中曽根三大改革路線を継承した連続面を持っていることは、恐らく誰しも否定しないだろう。たとえば、橋本・中曽根両行革ともに支配的イデオロギーとしては新自由主義を利用し、公共部門の民営化や規制緩和を推進する民活路線を採用していることは誰の目にも明らかである。また「大砲かバターか」の選択において大砲の優先とバターの軽視にうき身をやつす点、両者に違いは認められない。

だが、橋本・中曽根両行革がまったく同一のものであり、後者の「戦後政治の相決算」が前者の「六位一体型構造改革」と同等同質の戦後史的構造転換策であるかと言えば、そうとは言えず両者には違いがある。たとえば狭義の行革「規制緩和プラス地方分権」を例にとると、規制緩和策は中曽根行革当時にも案として浮上してはいたものの、その本格的実施が進行しはじめるは第三次行革審から細川政権下の平岩委員会報告(93年)、そして村山内閣のもとでの95年規制緩和アクション・プログラムにおいてであり、他方、地方分権化は中曽根行革当時にはほとんど問題にされていなかったものである。橋本行革

の目指す社会保障構造改革も中曽根行革ではまだそ の青写真は描かれていなかった。

したがって、橋本政権の「戦後構造のろくでなし 六文銭改革路線」の特質を見るためには、中曽根行 革との連続面をおさえるだけではなく、それとの差 違を明らかにしておくことが重要である。両者間の 異質面は、大くくりに言うと80年代と90年代との差 違、より正確にいうと80年代の自民党一党支配期の 行革と93年政変以降のオール与党化のもとでの行革 との違いにいきつくだろう。

では、橋本行革を80年代の中曽根・臨調行革と区別するものは何か。ここでは、その差違をつくりだす背景として2点のみを指摘しておきたいと思う。

第1は90年代の国際関係の変化、特にソ連崩壊後のアメリカの世界戦略が日米安保体制のアジア化=世界化を80年代以上に促進し、近年の周辺有事に向けた日米防衛ガイドライン見直し作業の進捗や日本の国連安保常任理事国入りの画策等に見られるように、日本の「国際貢献路線」が量的・質的にエスカレートしていることである。

第2は、日本の大企業体制が80年代後半期までは 輸出主導型の道を歩んできたのにたいして、80年代 半ば以降、特に90年代のポスト・バブル不況期にお いて海外生産を大きく包摂した本格的な多国籍企業 型に突入したことである。

これら2つの事情は、戦後日本の歴史を規定してきた日米関係の枠組みと日本の巨大資本の蓄積傾向に新たな局面が生まれたということを意味している。もちろん、念のためにいえば、これら2つの事情において80年代と90年代に連続面がないわけではないし、また逆に両時期の差違はこれら2つの事情にだけ帰せられるものではない。歴史はいつの場合にも過去との連続面をもって屈折していき、いかなる時にも主要原因だけではなく様々な副次的諸要因に規定されてその道を歩むものである。この点を断ったうえで、小論では橋本行革の特質をできるだけクリアにするために、あえて上記の2点にしぼって橋本行革の歴史的背景をおさえておいて、話を進めてみることにしよう。

2. 多国籍企業段階に派生する3つの難問

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

橋本行革の枠組みを規定する要因はまず、上で指 摘したように、日本の国際的地位の変化、特にアメ リカの世界戦略に基づく日米関係の新たな枠組みで ある。たとえばソ連・東欧体制の崩壊後の国連の地 位の変化や旧社会主義体制諸国の相次ぐ市場経済化 は、民族間対立や宗教紛争等の顕在化とともに、90 年代のアメリカの世界戦略に新たな要因を吹き込み、 またそれに伴って日米間の軍事同盟関係をエスカレ ートさせる国際環境をつくりだした。その主要なも のを上げておくと、まず第1に日本の国連安保常任 理事国入りの推進、第2に日米安保の広域化、すな わちアジア化、第3に集団安保体制化への接近、す なわち集団自衛権行使に近づく極東有事即応体制づ くり、第4に日米間の軍事的一体化の進展、たとえ ば兵器のインターオペラビリティの高度化や物品役 務相互提供協定(ACSA)の締結、第5に沖縄の基地 をはじめとする米軍基地の半恒久化等が指摘できる だろう。

これらは、橋本行革がぬきさしならぬ形で国際貢献路線に一体化せざるをえないことを物語っている。ただここでは、日米関係の枠組みの変化が橋本行革を左右する事情についてはこれ以上深くはたちいらない(その詳細は、たとえば渡辺治『現代日本の帝国主義化 形成と構造』大月書店、1996年参照)。ここでより注目しておきたいのは、橋本行革の背景を形成する先述の第2の事情、つまり日本の大企業の多国籍企業化に伴う問題である。橋本行革の原型にあたる自民党行革推進本部「橋本行革の基本方向について」(96年6月)は、行革が必要になる背景をすでに次のように指摘していた。、

「国際社会・経済の領域でも、市場経済の拡大と 深化が進む一方、ヒト、モノ、カネ、情報が極めて 迅速に地球規模(グローバリゼーション)で動き回 るようになってきている。企業は、激しい競争に勝 ち抜くため、有利な環境を求めて国境を越えて移動 (経済の空洞化)するようになり、いわば、人や企 業が国を選ぶ時代が到来しようとしている。一言で 言えば、『大競争 (メガ・コンペティション)時代』 の到来である。」

ここで指摘された「大競争=メガ・コンペティション時代の到来」というのは、事実上、「日本経済の

多国籍企業段階への突入」というのに同じである。 なぜなら、巨大企業が多国籍企業化すれば、市場獲得や技術開発などをめぐって、まず第1に日・欧・米の先進国間競争と途上国間競争がともに熾烈化し(水平的競争の激化)、第2に先進国と途上国の間の競争が先鋭化し(垂直的競争の激化)、二重の意味での「大競争時代の到来」ということになるからである。「人や企業が国を選ぶ時代」とは、商品や資本がより有利な地域、より儲かる場所、より安全な国を求めて自由に移動し競争することを意味する。したがって「大競争の時代」とは多国籍企業を主役にした「新自由主義的帝国主義の時代」と呼び換えられるものにほかならない。

日本の巨大企業が輸出主導型から多国籍企業型に移行しつつあること、すでに海外生産額が商品輸出額を上回るほどの「海外生産大国」になっていること、少々の円安ではその勢いをとめることができないほどに多国籍企業化が不可逆性を持ち始めていること、これらは戦後日本の歴史に文字通り構造転換と呼ぶにふさわしい画期をもたらすものであり、橋本政権の六大改革路線はその政策的表現にほかならない、と言えるだろう。ただし、その結論に急ぐまえに見ておかなければならないことは、多国籍企業段階に突入した日本は多くの難題を抱え込むこと、特に橋本行革にひきよせて言えば3つの難問に直面するということである。

3つの難問とは、まず第1に企業の海外膨張主義をバックアップする経費の増大、第2に国内の福祉需要の高まり、第3に財政危機の深化、これらである。節をあらためてこの3つの難問を見ておくことにしよう。

3. 財政危機のもとでの大砲かバターかの選択

まず第1は、企業の多国籍企業化に伴う海外膨張 主義とそれを支える「新自由主義的帝国主義化」の ための行財政需要が膨張することである。この行財 政需要の代表は、対外的には軍事費および経済協力 費であり、対内的には科学技術開発費およびニュー インフラ整備費である。現代日本ではいまのところ、 大企業の多国籍企業化が輸出志向を放棄しない形で

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

進捗しているために、換言すれば多国籍企業化が「輸出志向プラス海外生産」の二正面作戦を採用して進められているために、海外市場の安定化と海外生産の安定化が同時に求められ、それらをバックアップするための行財政需要が特に高まる。この行財政需要は、80年代に流行した言葉でいえば、危機管理型の総合安保経費が膨張していくことを意味する。橋本行革の第1の背景であった先述の安保体制の強化がこれと重なることは、もはや指摘するまでもあるまい。

第2は、総合安保経費と裏腹の形で、新しく広義の福祉国家需要が高まることである。総合安保経費を「大砲型」と呼ぶとすれば、この新たな福祉国家需要は「バター型」の行財政需要と擬することができる。バターを求める福祉需要がなぜ高まるかと言えば、多国籍企業化の進行が国内における産業・雇用・生活の空洞化をよびおこし、国民生活の内部からそれらの空洞化部分を埋める需要が高まらざるをえないからである。この新型福祉国家需要は、現代日本において特に3点から確かめることができる。

その1つは、「大競争時代」の多国籍企業化が日経連の「新時代の日本的経営」路線に代表されるような伝統的企業社会の見直しやリストラの推進、また雇用・賃金体系の再編等をよびおこし、広範囲におよぶ労働者から雇用・所得・年金等の社会保障要求をひきださずにはおかないことである。2つめは、同じ多国籍企業化が農業・中小企業を担う中間層を動揺させ、その営業・所得・生活にまたがる社会保障要求を掘り起こさずにはおかないことである。これらは要するに多国籍企業化が労働者と中間層の方から広義の福祉需要を呼び起こすということにほかならないが、そのうえに現代日本では3つめの事情が加わる。それは高齢化・少子化という家族・人口問題が国民生活内部から福祉需要を喚起せざるをえないことである。

こうした3点に基づく福祉国家需要の高まりは、 換言すれば、輸出主導型経済とワンセットになって 築かれてきた従来の日本型企業社会の構造が多国籍 企業化とともに揺らぎ、これまではともすれば「強 力な企業社会」のもとで抑えこまれがちであった福 祉国家需要が、あたかもビンの蓋を打ち破るように して噴出してくるということを意味する。強力な企業社会の陰に隠れてきた未熟な福祉国家がこれから は成熟に向かって頭をもたげてくるわけである。

以上をまとめると、要するに、日本経済の多国籍企業段階への突入は一方での総合安保経費と他方での新型福祉国家需要との2つ、すなわち「大砲」と「バター」両方の行財政需要を高める。「大砲かバターか」という選択問題は国政上の古典的テーマというべきものである。この古典的テーマに対して、先進資本主義諸国はかつて「戦後資本主義の黄金時代」と呼ばれた50・60年代に、「バターか大砲か」ではなく「大砲もバターも」という両面作戦で応えようとした。戦後日本も、高度成長期において同じような「大砲もバターも」の両立作戦に臨んだ経験を持っている。

だがしかし、「大砲もバターも」の両にらみの作戦が成功するのは、ただ両方ともに引き受けるだけのゆとりが国家財政に存在する場合にかぎってである。したがって、国家財政の状態いかんが事態を左右する。ところが、現代日本の多国籍企業化はここに第3の国家財政問題をつくりだす。

第3の事情とは、日本経済の多国籍化とともに、 それに併行して国家財政の危機が構造的に深化する ということである。財政危機の深化にはいくつかの 要因をあげることができるが、現代日本の場合、す でに過去から積み上げられてきた累積債務の重圧、 また「隠れ借金」として表面上は隠されてきた各種 の繰り延べ措置や特別会計等の赤字の顕在化など、 既存の赤字構造のうえに将来におよぶ「歳入の空洞 化」問題を指摘しておかなければならない。「歳入の 空洞化」とは、従来の輸出主導型経済成長下におけ る「自然増収メカニズム」が狂ってくることである。

多国籍企業化の進行は国内の産業・雇用・地域の空洞化問題をよびおこすと同時に、海外利潤の本国送還が膨大なものに成長し帝国主義に固有の寄生的利益が速いスピードで伸びない限り、資本の海外流出や利潤の海外再投資のもとで、所得税や法人税等の空洞化問題をよびおこす傾向をもっている。このことは、国内に生産拠点をおいた輸出主導型経済成長のうえに築かれた「自然増収メカニズム」が変容をきたすことを意味する。そのうえに、「大競争時代」

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民・

には企業の側から公租公課負担の軽減要求が高まる。 現代日本では、先述のとおり、大企業は「輸出志向プラス海外生産」の二正面作戦で「大競争時代」 にたちむかっているために、税・社会保険料等のコスト削減を強く求める。おまけに橋本行革はそもそもこの企業負担削減要求に応えるために登場したという出自のものである。たとえば、前掲「橋本行革の基本方向について」は露骨にも次のように主張していた。

「大競争時代において直接競争にさらされるのは 企業であるが、その意味で企業のコストを構成する 公的負担についても見直さなければならない。税負 担はもとより、社会保障関係の企業負担分について は、特に国際比較の観点から現在のあり方を再点検 し、わが国企業のコスト競争力の維持に努めなけれ ばならない。」

この主張どおりに橋本行革が、すでに先進国でも 有数の財政危機を抱える日本において、あたかも泥 棒に追銭を与えるごとく企業の負担軽減要求に応え ていくとすれば、わが国の財政危機は文字通り構造 的に深化の道を歩むと予想しなければならない。

さて話を一歩前に進めて、多国籍企業化が以上のような3点の難問を誘発するとすれば、橋本行革の選択肢は自ずと限定されざるをえない。まず第1の多国籍企業の利害にそった「新自由主義的帝国主義化」の道をバックアップするとすれば、第3の財政危機の圧力と財政再建課題の高まりに結びついて、第2の新型福祉国家への道は遮断されざるをえない。ここから財政構造改革に結びついた社会保障の戦後史的構造改革路線が進行することになるだろう。この場合、社会保障構造改革は国民生活内部から新しく福祉需要が高まっているだけに、単純な福祉抑制策ではすまされずに、社会保障・福祉制度全般にわたる構造的見直しにむかわざるをえない。これは80年代との違いの一つを形成する。

もちろん、ことは社会保障構造改革にとどまらない。一方での海外膨張主義の高まりは「新自由主義的帝国主義化」の傾向とあいまって戦後の国家構造の見直しを要請するだろう。これらの点にいま少し深くたちいる形で、以下、橋本行革の性格を確かめてみることにする。

4. 支配・統治構造の再編としての橋本行革

多国籍企業の形態をとった大企業の資本蓄積は、21世紀に向けて新たな国家づくりを要求する。この 視点から橋本行革を評価するとすれば、その全体像 に迫るにはさしあたり3つのレベルからのアプローチが必要である。それは、①国家対市民社会の関係の再編成、②統治構造における中央・地方関係の再編成、③官僚機構と資本蓄積の相互関係の再編成、に要約される。

紙数の関係で端折っていうと、これらの3つのレベルそれぞれにおける橋本行革のキーワードは、①国家対市民社会関係の再編成では「規制緩和」、②中央・地方関係の再編成では「分権化」、③資本蓄積対官僚機構の再編成では「民活」、ということになるだろう。現在進行中の橋本行革の特徴を、これら3つの領域にそくしてごく要約的に指摘しておくと次のようになる。

まず第1に、国家対市民社会関係の再編成を担う 規制緩和では、経済的規制と社会的規制の領域にわ たって「原則自由、例外規制」の原則が適用される。 規制緩和を進めるイデオロギーは言うまでもなく新 自由主義である。そのイデオロギーが何を帰結する かについて私は別に検討する機会があったので(「規 制緩和の集団ヒステリー型病理とその背景」『エデュ カス』第16号、97年4月参照)、ここでは一点だけ留 意点を指摘するにとどめる。それは、現代日本の規 制緩和が特に社会的弱者に対する「保護主義」や「平 等主義」を退ける形で進められていることである。 弱者に対する保護や平等化の措置はつまるところ人 権保障を根拠にしているから、規制緩和は各種の「人 権保障の空洞化」、特に社会権保障の空洞化というと ころにいきつく。規制緩和は自由競争を旗印にし弱 肉強食ないし優勝劣敗型のバーバリズムを横行させ、 巨大企業の野蛮な支配を帰結するだろう。

第2に、橋本行革は中央・地方の統治構造の見直 しにつき進みつつある。その作業は主として行政改 革会議(96年11月設置)と地方分権推進委員会のも とで進められているが、主要な内容は、①中央レベ ルでの省庁再編、②中央・地方関係における分権化、 ③地方レベルでの地方行革(自治体リストラ)の進

労働総研クオータリーNo.27 (97年夏季号)

行、この3つである。

まず中央レベルでの省庁再編では、最近の行革会 議の省庁再編案が例示しているように、①中央省庁 間の機能を見直して、国家機能の効率化をはかるこ と、つまり内閣の総合調整機能の強化や首相官邸の 権限強化といった危機管理型行政機構を確立するこ と、②国家機能の整理とあわせて省庁を現在の約半 数程度に大括りすること、③中央省庁を横断する形 で企画・立案機能と執行・実施部門との分割をはか ることの3つが検討されている。前者では首相のリ ーダーシップ機能の強化と省庁間の統廃合、後者で は実施・執行機能の外庁化(エージェンシー化)、ま た外庁化をステップにした民営化がマスコミの話題 をさらっているが、これらは要するに危機管理型国 家づくりを志向したものといってよい。

次の分権化では、当面の争点は、①国家の権力的 機能の純化のために余分のものは地方に委ねる分権 化、②国民生活上のナショナル・ミニマムの希薄化 と並行して進められる分権化、③企画・立案など実 質上の権限を中央が握ったまま事務・業務を地方に 移譲する分権化、④事務・権限の地方移譲を財源保 障なしで進める分権化などである。地方分権推進委 員会の分権化作業については、論者によって評価の 違いがあるが、橋本六大改革路線に包摂された分権 化路線は地方自治の拡充を意図したものとは到底言 えない点を明確にする必要があるだろう。諸井虔地 方分権推進委員会委員長 (兼行革会議委員) はあけ すけに、「地方分権を進めていくと、中央の役所の仕 事が減ります。ある補助金を撤廃してしまえば、そ の係の役人はいらなくなります。スリムにした役所 同士が合併するというのが省庁再編です」と語って いる (「日経」97年3月15日)。

最後に自治体リストラについては、民間企業のリストラ手法を援用する形をとって、およそ3つの軸を中心に進められている。それは、①行政サービスそのものの縮小・抑制・簡素化をはかって自治体をスリム化すること、②人件費と公務員数抑制を進めつつ業務の民間委託をはかること、③公務員の任用・賃金制度に能力主義的競争管理をもちこむこと、この3つが中心である。これらは住民生活と公務労働の視点からみてほとんど擁護の余地がないだろう。

一点だけつけ加えると、自治体リストラが、「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併の画策とあわせて、 上記の分権化の受け皿づくりの意味を持たされていることである。

第3の資本蓄積と官僚機構の相互関係、つまり国家独占資本主義的関係の見直しでは、「民活路線」をキーワードにしてたとえば特殊法人や財投その他公共部門の見直しが進行している。ここでも要約的に紹介するしかないが、①採算部門については民営化を徹底して資本蓄積の材料にすること(郵便・住宅・情報等)、②大競争時代の企業利害にそった公共セクターのスクラップ・アンド・ビルド、したがって技術開発や情報化基盤整備などのニューインフラを重視する一方で、草の根保守主義型の旧土建国家型公共事業については一部見直しをはかること、③多国籍企業化した大企業の蓄積基盤にそって行政の守備範囲を見直すこと、たとえば持株会社の解禁とか第三次産業の高コスト構造を見直すといった規制緩和路線がそれである。

以上は、橋本行革の素描である。ただこのアウトラインからでも、80年代の臨調行革を上回る橋本行革の「戦後構造のろくでなし六文銭改革」の姿が読みとれるだろう。

おわりに

橋本内閣は、この6月をめどにして、その六大構造 改革具体化の目鼻をつけるべく、財政再建法案のつ め、省庁再編を目玉にした行革案づくり、地方分権 推進委員会の第二次勧告などを準備中である。した がってこの夏以降、いま以上のいわばバージョンア ップした橋本行革が一大国民的争点となるだろう。 私たちは国民的包囲網をもってこれを迎え撃たなけ ればならない。

(神戸大学教授)

省庁再編論の位置とめざすもの

浜川 清

はじめに

省庁再編が、いまのように、「国民的な」課題となっているのは、ある意味で奇妙な現象である。国の省庁の内部でどのようなことが行われているか、それが効率的に運営されているか腐敗に満ちているかは、ほとんど国民には知らされないままにきたのであり、行政の研究者にとっても、国の省庁は情報のきわめて乏しい対象であり閉鎖的な存在であった。そうした存在であった省庁の再編が、国民的な課題として、マスコミによってしきりに問題にされるところに、不自然なものが感じられるのである。それは、第2臨調以来の行政改革論議に常につきまとった胡散臭さに共通するものである。

政治・行政・業界の腐敗が、底知れない様相を国民と世界中に明らかにする中で、国民は何らかの改革を求める心情を当然に共有することになる。果たして、今日の、省庁再編=国の中央省庁の行政組織改革は、そうした国民の期待に応えるものとなるのだろうか、それとも、相変わらずの胡散臭さに満ちたものであり国民を愚弄するものでしかないのか、あるいは、日本を危険な方向に向かわせることになるのか、あらためて検討してみることにする。

1. 省庁再編論の系譜

(1)官僚制批判と省庁再編論

政府部内で省庁再編に向けての動きが具体化したのは、1996年11月に行政改革会議が設置されてからといえる。同会議は、国家機能のあり方、中央省庁の再編、そして官邸機能の強化という3つの課題を与えられて発足したものである。しかも、発足後1

年以内に成案を得て、1998年の通常国会に必要な法案を提出するという、ごく具体的なものである。行政改革にかかわるものとしてそれまでに設置されていた、行政改革委員会(1995年設置)が、規制緩和その他の行政改革の実施状況を監視するとともに、行政情報公開法案の策定という役割を与えられていたにすぎないことからすれば、この行政改革会議の設置が省庁再編という課題の急浮上の画期をなしたといえる。

ただ、自民党内部において省庁再編がどの程度本格的に考えられていたのかは、それほど明らかではない。たしかに、同党行政改革推進本部の「橋本行革の基本方向について」(1996年6月18日)では、「改革の方向」の「第一国の役割の見直しとスリム化」の中に、「首都機能移転とも関連させた中央官庁の再編」が含まれていたが、具体的な再編論としては「政策立案部門と制度執行部門との間に適切な距離を設けること」がいわれた程度であった。

省庁再編論の背景には、これまでにない官僚制への「批判」がある。この批判は、一方で、第2臨調の行政改革論の中で、産業界と官僚制の対立という形で準備されてきた。すなわち、第2臨調行革は、産業界による新たな行政課題の要求という面のほか、合理化とリストラを進めてきた産業界による行政批判であり、減税要求としての側面を持っていた。また、それまで産業政策を通じて業界を支配し指導してきた官僚制に対して、産業界が情報・技術・戦略など知的優位性を次第に確保しつつ、その自立性を主張して行政による関与の縮小=規制緩和を要求したものであった。第2臨調は、その意味で、官僚制と産業界との力関係の変化をすでに示唆していた。

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

もっとも、第2臨調当時において、官僚制そのものに対する批判は、表面化することはなかった。むしろ、財政再建をめざすうえでの、産業界と高級官僚は、この段階ではなおも共同の政策立案者としてあったのであり、批判と攻撃の対象にされたのは公務員一般であり、むしろ多くの場合、下級の公務員の給与や勤務姿勢等に批判が組織されたし、国民生活にかかわる個別の施策が批判の対象とされた。

官僚制批判の第2幕は、自民党政権が瓦解し細川連立政権が成立するとともに、政治と官僚制の対立という図式で始まった。細川連立与党サイドから政府による政策決定の必要性がいわれ(田中秀征)、また、政府委員廃止や政務審議官設置(小沢一郎)などの提案が行われるなど、政治による官僚の統制論が活発にされた。マスコミもまた、官僚制批判のキャンペーンを積極的に行った時期でもある。それまで野党のスローガンであった「政・官・財」癒着がしきりに言われ、政権交代に対応しない官僚の傲慢が批判され、政権交代に伴う官僚の相対的な地位の上昇への警戒も示された。

そして、行政改革の中で、それまでの行政組織改革と一線を画する形で省庁再編が論じられたのは、細川連立政権が登場した直後の、第3次行革審(臨時行政改革推進審議会)の最終答申(1993年10月27日)である。ここで、国家機能の純化、縦割り行政を是正する「大括りの省庁」構想、それに内閣機能の強化がいわれた。中央省庁のこれほどまでの大幅な改革案がいわれたのは、第2臨調および3次にわたる行革審による行政改革を通じて、初めてのことであった。

(2)橋本政権と省庁再編論

この新たな省庁再編論は、自民党による長期単独 政権が崩壊して政権交代が現実化する中で、新しい 政権による行政組織=官僚制に対する統制の確保と いう課題に対応するものとして新たに登場したとい うべきであろう。この脈絡からすれば、縦割り行政 批判も、官僚制一般に見られるセクショナリズムの 批判にあるのではなく、政治=内閣の統制に服さな い行政組織を再編し、それを通して官僚制に残る自 民党の影響力を削ごうとすることに主眼があったと いえる。したがって、省庁再編論は、政治による行 政の支配をメインのテーマにしつつ、内閣機能の強化、幹部職員の政治的任用の導入などと密接に絡み合いながら、論じられることになる。

しかし、右の経緯からすれば、実質的に自民党政権といえる橋本内閣において、省庁再編が論じられることは、ある意味で逆説的でもある。自民党が族議員に至るまで癒着してきた官僚制を再編しようというのであり、それは自己矛盾といえるからである。もっとも、高級公務員は、自民党政権の長期安定化が従来のようには考えられず、必ずしも自民党のみに結び付けない。そのため、自民党政権にとっても、官僚の支配、統制が課題とならないわけではない。また、これまで行政改革を国民を動員する口実として用いてきた経緯からも、さらには、政権をうかがう他の保守諸政党との対抗上も、改革のスローガンを掲げないわけにはいかないであろう。

しかし、自民党にとって省庁再編に関心を寄せるのがその限りであれば、内閣機能の強化や政治的任用の導入に積極的であっても、省庁の組み替えまでも課題となるようには思われない。組み替えが必要であるとすれば、それは、別の考慮、すなわち、国民生活に関連するかぎりでの「小さな政府」と、国際的な地位を高めようとする「強力な政府」を目指す脈絡においてであろう。

2. 省庁再編論の概要

(1)行政組織改革の基本的な視点

省庁再編といっても、その具体的内容は、現在もなお、それほど明らかではない。1年という期間を限って作業を進めている行政改革会議も、5月1日に、ようやく各委員の意見を羅列した「中間整理」を発表したにとどまり、合議体としての見解を明確にするにはほど遠い状況である。マスコミがなぜかこぞって省庁再編を期待する割に、その内容はいまだ見えてこないといえる。ただ、行政改革会議の第7回会議(3月5日)で示された「主要論点項目(案)等」と題する資料は、同会議における省庁再編の方向を示唆している。

この「主要論点項目(案)等」では、国の行政組織改革にあたっての基本的な視点を7点に分けて説明している。第1が、官民の役割分担であり、産業

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

規制・保護行政の撤退、縮小および事業的な部門の 民営化がいわれている。第2が、地方分権であり、 国の事務・事業のうち国として本来果たすべきもの のみを残し、地方公共団体に移管し、中央・地方の 国の行政機構を縮小するという方向で地方分権がい われる。第3は、簡素化、効率化であり、ここで、 いわゆる企画・立案・調整部門と実施(執行)部門 との分離論が示される。すなわち、中央省庁は企画・ 立案・調整機能に純化し、実施部門は民営化・競争 原理の導入によって効率化を図ることとされる。第 4が、政治の主導性、政治の責任の強化論であり、 官邸機能の強化、各省庁のトップ体制、政策スタッ フ制度などが問題となる。第5に、総合的・柔軟な 政策の実施、問題解決能力の高度化がいわれ、重要 課題への対応のために、組織の統合・集約化、人材 の専門性の高度化・集中化、重要政策にかかる調整 体制などが内容となる。第6に、国民の信頼の確保 がいわれ、行政情報の開示・公開、政策の評価・改 善システム、オンブズマン制度、監察・監査・規律 保持のシステムなどが検討の対象となる。第7が、 国際的な調和であり、国際的な政策協調、国際的貢 献の強化、重点的・集中的取り組みのための組織の 統合・再編がいわれている。

(2)具体的な検討課題

以上の視点を前提にしながら、「主要論点項目(案) 等」は、具体的な検討項目として、「中央省庁の在り 方(企画・調整・実施機能)及びその再編成の基 準」、「内閣機能の在り方」、および「関連する行政諸 制度の改革の方向」をあげている。

まず、中央省庁の「再編成の基準」では、行政の機能を、企画・立案・調整の機能と、実施(執行)の機能に分離し、中央省庁としては前者の機能に重点を置くべきであるとする見解がとりあげられている。制度上の問題としては、とくに実施部門を切り離した場合の大臣責任制の原則との関連が問題にされているものの、ほぼ、2つの機能の分離論と中央省庁の機能の純化論は前提とされているようである。そして、企画・立案・調整等の機能に重点を置くべき中央省庁の組織について、各省庁トップの政治的任用、人材の確保・養成等が検討対象とされているほか、政治的に任用された省庁スタッフによる政策

形成過程の透明化の必要性が指摘されている。他方、 実施部門の中央省庁からの分離も、おおよそ既定の 方向とされ、分離すべき部門の決定基準、分離後の 組織形態(いわゆるエージェンシー等)が検討され ることになる。

なお、中央省庁の再編成の方向については、第3 次行革審でいわれた「大括り」の省編成については、 功罪が指摘されるにとどまり、行政改革会議の方向 として確定されていないようである。

「内閣機能の在り方」では、内閣機能の強化の目的として、重要施策や緊急課題への対応力の強化、危機管理機能の強化、首相のリーダーシップの強化がいわれ、具体的な検討事項としては、首相のリーダーシップを確保するため、行政各部の指揮監督の強化、補佐官制度の導入、内閣官房の再編などがあげられている。

そして、関連諸制度の改革方向では、国家公務員制度、財政投融資制度・特殊法人、地方行財政制度、評価・監察制度などがあげられている。

3. 効率化と集権のためのエージェンシー

(1)エージェンシー構想

行政改革会議の省庁再編論で新たに登場したのは、いわゆるエージェンシーの構想である。これまで、これに近い主張としては、並河信乃(日本経済新聞社『官僚一軋む巨大権力』331頁以下)が、官僚組織の肥大化を是正し、「『政』主導の政策決定」を実現するうえで必要な方策として提案したことがあったが、第3次行革審でもそうした議論はなく、行政改革会議とともに急浮上したものである。

エージェンシー (英語のagency。一時、「外庁」という訳語が当てられたが、現在では「独立行政法人」の語が当てられているようである)とは、イギリスで、公務運営における効率性を実現するために立案された、目標の設定、資源の最適利用、および目標達成方法という3つの要素からなる財政運営対策と呼ばれる経営管理制度に端を発し、1988年に、これを実行するための新しい組織として提案されたものである(その経過と問題点については、福家俊朗「イギリスにおける行政機構改革—Next Step Agency制度の導入」『行財政研究』25号50頁以下参照)。

現在、エージェンシーは130機関にのぼり、全国家公務員数の約4分の3に当たる38万6千人がこれに属するといわれている。こうした機関としては、自動車運転免許局、土地登記局、旅券局、社会保険給付業務庁、雇用安定庁、気象庁、公文書館、刑務所庁、高速道路管理局など国民へのサービス提供を内容とする事務を担当する機関のほか、政府広報局、公務員大学校、統計局、造幣局などの行政内部的事務を担当する機関、資源研究所などの研究機関、さらには、会社登記局、薬事審査局、特許局、車検局など規制権限を担当する機関にまで及んでいる(「武藤総務庁長官英国行政改革実情調査結果の概要」による)。

エージェンシーの導入の是非やその具体的な内容 については、いまだ明らかでないが、行政改革会議 の第15回会議(5月28日)での事務局が作成した「中 央省庁の在り方及びエージェンシーについて(討議 メモ)」によれば、「公共的、公益的な事務・サービ スについては、その効率的、効果的な実施のために、 その業務運営に可能な限りの自律性を付与し、責任 を明確化するため」に、イギリスの手法を参考にし て新たな組織の手法の導入を検討することを提案し、 中央省庁から分離される実施部門の受け皿として、 これを、外局 (規制・監督の事務を担当する機関)、 特殊会社 (現業的な部門) とならんで位置づけてい る。また、別の配布資料「中央省庁の在り方及びエ ージェンシーについて (イメージ試案)」によれば、 「公共性・公益性の高いサービスの効率的・高品質 な提供」を行う事務・事業について、「国が主体とな る場合に課せられる諸制約をはずし、自律的・効率 的な運営を行うため」に、「効率的・効果的な実施の ため、法人格を付与して行わせる」こととしている。 具体的には、国家行政組織法・総定員法・国家公務 員法の適用を緩和ないし除外して内部組織や人事・ 定員配分に柔軟性をあたえ、給与等にメリット制を 導入する。企業会計を導入し年度繰越や移流用を認 めるなど、予算制度の弾力化を図る。そして、中期 的目標と中期事業計画を策定し目標達成に係る評価 を行うことしている。

(2)効率化と集権化の手法

省庁再編論の中で、唯一具体性をもって語られて

いるエージェンシーの構想は、みたように、行政の効率化を極限まで進めようとするものであり、いわば民営化に至る中間形態として位置づけられているといえる。しかし、同時に、単なる効率化のための組織的手法にとどまらない。なぜなら、今回の省庁再編論では、何よりも中央省庁を企画・立案等の機能に純化しこれを身軽にすることが第一に考えられたのであり、そのために分離される実施(執行)部門の受け皿として、急遽、イギリスの最近における組織手法が借りられたといえるからである。国民生活に関連する行政分野について、これほどの大規模な再編はなかったといえるが、その動機は、国家機能の限定・純化ということにもある。したがって、エージェンシーは、単なる効率化だけでなく中央省庁のスリム化=集権化のための手法である。

そうした背景で、急浮上したエージェンシー構想 であるが、なによりも問題とされるべきは、この構 想が対象とする事務がいずれも国民に対する行政の 責務というべき事務であり、行政が効率的におこな れることは当然であり、そのための改革を進めるべ きであるとしても、効率化のみを目的として行われ てよいかということであろう。これらの行政で何よ り求められるのは、公正な判断が行われることであ るが、財政的な効率性を重視する目標管理方式によ るとき、それが損なわれるおそれが多分にある。イ ギリスにおいてさえ、サービスの質の確保のために、 1991年に市民憲章 (citizen's charter) を制定し、つ ぎの6つの原則が設けたといわれる。(イ)サービス 基準の設定と公表、(ロ)情報公開、(ハ)選択と利 用者の意見の反映、(二) 丁寧かつ親切なサービス、 (ホ) 執行に誤りがあった場合の陳謝および迅速な 是正、(へ)効果的かつ出来る限り安価なサービスの 提供である(参照、前出「英国行政改革実情調査結 果の概要」)。日本で、同様の配慮が考えられるかど うかが当然に問われるが、同時に、一方で効率性を 最大限重視しつつ、こうした原則で果たして国民の 権利を保障しそのニーズに応えられるかが疑問であ る。

他方、組織編成において国家行政組織法の適用を 除外ないし緩和し、予算・財務会計制度の面で弾力 的運営を導入するとき、これに対する統制方式が当

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

然に問題とならざるを得ない。また、こうして自律性を認められた新たな機関について、所管大臣の責任との関係も問題になろう。さらに、国家公務員の人事異動および身分移管の問題がある。エージェンシーの職員に国家公務員法の適用があるかどうかはいまだ明らかではないが、適用がないとすれば、職員の首切りがないとしても、身分移管は当然にその勤務条件に激変を生じるものであり、職員の同意なく身分移管と異動が可能かどうかの法律問題も生じる。

いずれも、行政システムに関する大きな問題をは らむとともに、組織方式の問題にとどまらず国民の 権利にもかかわる制度変更をともないかねない。こ うした点について行政改革会議が、1年間の審議で、 結論が出せるものとはとうてい思えないのである。

4. 集中と集権のための省庁再編

(1)内閣総理大臣の権限強化

国の行政機構の改革論では、これまで繰り返し総合調整の確保がいわれ、そのための内閣制度の改革がいわれてきた。しかし、今回の省庁再編論でいわれる、内閣機能の強化論は、従来とは、違った内容となっている。すなわち、前述の「主要論点項目(案)等」によれば、首相官邸機能の強化や省庁のトップ体制の整備が、「政治の主導性の発揮と責任の強化」の見地からとりあげられ、また、「総合的かつ柔軟な政策の実施」という見地から、組織・人材の専門性の高度化、集中化がいわれ、さらには、重要政策分野における調整体制の必要性が指摘されている。

ただ、具体的な改革の内容はほとんど明らかではない。現在、しきりに議論されているのは、内閣法の改正問題である。現行の内閣法では、内閣総理大臣は、各省の行政事務について、その判断のみで指揮・監督することはできず、閣議にかけた方針に基づいて指揮監督することができるにすぎないが、これを改めて、必要に応じて内閣総理大臣は閣議を開かなくても行政の各部門を指揮監督できることとしようというのである。

また、権限が強化される内閣総理大臣を補佐する ための組織再編も一部の委員(経団連の豊田委員) から提案されている。1つが内閣総理大臣室であり、 内閣官房と総理府の総合調整機能をしている部門を 統合して少数精鋭の政治的任用による政策スタッフ を集めるという。もう1つが内閣府の構想であり、 現在の人事院、内閣法制局、それに総務庁の本庁部 分を統合するという案である。

このような内閣総理大臣の権限の強化論は、従来からある内閣組織における総合調整機能の強化論とは異なり、むしろ、内閣総理大臣のリーダーシップ、「政治の指導性と責任」の強化という新たな視点に基づくものといえる。それは、他方でエージェンシー方式を採用して、中央省庁の機能を企画・立案・調整機能に純化し、これをスリムなものとするということと一体のものであり、むしろ、中央省庁をこうした集権的な機構に再編することが最終的な目標であるともいえる。集中と集権の体制は、内閣機構にとどまらない。各省庁においても「倫理性の高い高度知識と専門性」を備えた職員をトップに確保し、ここにも政治的任用を広く採用しようとしている。

(2)政治と行政の関係

行政に対する政治の支配というスローガンは、すでに述べた官僚制批判の活発化と同時期に盛んにいわれ始めたものである。たしかに、選挙という正当性根拠を持つ政治=政府(内閣)による行政の統制は、国民主権国家においては、当然の原理であるといえる。そのために、各国は、さまざまな仕組みを採用してきた。イギリスは、職業的公務員からなる機関と政治的に任用された職員によって構成される機関を組織的に分離するなど、政治と行政の厳格な区別を前提にした行政統制システムを採用し、フランスやドイツでは、政治と行政の区別はあるものの上層での組織的な相互浸透を部分的に認めることによって行政を統制するという手法を採用している。

しかし、政治による行政の統制という主張には、 現実の行政=官僚制が政治と深く結びつき一体化し ている現実をことさら覆い隠す役割をもつ。官僚制 批判でいわれている縦割りや業界利益の保護は、実 際には政党と業界が高級公務員と一体となって進め てきたものである。官僚による産業界の統制も、自 民党と産業界が一体となってこれを促してきたとい うべきである。

同時に、政治による行政の統制という理念は、そ

労働総研クォータリーNo.27 (97年夏季号)

れだけを絶対のものとするとき、行政を公正で中立 なものとして進めることを阻害するものとならざる を得ない。政治=政党は、それぞれ選挙民や業界そ の他の利益代表としての性格を有し、政党による行 政の支配は行政の公共性を損なう危険がある。その ため、政治と行政の区別という別の理念による補完 が不可欠である。これを確保する方策は、公務員の 人事における政治的な干渉の排除であり、客観的な 成績主義による任用であり、また、公務員に対する 思想的な支配を避けるために必要な政治的自由の保 障である。日本は、周知の通り国家公務員について は極端に政治的自由を制限しながら、現実には行政 機構を与党の集票機構としてさえ動員してはばから ず、また、国家公務員法の禁止にもかかわらず高級 公務員人事を閣議了解事項にするなど脱法的な政治 的任用を慣行化してきたのである。

とくに、今日の政治の責任論は、民主的な契機に 基づくものというより、集権的な色彩がきわめて濃いところに、その特徴がある。集権が、一部の者に 決定権を与えることを意味し、民主制に反する専制 をもたらす危険のあることはいうまでもない。戦後 の各国の行政システムにおいては、むしろそうした 権力の集中や集権を避け、行政過程においても、国 民の広範な参加を得て政策決定を行うシステムを採 用してきたはずである。

政治による行政の統制という主張が、官僚制批判という風潮の中で、日本の現実を無視して説かれるとき、行政の公正・公共性がますます損なわれる危険性が感じられるのである。何よりもまず、行政が自民党など特定政党のために歪曲されている実態が批判されるべきであり、そうした行政の中立性を実現する方途が明らかにされた上で、政治による行政統制の範囲と限界が論じられるべきである。

さらに、こうした集権・集中を正当化するために、 しきりに危機管理機能の強化がいわれ、ペルーの日本大使公邸占拠事件が引かれ、さらには、ロシアの タンカー座礁事件まで危機管理にかかわるかのよう である。しかし、危機管理という異常な事態におい てあるべき行政のシステムと、通常の行政を進める 上であるべき組織体制とは当然同一に論じるべきも のではない。法律に基づき公正な行政を進めるとい

う点では、政治の関与を廃し、権限を分散すること も必要であり、たとえば独立行政委員会の制度がそ れを示しているし、また、省庁ごとの綴割りの行政 組織もその点では一定の利点を有する。他方、緊急 事態への対応といっても、集権的な機構の有効性に も疑問がある。大規模地震のような局地的な災害に ついて、内閣総理大臣の指示がなければ対応できな いシステムが有効であるはずはなく、政治的な判断 より技術的専門的な判断を多く要求されることから すれば、地方公共団体と専門的な機関に適切に権限 を分権・分散した上で、関係機関に協力義務を課す ことで十分な効果を発揮できるといえるのである (山内敏弘「自衛隊の災害出動の問題点と災害救助 隊創設の課題」『行財政研究』25号17頁参照)。今日 の危機管理機能の強化論も、内閣機能の強化ないし は内閣総理大臣の権限強化のための口実というほか ないのである。

おわりに

自民党の長期政権が瓦解した後、再び自民党を中心とする連立諸党が政権にあるとしても、政権の行方は流動的であり、奇妙にも保守諸政党は、一致して行政改革のスローガンを掲げている。いわれるほど、日本が直面している問題がそれほど明確にされないまま、「21世紀の日本」のために改革が緊急の課題であるという。それは、結局、政権の獲得と維持のための政争の具としての改革論であり、真に日本の国の行政が抱えている本質的な問題に触れるものとは思えない。

実際、エージェンシー方式を採用して実施部門を 分離し、スリムで機動的に再編された国がなすべき 課題を、先の行政改革会議の「主要論点項目(案) 等」でみるとき、国民のニーズからいかにかけ離れ ているかが分かる。第1にあげられているのは、国 際的な安全保障、国際的な危機の防止である。それ は第2臨調が課題とした「総合安全保障構想」を思 わせ、国際貢献といっても、軍事的な日本のプレゼ ンスの強化を指していることが推測される。第2の 重点課題として民生面の国際貢献が、人口、食糧、 エネルギー、環境といった世界的な問題への貢献と してあげられている。政府によって、国内の課題と

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民・

していわれる高齢化、少子化の問題への対応はようやく第3にあげられるが、その他の課題を見ても、研究開発を通じての学術的な国際競争力の強化や、創造的な人材育成の課題などは、強く国際的な関係を意識したものであろう。そして、あとは、防災、危機管理という、安全と治安という課題がいわれるにすぎない。スリム化した国の行政はもはや国民生活には責任を負わず、日本の産業の国際的な進出と軍事的な大国化を追い求めることになるのであろう。

こうした国の再編論は、いわれてきた地方分権論と共通するものである。地方分権論は、一方で、先の地方分権推進委員会の第1次勧告 (96年12月) がそうであったように、機関委任事務を廃止するなど、地方自治の保障のための歴史的な課題に応えるかのように見えながら、その実、国の行政事務をスリム化して、重点課題に効果的に国が取り組めるための地方への事務移譲であり、また、現実には、新しい政府による監督・関与の手法を採用し強化しているのである。さらに、規制緩和論も、行政による規制的事務・事業の民間化、市場原理による代替をいいつつ、国の行政の限定を繰り返し説いてきたのである。

しかし、日本の現実は、こうした国家再編論がいかに現実に合わず、また、国民を愚弄し政争の具としての改革論に明け暮れるとき、ますます各国の日本に対する不信を募らせることを明瞭に示唆している。

規制緩和論者や新自由主義者が期待した市場のプレイヤーは、少なくとも日本に関するかぎり、不良債務にあえぐばかりか、違法行為にまみれている。それは、日本の政治と行政そして産業界がいかに腐敗の構造を作り出し、根本的に改める展望がほとんど見えないほどであることを教えている。規制緩和の中で、違法行為はいっそう進行し、官僚は規制権限の縮小を口実に監督責任を回避し、政治はあらゆる場面で利権を求め続けている。

あれほど、話題になった金融業界の不良債務の処理は、いつの間にか忘れられ、超低金利政策であえぐ年金生活者、高齢者の不満も聞かされることはない。老人ホームが汚職の温床になったことがいわれ、老人ホームで多くの老人が手当もなく放置されたこ

とは報道されても、老人福祉のあり方は介護保険法制定に矮小化され、真剣に論じられることがほとんどない。どれも、省庁再編で解決するわけでも、規制緩和で解決するわけでもないことは明らかである。

問題は、省庁再編でもエージェンシーでもなく、 日本の腐敗の構造が変わることなく放置され、国民 生活に関連する行政はますます縮小され、他方、天 文学的な行政資源・資金が特定の産業の救済に用い られ、政治的に私消されているところにある。改革 しなければならないのは、行政=官僚制のみではな いはずである。

20年近くにわたって行政改革論(規制緩和・地方 分権・省庁再編)がいわれ、日本の政治的な争点が 改革論に矮小化され続けてきた。つねに、通奏低音 として鳴り響いてきたのは、市場万能論であり、新 自由主義であり、そして経済成長至上主義である。 かつては、サッチャーリズムやレーガノミックスと いわれるなど各国を席巻したこれらのドグマだが、 それをなおも絶対のものと説いているのは、いまや ひとり日本のイデオローグだけではないだろうか。 イギリスの労働党、そしてフランスにおける左翼連 合の大勝は、いずれもヨーロッパにおけるマネタリ ズムおよび経済成長至上主義の終焉であると評され ている。ヨーロッパは経済政策と社会政策の調和に 向かって進もうとしているのである。

政府による「行政改革遊び」を拒絶し、政治と行政、それに産業界に蔓延する腐敗の構造を明らかにして、人権と平和の原理に基づく、真に国民のための施策を実現するための公正で民主的な行政のための改革を求める時期に、いま、来ているように思える。

(法政大学教授)

労働分野の規制緩和・行政改革論の特徴と問題点

脇田 滋

はじめに

戦後形成された労働法制を根本的に崩壊させる労働関連の法改正が行政改革・規制緩和を名目に急速度で進められており、そのなかで労働行政が大きく変質しつつある。政府・労働省は、財界の規制緩和の圧力に抵抗するのではなく、むしろ、協調してそれを積極的に促進する施策を次々に進めている。本稿では、現段階の「労働行政改革」をめぐる動きを要約的に整理し、その特徴と問題点を明らかにしたい」。

1. 労働法・労働行政をめぐる最近の動き

労働省関連分野での規制緩和をめぐる最近の動きは法令の改正をめぐって急であるが、97年5月現在の主な動きを整理すると以下の(1)から(7)となる。なお、97年ILO総会で、有料職業紹介所条約(96号)の見直し=民間職業紹介所条約の採択が予定されている。この動向と(1)と(2)に関連して、労働省は97年2月21日、「雇用法制研究会」(小池和男法政大教授ら学識経験者7人)を設置し、2年後をメドに職業安定法の見直しなどの最終報告をまとめることにした。また、96年11月、岡野労働大臣は、(4)から(9)について、中央労働基準審議会の各部会で審議を進め、97年7月までに「一定の方向」を出すよう指示している²⁾。

(1)労働者派遣事業の原則自由化

96年の労働者派遣法改正で対象業務が11追加され、 育児休業・介護休業取得者の代替への派遣も認められ、同年12月から施行された。また、97年3月には、 労働者派遣事業の許可要件の緩和・手続簡素化を内 容として労働者派遣法施行規制等が改正された (労働省令第17号)。96年3月に改定された「規制緩和推進計画」で対象業務の大幅拡大・原則自由化を含めた検討が求められており、これを受けて労働省では、97年早々から中央職業安定審議会が制度全般の抜本的検討を開始し、97年9月を目途に基本的方向を出す予定である。

(2)有料職業紹介事業の原則自由化

前記(1)の96年3月の「計画」に基づき、中央職業安定審議会で見直しが検討され、同年12月、取扱職業範囲のうちサービス業関連の「ネガティブリスト化」、徴収額の届出・承認による紹介手数料の自由設定、許可要件・手続の簡素化等の措置についての建議があり、1997年2月28日職業安定施行規則が改正され(労働省令第9号)、4月1日より施行されている。

(3)労働基準法の女子保護規定の撤廃

満18歳以上の女性労働者には、労働基準法・女子 労働基準規則で、時間外労働の上限、休日労働の制 限、深夜業の規制が定められていた。婦人少年問題 審議会は、96年12月、女子保護規定解消と均等法の 募集・採用、配置・昇進規定の禁止規定化(罰則な し)等を内容として労働者側委員(連合選出)を含 む全会一致で建議を行ない、政府・労働省はこれを 受けて国会に関連法案を上程し、6月11日成立した。

労働省は当初98年4月から施行する予定であったが、周知・準備期間の必要性や介護休業法施行に合わせて一部を除き99年4月となっている。

(4)変形労働制の拡大・上限時間の延長

すでに週40時間制への移行を促進するために労働時間の弾力化措置として、1日8時間の労働時間を繁忙期等には最長10時間まで認める各種の変形労働

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民・

時間制度が導入されているが、さらに規制緩和の一つとして「1年単位の変形労働時間制」や上限時間の引上げ等の導入が要望され、中央労働基準審議会で検討されている。

1997年4月1日から法律改正を要しない弾力化措置 (積雪地域の屋外作業につき3ヵ月を超える変形制、隔日勤務のタクシー運転者の労働時間の上限を1日16時間、同一週を超える休日振替)が講じられた。さらに、経済団体から上限時間の引き上げなどが要望されている。

(5)週40時間制移行にともなう経過措置・例外的緩和 措置

88年4月施行の労働基準法で本文に規定された、 週40時間労働制が97年4月からの全面実施されることになった。しかし、労働省は中小企業団体からの 反発に対して、2年間は「指導、援助」の期間とし 事実上罰則適用を猶予するという労働基準法を自ら 骨抜きにする妥協案を出した。しかも、中小企業団 体が40時間制実施にともなう時短分の賃金減額まで 容認する時短促進法改正案を国会に提出した。さら に、97年2月の労働省事務連絡では、月給制の賃金 について「基本的には労使間の話し合いで解説すべ きだが、時間当たり賃金が減少しないなど、労働時 間との関係からみて合理性があるものであれば、労 基法の適用上問題とならない」とされているとい う³)。

(6)裁量労働制の拡大

裁量労働制については、「研究開発」など5業務に限られていたが、97年4月1日から、コピーライター、公認会計士、弁護士、一級建築士、不動産鑑定士、弁理士の合計6業務が追加された(労働省告示第7号)。中央労働基準審議会労働時間部会での検討では、使用者側からホワイトカラーを広く対象業務とすること、対象労働者とする際の本人同意を不要とすることが要望されている。

(7)一せい休憩の廃止

中央労働基準審議会労働時間部会で、使用者側は、 労働基準法の一せい休憩の規定(第34条2項)を廃 止すべきであると主張し、労働者側は現行通り、公 益側は労使協定の締結を要件として適用除外とする ことを主張している。

(8)割増賃金の算定基礎 (住宅手当の除外)・割増率法 定除外

中央労働基準審議会労働時間部会で、使用者側は、 割増賃金の算定基礎から除外できること、実際の割 増賃金の条件(算定基礎、割増率等)は労使間で定 めるべきことを主張している。

(9)有期労働契約の拡大・労働契約時間の延長

労働基準法第14条では、労働契約の最長期間は原則として1年となっているが、この期間を5年を上限とすることが労働基準法研究会労働契約部会報告(1993年5月)で提言されている。中央労働基準審議会就業規則等部会で検討が進められており、使用者側は、上限規制は廃止して民法の規定により5年まで設定できるようにすべきであること、特に、開発プロジェクト等に外国人を採用する場合、専門性が高い業務に携わる者を確保する場合、高齢者を継続雇用する場合等に上限を延長する必要性を主張している。

他方、関連して有期雇用を拡大する立法の動向として、国公私立大学等の教授から助手にいたる大学教員に5年程度の任期を付すことを可能にする「大学教員任期制法」案と、国立研究所研究員を最長10年の「招聘型」と最長5年以内の「若手育成型」で採用できる制度を新設する「研究公務員任期制法案」が国会に上程され、前者は6月6日、後者は5月29日に成立した。

【表】労働分野の規制緩和と行政改革関連の 動き

1995年5月17日 日経連「新時代の『日本的経営』 一挑戦すべき方向と具体策」

1996年1月16日 経団連「魅力ある日本―創造への 責任」(経団連ビジョン2020)

3月29日 「規制緩和推進計画」閣議決定

11月21日 行政改革会議設置

11月25日 産構審基本問題小委「中間とりま とめ」発表

12月3日 経済審議会「6分野の経済構造改 革」建議

12月16日 労働者派遣法改正法施行

12月17日 婦人少年問題審議会女子保護規定

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

撤廃・均等法改正で建議

12月16日 行革委「規制緩和の推進に関する 意見—創意で造る新たな日本」

12月25日 行政改革プログラム (閣議決定) 1997年1月 日経連・大学との就職協定廃止

3月28日 「規制緩和推進計画 (95~97年度) 再改定」を閣議決定

4月1日 週40時間労働制実施・有料職業紹介事業の「原則自由化」

裁量労働制対象業務拡大

5月7日 第12回行政改革会議・省庁再編に つき労働省から聞き取り

2. 行政改革会議の論議と労働行政

以上の労働関連の法規制の動きは、政府の全体的な行政改革の論議と密接に関連して進行しているので、次に、最近の改革論の動向を整理したい。

1)行政改革会議と労働分野の位置づけ

97年3月28日の閣議決定「規制緩和推進計画の再改定について」は、各分野での規制緩和作進計画の再改定について」は、各分野での規制緩和の重点を挙げ、「経済的規制については、原則自由、規制は例外的な場合のみと」する一方、社会的規制についても「本来の政策目的に沿った必要最小限のものとすること」とし、行政の在り方については、「いわゆる事前規制型の行政」から「事後チェック型の行政」への転換を基本とすることを確認している。雇用・労働関係では、「労働者の福祉や雇用の安定を図りつつ、経済の活性化や国際的調和を推進する観点から」関係諸規制の撤廃・緩和を進めるとする。

財界の有力メンバーが構成員となっている行政改革委員会は、労働省内部での各種諮問機関に比較して「より大胆な」行政の見直しを迫っている。96年11月に行政改革会議が発足したが、中央省庁再編をめざして97年11月に再編案をまとめる予定で精力的に会議を重ねている。行革会議が描く再編構想は、中央省庁を政策立案部門と執行部門に分け、後者は独立機関(外庁)化か民営化する一方、前者を残した省庁は分野ごとに半減するというものである。労働行政も根本的な見直しの対象とされ、職業紹介業務が外庁化の検討対象に挙げられ、さらに労働省と厚生省等の統合論が浮び上がっている。他方、政府・

与党で特殊法人合理化の検討が進み、労働省関連では雇用促進事業団の新法人への移管、中央労働災害防止協会(2000年)、中央職業能力開発協会(98年)の民間法人化、5月には、政府対策本部で関係職員の雇用対策を含む措置(配置転換や再就職を含む)の検討が始まった。

5月16日には、総務庁長官が閣僚懇談会で、2001 年の省庁再編に先立って98年度から3年間、各省庁 の新規採用者数を原則として従来の5割まで削減す ることを要請し、同19日には、年功序列制など国家 公務員の人事管理の在り方を見直す「公務員制度調 査会」(首相の諮問機関)が発足した。98年度内に基 本提言をとりまとめ、外庁制度については、行政改 革会議の省庁再編論議に合わせて答申前に意見を示 す予定である。

2) 労働省の対応

こうした凄じいまでの行政改革の急ピッチの動きに対して、雇用促進事業団の廃止に労働事務次官が反対を表明するなど(3月27日)、労働省は必死に「防戦」に努めているように見える。しかし、5月7日の第12回行政改革会議の労働省に対するヒアリングでは、(1)厚生省等との統合を前提にした労働行政と福祉行政の一体化、(2)労働行政が第3の「生活」か第2の「経済」のいずれの国家機能に含まれるのか(橋本首相の分類)、(3)公共職業安定所をエージェンシー(外庁)化する場合の問題点等が話題となった。しかし、提出された労働省説明資料が現状維持にとどまっているとして不満が出され、同会議が用意した質問に労働省が答えることと、むしろ積極的な組織改革案提示することが求められた。

労働省はこれに対応して5月20日、回答資料を準備し、次のように労働行政組織の存在意義と再編の方向を提示した。すなわち、労働行政の目的を全体として「市場原理と自己責任の原則を確立し、経済活動を活性化」のために、「経済社会が必要とする人材のニーズに応えていく」ことに結びつけている。労働行政の各分野では(1)労使関係の安定、(2)労働条件の確保、(3)女性の働く環境の整備、(4)労働市場の整備、(5)職業能力の開発があげられているが、注目できるのは次の諸点である。つまり、(1)では、組合組織率低下、能力主義の進展、就業形態や労働者ニ

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

ーズの多様化に対応するため、「新たなフレームを検討」するとしている点、(2)では、労働条件の最低基準について「必要最小限のルールとなるよう」に不断に検討するとし、「年俸制度、ストック・オプション制度、企業年金制度、在宅勤務制度、サテライト・オフィスなど新たな制度や働き方との関連において、規制を見直す」とし、財界の要望に応えた一層の規制緩和を約束している。

(4)では、産業構造の変化により転職 (=失業)が増加することを所与の前提として、「社会のセーフティネット」としての公共職業安定所の機能充実、とくに職業紹介と雇用保険に関する事務を国が一体的かつ効率的に実施する体制の必要性を強調している。この回答資料でとくに注目できるのは、職業紹介と雇用保険事務について都道府県レベルの労働行政組織を一本化し、都道府県単位の労働基準局、婦人少年室、職業安定主務課の三組織を労働局(仮称)に統合することを打ち出した点である。

(3)労働省の主張は一方では規制緩和を自ら進めながら、省庁統廃合や外庁化といった破壊的な行政改革会議の議論に対抗しようとするものであるが、いかにも論理一貫性に乏しく、迫力に欠けるものである。後述するように、労働省は、労働者の権利と生活を守るという本来の行政として役割があるのに、規制緩和論の危険性や矛盾点を指摘することができない。同様に、芦田会長が行政改革会議の委員を勤める「連合」も、労働組合といての存在感はいかにも乏しく、財界主流の主張を補完する役割を果たしている。

3. 労働分野の規制緩和・行政改革論の問題 点

1) 財界の主張に直結した規制緩和論

行政改革委員会・行政改革会議や経済企画庁・通 産省関連の諮問諸機関が唱える規制緩和・行政改革 論は、財界の見解をより直接的に反映してきわめて ラディカルな内容となっている。その議論をまとま って展開したものは多くはないが、ここでは比較的 率直な考え方を示す二つの提言を紹介する。例えば、 1996年12月の経済審議会(首相の諮問機関)の建議 (とくに同行動計画委員会雇用・労働ワーキング・ グループの提言)は、率直に国家による公的行政の 縮減と労働市場の自由化の必要性を強調し「民営の 有料職業紹介事業の自由化ならびに労働者派遣事業 の規制緩和」を結論として職業安定行政の根本的な 見直しを提言している。

そして、職業安定法の「職業紹介の国家独占」の 考え方は、「人材ビジネスの原則的否定」によって労 働市場の「市場」としての機能を麻痺させている。 巨大な市場における経済行動を、国が一元的に管理 しようとすることには本来的に無理がある。労働力 の一層の活用と労働の質の飛躍的な向上という時代 的要請に応えていくためには、「半世紀前に作られた 基本的枠組を根本的に改革していくことが急務であ る」と主張する。職業紹介は「労働市場における市 場取引」と単純に決めつけ、この取引活動そのもの を自由に行わせる必要が強調される。行政の役割は 取引活動の公正と安全の担保のためには最大限の努 力を払う「検査・監督機能」にとどまること、しか も、「それらを犯罪行為として取り締まるべきは警察 及び司法の任務であり、労働力需給調査機関が負う べき任務ではない」」と主張するか。ここではILOの「労 働力は商品ではない」とそれが取引行動の対象であ ることを否定する大原則は全く顧慮されていない。

労働基準監督行政については、「行政改革委員会」がその根本的見直しの根拠を率直に示している。つまり、「昭和22年に制定された労働基準法は、…かつての工場法の流れを汲むものであり、制定当時の社会的背景、即に、労働力の供給過剰、悪徳使用者による搾取の可能性、使用者と労働者の圧倒的な情報格差などの状況を踏まえ、『労働者保護』の基本的考え方を強くもって」おり、「今日における…就業構造や雇用形態の変化に十分対応できていない」。そして、現代においても労働者の正当な権利の侵害を防止する必要性は認めつつ、「労働基準法に基づく現行の諸制度が、労働者や企業のニーズに応えきれていないだけでなく、労働者自身の能力・意欲の発揮や企業による人材の有効活用のうえで、逆に足かせになっている点もある50。」

2)欺瞞の論理

以上の主張には、次に示すように論理の飛躍と意 識的な事実無視が存在している。

労働総研クオータリーNo.27 (97年夏季号)

(1)不十分な法運用が生み出した違法状態を追認する規制緩和論~不十分な50年間の法運用の結果、労働基準法・職業安定法違反の現実が蔓延している。この新たな現実に合わせて法規制を緩和するという本末転倒の論理を展開している。厳格に運用されていれば、現状のような野放図な法違反状態は生まれなかったはずである。労働行政の怠慢で違法状態を蔓延させておきながら、それが社会の必然的な発展であるとして、規制を見直すという議論はあまりにも欺瞞的な論理である。労働基準法は最低基準を設定しているのに、この50年間、零細企業だけでなく場合によっては大企業を含めて職場でいわば上限として運用されてきた現実を追認することが規制緩和とされている。これが労働行政改革の真の目的の一つである。

(2)50年前の古い規制緩和見直し論~国際的な労働法規制の目覚ましい発展を意識的に無視している。日本の労働法制は50年間、ほとんど改正されることがなかったが、この間に、EU諸国では労働立法分野で注目すべき改正があり、それを踏まえてILOでも条約・勧告が多数採択され、国際労働基準が大幅に改善されてきた。日本が批准したILO条約は全条約の4分の1に過ぎず、基本的条約すら批准できていない。

例えば、日本は男性労働者について36協定締結等の要件で無制限の長時間労働を容認する労働基準法の規制が温存されている。そのために、ILO第1号条約(1919年)さえ批准できていない。ところが、国会審議中の女子保護規定撤廃法は、男女ともに同条約に反して無制限の長時間労働を容認するものである。男女ともに長時間労働の上限を法定して、ILO第1号条約を批准できるようにするのが本来の法改正の方向である。

労働基準法が古いというのであれば、労働基準法 以降の国際労働基準の新たな発展を踏まえて出発点 を確認すべきである。80年前の基準にも達していな い労働基準法をさらに後退させる「見直し論」は、 決して「新しい」議論ではなく国際的な動向に逆行 する反動的議論である。

3)労働分野の規制緩和・行政改革論と「労働者像」 従来の労働行政や労働立法は、典型的労働者像と して、新規学卒者が定年まで長期雇用される公務員や民間企業の男性正規労働者を想定してきたし、「失業の防止」が政府の雇用政策の基本とされていた。これに対して、新たな労働行政が想定するのは、規制緩和に伴う産業構造の大規模変革を前提に、従来の「日本的雇用慣行」の破壊・「雇用の流動化」(=失業の拡大)の渦中に置かれる労働者である。このような労働者が増加することを労働行政として予防するのではなく、規制緩和と保護の縮小によって逆に推進しようとしている。ここでは労働行政の改革に推進しようとしている。ここでは労働行政の改革に強しようとしている。ここでは労働行政の改革に対している。ここでは労働行政の改革に対している。ここでは労働行政の改革に対している。ここでは労働行政の改革に対している。ここでは労働行政の改革に対している。ここでは労働行政の改革に対している。

(1)雇用保障のない労働者 労働者は、企業の雇用 調整策に応じて有期雇用契約を前提に数年で離職し、 民間の営利的労働者派遣事業や有料職業紹介業者を 通じて転職を繰返す存在となる。すでに、女性労働 者は1年契約を数回繰返し3年程度で更新を打切ら れる契約社員や派遣労働の雇用形態が広がりつつあ る。この形態が男性労働者を含めて一般化する。ご く一部を除いて雇用は不安定化し、労働条件の低劣 な非正規労働者が増大する。社会的格差が拡大し、 アメリカが苦しんでいる深刻な社会的格差や差別の 問題が登場する。

(2)相互の厳しい競争を強制される労働者 労働者 の多くは退職金や企業内福利を期待できず、企業への帰属意識は弱くなるはずである。しかし、雇用期限切れや年俸査定などの刺激要因が強められ、長時間・変則勤務を選ばないと雇用保障や高賃金が得られなくなる。労働者間競争はより厳しくなり、無権利化・労働条件の低劣化が進む。女性も男性並みの猛烈な働き方が求められ、女性にも過労死が増える危険性が強まり、こうした働き方についてはいけない多くの女性労働者はパートや派遣の非正規雇用を選択せざるを得なくなる。

(3)団結が困難な孤立した労働者 憲法第28条の団結権・団体行動権の主体である能動的な労働者でもILOが予定する超企業的に職業別・産業別労働組合に結集して団結活動を展開する積極的能動的主体でもない。数年後には雇用保障を失う有期契約労働者は、現実には団結活動に参加することは不可能であり、労働者は集団的労働関係の主体としてはほとん

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

ど位置づけられなくなる。

(4)自己責任の労働者 労働者には自己責任が強調され、行政を頼りにできず、労働条件向上や職業能力の開発も個人的にしか実現できない。最後に残された解決方法であるが労働裁判も現状は多くを期待できないし、労働組合や労働行政も十分に機能しなければ労働者はまったく個人として孤立化されられる。

筆者は、96年8月からインターネットによる「派遣労働者の悩み110番」を行っているが、この(1)~(4)の特徴をもつ労働者像は、まさに派遣労働者の現状そのものである。非正規雇用労働者(パートタイマーや派遣労働者)の組織率は3~4%程度で極端に低く、労働協約の適用を受ける例は皆無に近い。派遣元事業主はもちろんであるが、労働組合や労働行政を頼りにできない派遣労働者は、ボランティアの「110番」にしか相談をするしか道がない。行政改革は労働者全体をまさに現状の派遣労働者に近づけようとするものと言える。

4. 真の労働行政改革と今後の課題

真の労働行政改革の課題は、日本国憲法の理念を 具体化し、さらにその後50年間に国際連合やILOが 国際社会に提起してきた労働分野での社会的人権を 日本国内でも具体的に保障する措置を推進すること である。とくに重要なことは次の3点である。

(1)集団的労働関係の活性化が必要である。EU諸国の多くは、労働協約適用労働者の比率がいずれも90%前後と高率であり、本来の意味での集団的な自主的規制が社会的に機能している⁶)。憲法に違反する公務員の労働基本権剝奪の法規制を撤廃することを含めて、労働条件形成について集団的交渉の影響力を労働者全体に広げることが必要である。

(2)日本では労働協約機能が貧弱ななかで最低基準保障のセイフティネットとしての労働行政の支えの意味は大きい。雇用流動化や多様化を前提にすれば、むしろ「社会的規制」を新たな必要に応じてより充実させなければならないはずである。協約適用率の低下のなかで、中小零細企業や非正規雇用の労働者層が孤立し無権利が拡大する。労働者保護法の厳格な運用を進める労働行政の復活が必要であり、職業

紹介業務や労働基準監督業務の充実とそれを担う職員の大幅増員が強く求められる。

(3)現在の行政改革の動きは憲法を形骸化するだけにとどまらず、その改悪と結びついた危険な性格をもっている。職業安定法や労働基準法などは、50年前に日本国憲法とほぼ同時に制定され、その第27条等を根拠規定として憲法体系のもとに位置づけられて運用されてきた。50年前の労働法規制を古臭いとする前述の議論の主張者は、経営者など、憲法の理念に反する労働法規制を支持し、法違反の運用を蔓延させてきた人々自身であり、また、その人々とつながりをもつ人々てある。

憲法違反の現実を広げておいて、それを新たな変化=現実であると強弁し、憲法理念に基づく法規制や憲法そのものをこの「現実」に合わせて撤廃・改変する。これは実質的に「憲法改正」である。まさに、国会に改憲を目的とする「憲法調査委員会」設置の動きが現れ、改憲論者の中曽根康弘元首相が憲法改正試案を持出してきた。

労働行政改革は、こうした憲法改悪策動と結びついた、きわめて危険で重大な段階へと加速されていることを正しく理解しなければならない。そして、憲法改悪の中心的な内容か労働者の権利の破壊=労働法制の改悪であることを明確に位置づけ、憲法改悪反対の取組みを真の労働行政改革と結びつけて発展させることが必要である。

(注)

- 1)谷山義博「労働諸法制改悪反対のとりくみの到達点と今後の たたかいの方向」国公労調査時報No.414 (1997.6.15)参照
- 2)労働省・平成9年3月28日「労働契約期間、労働時間に係る 規制等に関して平成8年度中に講じた措置等について」等参 照。
- 3)労働基準監査官の大野義文氏の「論壇」への投稿「阻止した い労働者保護の後退」朝日新聞1997年4月17日
- 4)経済審議会建議「6分野の経済構造改革」・同行動委員会雇用・労働ワーキンググループ報告書「自由で活力のある労働市場をめざして」(1996年12月3日)。
- 5)行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見第2次—創意 で造る新たな日本—」(1996年12月16日)
- 6) 拙稿「派遣労働をめぐる国際動向と労働者の権利」労働運動 1997年6月号81頁参照。

(会員・龍谷大学教授)

「行政改革」と対決し真の行政改革のために 一日本の進路を問う—

小林 洋二

1. 日本をどうするかが問われている

なぜ私がこのテーマを担当することになったのか よくわかりませんが、少し大きめな視点で、試論を 展開してみたいと思います。全労連は2月24日「行 政改革、規制緩和、労働法制対策本部」を発足させ ました。全労連の活動を過少評価する方もいますの で、念のため申し添えておきますが、この日から全 労連の行革闘争が始まったのではありません。すで に1年以上も前から、規制緩和も労働法制も、行革 も対策委員会をもち様々な活動を展開していました が、力を合わせて、攻撃の根源にむかって強大な闘 いを組織する必要があるという立場で、3つの流れ の対策委員会を1つに束ねたのです。この対策本部 の出発は、多様な闘いを束ねて、発展させるもので あり、年度をこえて設置させる総合的継続的対策本 部として、全労連結成以来初めてのものです。「行革」 の闘いは全労連が軸であり画期的意味をもつものと 確信します。私はこの場で次のようなあいさつをし ました。「今回の行革、規制緩和は、政府・財界のた いへんな行き詰まりを打開するためのものであり 『大競争』時代にそなえ国家改造を行ない、日米軍 事同盟を軸とした軍事大国化をねらったものです。 しかしこの方向は新たな矛盾を国民との間に拡大し、 政治的・経済的危機をまねかざるをえないでしょう。 私たちの政策をもって闘えば展望が開かれると思い ます。」

政府の行き詰りは深刻です。今年度の国債発行残 高は254兆円。中曽根内閣が「行革」を提唱したとき は100兆円(82年)たらずでした。それでも鈴木内閣 の「財政非常事態宣言」をうけて中曽根内閣は本格 的「行革」に着手したのです。しかし、中曽根内閣 をふくめて、歴代内閣は「行革」を唱え続けたが国 債発行は減ることなく、今日、ついに250兆円にも達 したのです。「赤字」といいつつ結局にその根本原因 に全くメスを入れてこなったのです。今日でも、根 本的メスを入れるつもりはないようです。「行革」の 成功例として、国鉄分割民営化をあげますが、あれ から10年たって、この赤字は28兆円に拡大してしま ったのです。国鉄労働者を40万から20万に半減し、 土地を売り、線路をはがして、国民の足をうばうと いうたくさんの犠牲は強いてきましたが、赤字は縮 小せず拡大したのです。これも原因にメスを入れよ うとしていないからです。道路公団などの赤字をふ くめると50兆円にもなります。そして、国の言いな りになってきた自治体行政においても、莫大な債務 があり、合計すると公的債務は500兆円をこえるので す。そして、年金も近い将来赤字。医療保険はすで に赤字。金融がかかえる不良債権は100兆円をこえる ことは必至だが、実態は今だに明らかにされていな いが公的資金の投入はさけられないというのです。 だから橋本内閣は6大改革を「火の玉となって、痛 みを覚悟で断行する」といいますが、まず、明らか にしなければいけないことは、なぜ、このような莫 大な赤字をつくってしまったのか、その責任と原因 を明らかにすることです。犯人が何の反省もなし、 また罪をかさねるとしたら、さらに病は重くなりま す。しかもそれは、福田内閣が「財政再建」といっ てから20年もたったのです。そういうたびに赤字は ふえてきたのです。つまり、自民党内閣に赤字を解 消する気もなければ、能力もないのです。赤字赤字 といって国民に犠牲を求めるだけで、原因にメスを

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

入れてこなかったのです。

この20年あまりの経過からいえることは赤字は国 民支配の手段であり、荒治療のメスになっていたの です。この莫大な赤字とは裏腹に日本の大企業は世 界一の巨大企業に成長し、この状況のなかでも93兆 円ももうけをためこんでいます。しかも、大企業へ の特権的減税、手あつい行政サービス。またアメリ カへの630兆円の公共事業の約束と実行。アメリカ駐 留軍に対する思いやり予算。あまりにも不公正であ り、赤字大国日本政府の対応とはいえません。この 本当の赤字の原因にメスを入れる気もない橋本内閣 に「行革」など語る資格はないのです。歴代自民党 内閣の失敗の責任をとり交代すべきです。これは世 間の常識です。本当に財政再建をし、国民本位の行 革を実行する初歩的第一歩です。そうではなく、深 まりゆく国民の矛盾をおさえるのは日米軍事同盟を 軸とする軍事大国の道しかなく、このため憲法もか え、国際大競争時代にたえられるよう集団的自衛権 の行使を可能とする日本につくりかえなければなら ないという道を歩もうとしているが、これは歴代自 民党内閣の当然の帰結です。しかし、それは決定的 政治危機をまねくことになるでしよう。

2. 憲法50年の重み

政治矛盾の激化は、憲法の平和的民主的原則がし っかりと国民に定着していることが土台となってい ます。軍事大国の道といっても9条は大きな障害で あり、どんな強権国家をめざしても、主権在民を否 定することはできないし、地方自治の存在を消しさ ることはできません。健康で文化的な最低限度の生 活権を投げすてることもできません。しかし、今度 の「改革」はこれをなしくずしに否定しようとして います。平和主義に対して、国連を使って集団的自 衛権といい、主権在民は小選挙区制の徹底で形がい 化し、地方自治は「地方分権」で変質させ、国民の 生活権は、自立自助、規制緩和で対応しようとして います。それは、本質が明らかになるにしたがい、 国民との矛盾は激化せざるをえないが、その中心は、 改革といっても結局、国民の生活権と根本的に対立 するからです。地方分権問題の中間答申では、国の 定めている「ナショナルミニマム」は達成している

ということが前提となっています。これは、分権だ けではなく、今日の改革の前提であり、国民生活に 対する政治の基本姿勢とみるべきです。今日、国が 定めている国民生活に対する最低保障はきわめて不 充分なものであるが、それさえも達成どころか、実 現していないのが実態です。その中心は、実態を全 く無視した財政措置です。その仕事の多くは自治体 が行なっていますが国庫負担はあまりにも低く、最 低保障に近づけるようとするにはたいへんな起過負 担が伴っているのが実際です。にもかかわらず、あ えて「達成している」といい切るということは、こ の不充分な最低保障さえも、もう責任を負わないと いうのがこの改革の本質ではないでしょうか。そし て、生活は生きるも死ぬも、自立自助というのです。 かつて、江戸時代、「ケガと弁当はテマエもち」とい われたが、たいへんな時代の逆行に他なりません。 しかし、時代は江戸時代ではありません。当時に比 べることもできないほど生産は発展し、社会は進化 しているのです。この富をどのように使う日本にす べきかなのです。橋本行革の方向は、この富を国民 のくらし向上の方向ではなく、ますます大企業とア メリカ従属の方向で使い世界の大競争時代にそなえ ようというのです。国民の暮らしは犠牲にしても、 軍事大国、経済大国の道を歩み、世界支配をアメリ カとともにしようという道なのです。

本質的には「いつか来た道」です。私は、日本が、 世界で孤立的な国であることを求めているのではあ りません。インターネットで世界が各家庭、個人ま で結んでいる時代です。国際社会で生きていく日本 であるのは当然です。しかし、いつかきた道ではな く、今日までの反省にもとづき、憲法原則を堅持す る国際社会にかかわる日本になるべきではないでし ようか。大競争時代といっても、競争にはルールが あります。日本はあまりにも安い労働力でコストの 安い商品を輸出し、貿易黒字をつくっていることに 対して国際的批判が労資双方からあります。アメリ カは内需拡大を要求し10年間に630兆円もの公共事 業を要求してきたのです。ILOはこのルールづくり の中心的国際機構ですが、日本はこの条約を半分も 批准しないか、批准しても実行をさぼっています。 これは最小限の国際ルールを守らない典型です。な

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

ぜそこまでして世界支配をめざすのか、資本主義は 競争に勝つ以外に生きのこれない、弱肉強食かもし れません。しかし、この100年の歴史は、仮に資本主 義社会であっても、むき出しの競争に一定の制限を 加え、人類との共存の道を歩んできたはずです。と ころが、ソビエトの崩壊などを契機に再び"むきだ しの競争"が広がりつつあります。ソビエト連邦は 社会主義の原則を逸脱して崩壊しましたがソビエト 革命がつくりだした重要な一つの原則、社会保障は 攻撃のマトになっています。労働者の労働基本権も また同様です。今日、全世界を風靡しているのは、 これらの国民の生活と権利の規制を緩和し、むき出 しの競争をあおり、次々と公的責任を後退させてい ることです。これは世界人民の矛盾を激化させ、社 会の根本的変革の力を増大させずにはおかないでし ょう。今、労働運動は停滞から前進、高揚の時代に 入ろうとしているからです。

3. 国民的改革の方向

日本は、世界のなかで、どの道を歩むのかきびし く問われているのが、今日の「改革」です。政府が、 ここでゆきづまったなかで、国民的改革の方向もき わめて重要となっていることはいうまでもありませ ん。反動的改革と国民的改革がきびしく対抗してい るのです。私たちは国民的改革をさらに鮮明にうち 出し、国民的力の結集をはからなければならない時 です。私たちが求める改革はいうまでもなく、企業 も国民も共に栄える社会づくりです。今日大企業は 栄えて民滅ぶの改革です。この矛盾を克服すること こそ国民的改革の中心です。ところが政府と財界は これ以上賃上げしたり、社会保障を充実すれば、そ れがコストにはねかえり、とうてい大競争時代にた ちうちできないというのが反論です。しかし、これ は悪魔のサイクルなのです。国内に生産と消費の矛 盾を拡大し、世界の安い労働力を求めて進出を拡大 する際限ない国際矛盾を拡大するものなのです。こ の悪魔のサイクルを断ちきることが国民的改革です。

3000時間にもおよぶような長時間労働で大競争に たちむかう無理な日本ではなく、8時間労働、週40 時間を守り、余裕ある日本をつくるべきなのです。 医療や福祉まで削って大競争にむかうのではなく、 国民のつくった富によって医療も福祉も大切にされ る日本にすべきなのです。大量の輸出とひきかえに 大量の食糧輸入を余儀なくされ、日本の農業を危機 におとし入れ食糧自給率を40%にもおちこませるの でなく、自然を守り、日本農業の充実をはかり、食 糧自給を基本とする日本をつくるべきなのです。大 競争にそなえて、子どもたちを競争にかりたて、幼 い命を自らたつような教育を改めて、子どもたちが、 余裕をもって健かに育てる教育にきりかえるべきな のです。働けないお年寄りを邪魔者あつかいするよ うな冷たい政治をかえ、医療や年金福祉を充実し豊 かな老後を実現する日本にすべきなのです。「地方分 権」というが、実は、国の責任を地方におしつけ、 自治体は国民に「自立自助」でサービスを切捨てる のではなく、地方自治を拡大し、国と自治体の責任 で、国民のくらしを守れる日本にすべきなのです。

とりわけ、国民生活の最低保障は、憲法にもとづき国が確立し、自治体は国民の意志でこれをさらに 改善できるしくみをつくるべきなのです。

日本の平和と安全は、憲法の道を歩むべきであり、 軍事同盟をなくし、自立平和の日本の道を歩むべき なのです。

これらの方向は決して、国際的孤立の道ではなく、 人類が共に栄える21世紀の世界の方向となることは まちがいないことと確信します。20世紀が、戦争と 競争の時代とすれば、21世紀は、戦争と競争が破綻 し、平和な人類が共に栄え時代にむかうと確信しま す。

日本においても、反動的改革を進めようという「オール与党体制」はあたかも強大にみえますが、これは、永田町と霞ケ関の話であり、国民はこれを許していません。昨年の総選挙はその大きなうねりをつくり出し、その後の地方選挙でも、若干の紆余曲折はあっても、加速しています。いかに「改革」と政府がいっても、消費税増税や医療保険の改悪など、国民は納得していません。最近の例では、千葉の県知事選でした。結果は惜敗でしたが、船橋、市川など160万の都市部では革新の河野氏が勝利し、60万都市船橋では定数1の県議補選で日本共産党候補が勝利したのです。農村部の変化も今まで以上でした。これは、名古屋の市長選、都議選にうけつがれ、来

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

春の京都府知事選で天王山をむかえると思います。 1960~70年代の革新自治体の波を第一の大きな波と すれば今日は第二の波の時代に入ったといって過言 でないと思います。しかも、第一の波は日本共産党 と社会党の協力が中心でしたが、今回の波は、日本 共産党と広大な無党派のみなさんとの共同であり、 全労連をはじめ、民主団体との共同です。社会党の ようにたやすく財界の分断にのりやすい勢力は革新 民主の中心にはいない新たなる段階における、さら に力強い革新の波だと思います。この国民的革新の 大河のなかで、国民的改革の方向を追及しようでは ありませんか。

この大きな波を加速し、力づよく前進する改革は、 しっかりと国民の要求にねざし、労働者の要求にね ざすことにあると思います。この改革の主人公は労 働者・国民です。

私たちは、すべての労働者を視野に、すべての労働者の一致する要求で闘おうといっていますが、それは、総対話と共同のなかから可能だと思います。その実践が広がっています。今春闘のアンケートは、全労連組合員にとどまらず、未組織労働者、中立組合、連合組合傘下の労働者にも大きくひろがり、労

働者の要求は組織のちがいをこえて一つであること を示しています。そして、総選挙の変化は職場でも 大きな変化をつくり出しています。

この変化を、要求を大切にするまともな労働運動の組織をつくりをし、労働者・国民の困難を打開する大運動へと発展させるため、10万人のオルグ運動を提唱しています。この10万人という日本労働運動史上かつてなかった大規模なオルグ運動は、日本労働運動の抜本的前進をつくり出し、反動的改革をうち破り国民的改革の担い手となって奮闘することはまちがいありません。

反動攻勢はかつてなくすさまじいものがありますが、それは反動的支配のゆきづまりの結果であり、 労働者・国民を主人公とする闘いをしっかりと発展させることのできるときです。いわゆる第三の反動攻勢の時代ではなく、米日独占資本の支配は矛盾と混迷のときであり、革新的変革期をむかえようとしている情勢をしっかりつかんで、目線を職場、地域に、攻撃の本質をにぎってはなさず、政策と展望をみんなの確信にしてわれらの日本をつくる闘いを旺盛につくりあげましょう。

(全労連議長)

読者めひろば

高木督夫氏のイタリア論文にひかれたので初めて 購入した。非常に参考になった。ネオコーポラティ ズムという用語だけは知っていたが、中身について 全く知らなかったので、このような論文があると非 常に良い (「経済」誌などでも企画すべきだ)。 庄司 論文にも触れられていたが、私の周囲でも欧米学界 の最新用語・概念を駆使して日本社会の現実とは疎 遠な研究発表をする人が多い。とくに社会学専攻の 大学院生などだ。だからネオコーポラティズムとい う言葉自体を遠ざけてしまっていた。高木論文で大 いに視野を開かれた感じなので、お礼かたがた一筆 した。この雑誌の姿勢に共感したので、定期購読し

ます。

(K.S./東京都・出版関係)

やはり、公共工事への巨額の投資が問題と感じた。 不必要な道路工事などは、目で見ることのできる公 の不正であるが、ダム、動然などは、目で見ること が出来ないため(恐らく立ち入りも禁じられている であろう)良心的な専門家、正義感のある専門家の 摘発、そして、それを広く知らしめることが、必要 であろう。そして個人の側でも、それを知ることが、 国民としての権利でもあり義務でもある。

(西本晃一郎/札幌市・事務職)



韓国労働組合運動の現段階

小森 良夫

1996年12月から97年2月にかけて韓国をゆるがした史上空前の政治ゼネストは、同国の労働組合運動が新しい発展段階に到達していることを示すものであった。あらかじめ結論的にいえば、いまや国家独占資本主義への転化をなしとげている韓国独占資本主義の支配体制と四つに組んでたたかうような、労働組合運動の主体形成がすすんでいるということである。以下に今回のゼネストの分析的総括をつうじてこの主題を考察してみたい。

ゼネストの2つの対決点

周知のようにこのゼネストの発端は、96年12月26 日早朝、韓国国会で政府与党の新韓国党が、労働法 改定案と公安関係法(国家安全企画部法)改定案の 抜き打ち単独採決を強行したことに抗議し、その撤 回を要求して展開されたものである。

労働法改定をめぐる最大の対決点は2つあった。 1つは労働側の要求する労働基本権の確立であり、 もう1つは、財界側が要求する「労働市場の柔軟性 向上」条項の導入である。

金泳三大統領は、「経済先進国」の仲間入りのステップである96年10月のOECD加盟正式承認を前にして、事実上の加盟条件とされていた労働関係法改定を同年4月の総選挙でも公約し、選挙直後から大統領諮問機関として労・使・公益三者構成の労使関係法改革委員会を発足させて労働法改定作業をすすめた。金泳三政権のねらいは、労働基本権確立という労働側の要求をある程度受け入れるかわりに、財界側の要求も同時に盛り込むことにあった。

もともと韓国では、長く続いた軍事独裁政権時代 に、労働者の団結権、ストライキ権など労働基本権 はきびしく抑圧され、政府公認労組以外の自主的・ 民主的な労働組合運動は苛酷な弾圧の対象とされてきた。87年の民政移行後もこの抑圧体制は基本的に維持され、労働法制上でも、複数労組の禁止、公務員・教員の団結権否認、第三者介入禁止、冷却期間によるスト権行使の規制、公務員・防衛産業労働者の争議行為禁止、公益企業争議の職権仲裁、労働長官の緊急調整決定権、労組の政治活動禁止など、労働側が"毒素条項"と呼ぶ、労働基本権に対するきびしい制約が課せられてきた。そのため労働基本権の確立は、韓国の労働者と労働組合運動のもっとも中心的な要求課題の一つとなってきたし、それは韓国の「民主化」の前進のための国民的課題でもあった。

これに対して、財界側の最大の要求は、"労働市場 柔軟化"戦略の法制化であり、具体的には、企業が 労働者を解雇する場合の規制を緩和する整理解雇制 の新設、長時間労働を可能にする変形労働時間制(月 単位で週当たり56時間まで認める)の新設、派遣労 働制の導入などである。この要求の背景には、OECD 加盟にともなう資本の自由化をはじめ、グローバル 化した大競争時代に対応していくためのリストラ 「合理化」促進という生き残り戦略がある。

労使関係法改革委員会では労使の主張が激しく対立したまま結論を出せず、法案づくりは政府の手に移った。12月10日に国会へ提出された政府法案は、

「複数労組禁止」条項については上部団体に限って 複数化を即時認めるが、単位労組の複数化承認は5 年の猶予期間を設けるとし、「第三者介入禁止」の条 件付き撤廃、労組の政治活動禁止の緩和などが盛り こまれたものの、労働側の要求に比べてきわめて不 十分な内容であった。その一方で、「緊迫した経営上 の必要」があれば解雇できるとした整理解雇制の新

国際・国内動向

設、週56時間までの延長を認める変形労働時間制の 導入などの「労働市場の柔軟性向上」条項や、スト ライキ中の代替労働(スト破り)の許容など、財界 の要求が大幅に取り入れられた。そして、野党側の "審議阻止"を口実に12月26日、政府与党の抜き打 ち単独採決が強行されたのであるが、この採択法案 では、複数労組の合法化を上部団体についても3年 後に先延ばしするなどの改悪が持ちこまれていた。 また、この抜き打ち採決では、韓国中央情報部 (KCIA)の後継組織である国家安全企画部(安企 部)の権限を拡大するという、人権抑圧につながる 「安企部法」改定案も同時に採択された。

「議会クーデター」とマスコミにも指弾されたこの暴挙が、労働者、国民の怒りを激発し、「大韓民国 建国以来初めての政治スト」が空前の規模で展開されていったのである。この一大政治ゼネストの諸特 徴をみてみよう。

史上最大のストを成功させた両労総の共闘

このたたかいの中心となったのは、韓国の2つの 労組ナショナルセンター、全国民主労働組合総連盟 (民主労総、約900単組、50万人)と韓国労働組合総 連盟(韓国労総、19産別、115万人)であり、両者が 初の共闘を組んでゼネストをたたかった。

このゼネストの規模をみると、労組側の発表によ れば、ゼネストが開始された96年12月26日から97年 1月16日までの期間(ゼネスト第1波~第3波)に ストに参加した延べ人員数は、民主労総系335万802 名、韓国労総系113万9206名で、合計449万名にのぼ った(その後も民主労総系労組がストをたたかって いるので、実際はこの数字をさらに上回る)。韓国で の過去最高のスト参加人員の記録は、あの6・29民 主化宣言を契機に高揚した87年のストライキ闘争の 参加人員数93万4900人という数字である。今回のゼ ネスト参加人員は実にその5倍を超えたのであり、 まさに韓国史上空前の大ゼネストであった。ちなみ に、政府労働部の発表数字では民主労総系のスト参 加者125万608名、韓国労総系13万882名、合計138万 1490名とされているが、この控え目な発表数字でも 87年を大きく上回っている。

このように広範な労働者の参加による真に大衆的

なゼネストの発展を可能にしたのは、二大労組ナショナルセンターの初の共闘の実現であった。そしてこの共闘のイニシアチブをとったのは民主労総であった。

まず96年11月29日に民主労総が韓国労総に労働悪法阻止の共闘を提起し、さらに政府案の発表(12月3日)直後の12月6日にも改悪案阻止の共闘を再度よびかけた。これにたいし、当初は共闘に慎重であった韓国労総も、12月11日に至り朴仁相委員長が連帯闘争(共闘)の受け入れを表明した。これまで対立関係にあった2つのナショナルセンターの共闘が初めて実現したのである。

全国レベルでの共闘態勢の確立は、職場組合員、とくに韓国労総系の組合員を統一と団結の力に目覚めさせ、その闘争エネルギーを大きくひきだしていった。12月26日早朝の抜き打ち採決直後、民主労総系の労組が同日午後から無期限ストに突入したのに続いて、韓国労総は27日午後1時まで28日午前0時までの時限付ゼネストに入ったが、同労総創立以来初めての政治ゼネストに立ち上がった下部組合員から戦術強化を求める突き上げにあい、当初の時限付ストから無期限ストに方針を変えるという一幕もあった。年明けのゼネスト第2波からは、「ネクタイ部隊」と称されるホワイトカラー労働者もゼネストの戦列に加わった。科学技術労組、事務専門労連、放送労組、病院労組などである。

1月14日には韓国労総の朴仁相委員長と民主労総の権永吉委員長が会談し、①強行採決された労働法、安企部法の撤回と再改正要求、②前項達成までの闘争継続、③年末の大統領選挙での与党候補の追い落とし、④全国労働者共同集会の開催、⑤ストによる国民の不便への配慮、の5点を確認した。年末の大統領選挙戦までも展望した、両労総の持続的な共闘の方針が確認されたのである。1月26日には、この方針にそって、両労総の共催による20万人の大集会がソウルで開催された。

世論の支持の広がりと国民的戦線の形成

ゼネストに対する国民的支持も、予想を超えて急速に広がった。強行採決前の世論調査では20%台であった労組ストへの支持率が、ゼネスト開始直後の

労働総研クオータリーNo.27 (97年夏季号)

「ハンギョレ」新聞による世論調査ではスト支持が75%に達するなど、各種世論調査は7割におよぶ国民がストを支持していることを示した。

ゼネストに対する国民各層・各界の連帯と共同が 広がった。強行採決の直後から、韓国カトリックの 総本山である明洞聖堂をはじめキリスト教の各教会 で政府を批判する「時局祈禱会」が次々と開かれた。 年明けにはカトリック・ソウル大教区が労働法再改 定を政府に求める声明を発表した。大学教授、著名 文化人、弁護士など各界の人士が政府批判の「時局 声明」を相次いで発表した。1月8日には全国36大 学の法学教授62名が、「強行採決された労働法は無 効」であり、「勤労条件の悪化を防ぐための団体行動 権行使は憲法と国際労働慣例にてらし正当な権利行 使である」との共同声明を発表してゼネストに連帯 した。

ゼネストの中で、民主労総、韓国労総をふくむ45 の労働団体、市民団体、宗教団体、社会団体などが 参加する「労働法・安企部法改悪撤回と民主守護の ための汎国民対策委員会」がつくられた。民主主義 擁護の国民的戦線が構築されていったのである。

今回のゼネストに対する国民的支持と連帯が何故 このように広がったのか?それは、韓国の労働者階 級とその組織された部隊である労働組合が、国の民 主主義擁護のもっとも先進的な闘士として国民の前 に立ち現われたからであろう。労働者階級の国民的 指導性が発揮されたのである。

国民的支持の広がりと国民的共同の追求の中で、ストライキ戦術の行使についても、国民との提携を重視するという新しい前進がみられた。たとえば、12月26日から開始した第1段階の無期限ゼネストを30日で打切り、年末年始連休の間は中止するとか、1月14日からの第3段階のゼネストの中で、地下鉄、病院など公共部門については時限付ストに転換するなどの措置がとられた。前述したように、1月14日の両労総の委員長会談では、共闘の基本原則の一つとして、「ストによる国民の不便への配慮」を払うことが確認された。

民主労総を中心に効果的な国際連帯活動が組織されたことも今回の闘争の特徴であった。民主労総の要請にこたえ、1月8日には国際自由労連からILO

に対して、「韓国の新労働関係法はILO規約に違反する」と指摘した告訴状が送られ、ILO事務総長は金泳三大統領に書簡を送って、労働関係法改定強行に抗議し、スト中の労組にたいする政府の対応に憂慮を表明した。OECDも労組諮問委員会の要求を受けて、韓国の労使代表からの意見聴取などの調査をおこない、1月23日OECD事務総長が、「結社の自由及び団体交渉権に関する条項では依然として国際基準に合致しないところが残っている」との声明を発表した。韓国政府は国際的にも孤立に追いこまれていったのである。

国家独占資本主義と対決する運動への成長

韓国労働者の大ゼネストとこれを支持する国民的 世論の圧力に押され、国際的にも孤立化をおそれた 韓国政府は、いったん採択した労働法の国会再審議 という異例の決断を余儀なくされた。1月21日に再 審議で与野党が一致、2月16日臨時国会で再審議を 開始し、3月10日に与野党合意の再改定法案が国会 で可決された。この新労働法では、上部団体の複数 労組を即時許容、整理解雇制の実施を立法後二年間 留保するなど、若干の手直しがなされてはいるが、 基本的には「抜き打ち採決労働法の毒素条項をその まま残したもの」と民主労総はきびしく批判してい る。民主労総をはじめ労働側は「新労働法の毒素条 項の無力化および労働悪法の完全撤廃のため」に強 力な闘争を展開し、大統領選挙では国民に背信した 政党を厳しく審判するとして、ひきつづき対決姿勢 を強めている (3月11日の民主労総記者会見文)。

さて、以上のような総括的検討をつうじて指摘できる今回の闘争のもっとも重要な特徴は、労働者・ 国民の権利抑圧機構の再編成と労働市場柔軟化戦略 の法制化という、政府・財界が一体となって加えてきた攻撃と正面から対決して、波状的な政治ゼネストを項点とした3ヵ月にわたる全国的な統一闘争を指導し調整する意志と能力を持った組織的中心一民主労総という自主的民主的ナショナルセンターが存在していた、ということであろう。そしてそのことは、いまや国家独占資本主義の段階に達した韓国における階級闘争の、法則的な発展を示すものであったといえる。

国際・国内動向

韓国では、"開発独裁"とよばれた軍事独裁体制の もとで、政府主導型の急速な経済開発と資本の強蓄 積がすすめられるなかで、三星、現代、韓進、鮮京、 大宇実業などの大企業が出現し、これらはやがて巨 大な財閥へと成長していった。今日これらの財閥系 大企業への生産と資本の集中度はきわめて高く。た とえば1993年の時点で、30大財閥グループ(資産総 額での上位30大企業集団) の売上額合計が同年GNP の80.4%に相当し、その中で売上額の66.3%、経常 利益の81.2%が、三星、現代、ラッキー金星、大字、 鮮京の5大財閥に集中している。(金俊行「韓国経済 の現状と課題」、『経済』1996年6月号)。そしてこれ ら巨大財閥と、すぐれて強権的な"開発独裁"国家 との強力な結合による国家独占資本主義の支配体制 が形成され、労働者と勤労人民にたいする搾取強化 と抑圧の道具とされてきた。

韓国の労働者階級は、このような国家独占資本主 義の体制のもとで、独占資本とその政府という組織 された強大な勢力に立ち向かい、労働者の経済的・ 政治的諸要求の実現のための諸闘争を全国的・全産 業的に統一し調整する機能と役割を身につけた労働 組合ナショナルセンターの存在を必要としていたの である。軍事独裁政権と独占資本に庇護育成されて きた協調主義的な韓国労総では、そのような機能と 役割を果たすことはできなかった。韓国の労働者階 級は、95年11月に、資本からも政権からも独立した 自主的・民主的な労組運動の結集体である民主労総 を誕生させることによって初めて、そうした本来の 機能と役割を身につけたナショナルセンターをみず からの手に握ったのである。そして民主労総は、今 回のゼネストを主導することによって、こうした存 在意義にふさわしいナショナルセンターであること を実際に立証したのであった。そのことはまた、い まや韓国の労働組合運動が、国家独占資本主義の支 配体制と正面から対決して労働者と国民の利益擁護 のためにたたかう運動へと成長しつつあることを示 すものといえよう。

(会員、国際労働運動研究者)

イギリスのホームレス問題

中山 徹 嵯峨嘉子

近年、いわゆる「野宿者」、また「路上生活者」が 大都市部で増加してきており、マスコミでも大きく 取り上げられるようになってきている。「怠け者」「好 きでしている」などの一般的な、皮相な見方がまだ まだ根強い中で、目に見える明確な「貧困」問題と して捉えることが重要であることはいうまでもない。 だが、その複雑な形成過程、その生活状態などの解 明や今後の施策のあり方の検討などは始まったばか りといった感がある。

東京、大阪、名古屋など各地で、「野宿者」の実態 解明やこれからに対する施策のあり方の検討、さら に現行法のあり方が問われている社会保障裁判など がみられ始めている。東京都における「新たな都市 問題と対応の方向―『路上生活』をめぐって―」や 名古屋における「林訴訟」、大阪における昨年、最大 の日雇労働市場である「あいりん地域」= いわゆる釜 ヶ崎の日雇労働者と「野宿者」に関する調査などが それである。

欧米で用いられている「ホームレス」概念は、劣悪な住宅等に居住している人々をも含む広い概念であり、「野宿」をしている人々はその一部にしかすぎない。すでにこれらの人々の労働と生活の状態をも含む概念、実態概念として「不安定就業階層」概念があるが、「野宿者」あるいは「路上生活者」といった捉え方をどう考えるか、欧米での研究を含め理論的、実態論的な検討が求められている段階にあると

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

考える。

イギリスのホームレス事情

ここでは、イギリスのホームレスと医療サービス 問題の一端を紹介したい。まず、イギリスのホーム レス事情を素描しておこう。

イギリスにおけるホームレスの定義は、住宅法における定義 (後述) が最も狭義なものとされ、一般的には、いわゆる野宿者 (Sleeping Rough) に加え、不法占拠者、ホステルやホテル宿泊者、等が含まれることが多い。1989年にサリー大学が実施した調査によると、ロンドンにおけるホームレス数は、野宿者が2,000人、ホステルが18,000人、不法占拠者が30,000人、ホテルが25,000人、全体で75,000人に達するという研究結果も出されている。1993年の資料によると (表)、ロンドン全体で、116,238人、人口の1.7%がホームレスであると算定されている。また、1995年11月に、民間団体ホームレス・ネットワ

ーク (Homeless Network) がロンドン都心部で行なった野宿者調査によると、男性が84%を占め、白人が94%、黒人が5%、アジア人が1%となっている。

イギリスの住宅法(1977年のホームレス法は、1985年に住宅法第3章に吸収される)では、ホームレスを「家がない者又は1ヶ月以内に家を失う恐れがある者」と規定し、特に優先的に住居を提供するグループとして、児童を連れた人々、火事や洪水等の災害で家を失った人々、高齢・傷病・障害者、家庭内暴力を受ける者や妊婦の4つのグループを挙げている。また、ホームレスと認定を受けるために、故意にホームレスになったのではなく、また実際にホームレスになることを防止することが不可能であったことが要件として求められるとされており、このことが、地方自治体に対し、責任回避の口実を与えているとの指摘もされている。地方自治体によって認定されるホームレス数は、91年までの20年間で約5.

表 ロンドンのホームレス数 (地方保健局調べ)

地 域	一時的宿泊施設1)	不法占拠者 ²⁾	ホステル3)	野 宿4)	旅行者5)	全 体	人口対比
							(%)
北東テムズ地域	36,077	9,133	1,128	597	617	47,552	2.0
(City&Hackney)	3,506	5,600	0	92	34	9,232	4.7
(Haringey)	9,492	508	0	0	204	10,204	5.3
北西テムズ地域	31,774	1,515	1,102	378	499	35,268	1.8
(Parkside)	12,611	824	655	156	96	14,342	3.8
南東テムズ地域	12,636	8,612	1,056	201	602	23,107	1.6
(W Lambeth)	3,066	2,454	195	174	24	5,913	3.8
(Camberwell)	2,782	3,782	425	0	124	7,113	3.4
南西テムズ地域	9,701	238	9	96	267	10,311	0.8
全 体	90,188	19,498	3,295	1,272	1,985	116,238	1.7

注)

^{1.}London Health Authorities: Bed and Breakfast information exchange, march 1991.Department of the Environment: Out of London, 2nd Quarter, 1991.

^{2.} Department of the Environment, HIP submissions, 1991.

³ London Hostels Directory Resource Information Service, 1991.

^{4.} OPCS Supplementary monitor on people sleeping rough, 1991.

^{5.} Depertment of the Environment count of gypsy caravans, July 1991.

^{6.} 各地域の中でホームレス数が特に多い地区を本表では、掲載した。

出所) From Primary Care and Homeless People: Responding to the Tomlinson Enquiry. Access to Health 1993.

国際・国内動向

5倍に増加している (96年3月末現在、11万9,870世帯)。しかし、申請者全体に占める認定者数の割合は、年々減少傾向を示しており、例えば、1988年には、申請者全体242,470世帯に対し、認定者が116,000世帯と、申請者の5割弱しか認められていない。

ホームレスと医療サービス

次に、ホームレスと医療サービスについて、主にキングスファンド(King Edward's Hospital Fund of London)の資料を用いて紹介することとしたい。 従来、ホームレスに対する医療サービスは、ホームレスが居住する地域への地域保健担当員 (health visitor)又は専門家チームの派遣が中心であった。 例えば、イーストロンドン地区のチーム (1986年時点)は、医師、アルコール専門相談員、地域精神医療看護婦、ソーシャルワーカー、コーディネーターで構成されており、また、ハックニー地区では、バングラデシュからの家族ホームレスに対応するため、地域保健担当員と医師、牧師に加え、ベンガル語が話せる医療代弁者が含まれていた。

このチーム制は、他の国民保健サービス (National Health Service、以下NHSとする) 関係者に、ホームレスもNHSの一利用者であるという意識の変革を促したが、サービスの提供範囲がプライマリーケアに限定されてしまうという問題点も抱えていた。地方保健局が策定した「医療へのアクセス」計画 (Access to Health) では、「ホームレスのためのサービスの創設は、プライマリーケアは保障するが、一般の人々が利用するサービスからは全く切り離された『貧しい人々のための貧弱なサービス』、つまり『制度的な不平等』を生み出すことになる」と強く批判されている。

キングスファンドは、ホームレスに対する最も効果的な医療サービスは、「ホームレスのための特別なサービス」ではなく、「一般の人々と同じサービス」であると主張している。では、なぜホームレスは一般のサービスから遠ざけられているのか、それにどう対処しようとしているのかを見ることにする。

周知の通り、一般の人々がNHS制度を利用する際には、GP (開業家庭医) にあらかじめ登録をしておくことが前提となる。医療が必要となった時は、登

録したGPに診療の予約をとった上で受診し、その結果、病院への受診が必要と判断された場合は、GPを通して病院を紹介してもらう(救急の場合を除く)。

ホームレスの場合、このGPへの登録が医療サービスへのアクセスを妨げる第1のハードルになるといわれている。サイモン・コミュニティ (The Simon Community、カトリック系の慈善団体)がロンドンの野宿者に対して行なった調査によると、GPに登録しているホームレスは、全体のわずか28%にとどまり、さらに、その半数がロンドン以外にある不適当なGPに登録していた。そして、ほとんどの者が5年以内に医師の診察を受けていなかったという。

GPに登録しているホームレスが少ない要因は、ホ ームレス自身、GPの両者に存在している。まず、ホ ームレス側の要因としては、

①将来もそこに住み続 けることが不確実であることから、登録は時間の無 駄であるとみなされていること、②また自分自身の 健康状態に対して無関心であること、③医療サービ スの利用経験の乏しさ、等がいわれている。次に、 GP側の要因として、診療報酬に関する2つの理由が 指摘されている。第1に、GPに対する臨時的登録や 救急医療に対する診療報酬の額は、一般に永久的な 登録に比べて高額であるため、GPはホームレスに対 してわずか14日間の継続治療が認められている臨時 的登録を選択しがちである。第2の理由は、予防接 種や検診に関してである。例えば、予防接種では、 永久的な登録リストに載っている2~5歳の児童の うち、90%という目標値を達成してはじめて診療報 酬が支払われることになる (70%の場合は、より低 額の診療報酬)。それゆえ、GPは、予防接種や検診 を受けそうにないホームレスが永久的な登録をする ことに対して消極的なのである。

このように、制度や財政のシステム自体がホームレスの医療サービスの利用を妨げているため、制度運用の柔軟性が求められている。シティ及びイーストロンドン家庭保健サービス局では、例えば、家族ホームレスに対し、その住所への居住期間に関係なく、永久的な登録が可能であるように援助している。また、ホームレス全てが永久的な登録を望んでいるわけではないため、家庭保健サービス局を通して次のGPへの移行が短期間で可能であるように、「追跡

労働総研クオータリーNo.27 (97年夏季号)

者カード」が開発されている。また、予防接種や検診については、もしGPが望めば、永久的に登録した家族ホームレスを、登録リストから除くことも可能であるとした。このようにして、ホームレスのような患者の登録が、目標値の達成を妨げないようなシステムに変更されている(前もって予防接種を受けていた家族ホームレスに対しては、そのリストに含まれるように選択される場合もある)。

また、ある家庭保健サービス局では、GPに住所を 提示できないホームレスのために、診断を受ける場 所や家庭保健サービス局、デイセンターの住所をホ ームレスの住所として認めるよう指導している。た だし、GPへの登録は重要なことではあるが、サービ ス利用に関して絶対的な基準では必ずしもないとの 注意が促されている。

前述した「医療へのアクセス」計画(Access to Health)は、NHS及びコミュニティケア改革(1990年)を契機に、住民の医療ニーズを再確認するガイドラインとして策定された。この計画がホームレス

のサービス向上にも影響を与えることになり、人口の1%を占めるホームレスが全財源の2.4%を占めるに至っている。

以上、簡単にイギリスにおけるホームレスと医療サービスについて概観してきた。我が国と医療制度が異なるため、単純には比較できないが、制度運用を柔軟に行うイギリスの行政のとりくみは、注目してもよいであろう。生命に関わる問題であるだけに、我が国においても早急な対応が求められている。

〈参考文献〉

- · L Winn, Homelessness: What can the health service do? King Edward's Hospital Fund of London.
- ・大山博「国際居住年とイギリスのホームレス」『賃金と社会保障』第961号、87年5月。
- ・クライシス(Crisis、ホームレス支援団体)の資料。
- · J.Moore, et al., The Faces of Homelessness in London, Dartmouth, 1995.

(中山徹・会員・大阪府立大学助教授) (嵯峨嘉子・大阪府立大社会福祉学部研究生)

JCの賃金交渉と春闘のこれから

西村 直樹

97春闘は、金融関係、私学、中小企業労組など、まだまだ多くの労働組合が闘争中であるが、金属機械産業労働者の戦闘的部隊は3月決着をめざして闘い、巨大部隊の金属労協(以下、JCと略称)は3月18日の経営側の一発回答を丸吞みにして妥結しているので、まだ4月中旬だが、金属機械産業労働者の賃金引上げの闘いについては一定の評価をくだすことができる。

完全に屈伏したJC回答

3月一杯の段階で、JMIU(全日本金属情報機器労組) の経営のうち、相対的に企業の安定している支部では軒並み1万円以上の回答を引き出しているか

ら、JC大手企業の労働組合が、労働者・家族の期待に応えるべく、まじめに統一行動をくみ、厳しい交渉を行なっていたなら要求満額を勝ち取ることは可能な情勢だった。97春闘に先立って、ホンダは平均7万円を12月に、トヨタは平均8万円を1月に、臨時一時金としてだした。ダイハツも平均4万円をだしたという。

例えば自動車大手は、1ドル120台後半という円安のもとで、生産が間に合わないほどの出荷、輸出も 急増、一時金をださざるを得ないほどの儲け方であ る。

しかしJCはまったくなにもせずに鉾をおさめた。 鉄鋼の1000円、電機の100円玉2ヶの攻防、自動車の

国際・国内動向

600円以上の上乗せ。職場にはこれから間違いもなく新たな労組民主化の大運動がひろがりだす。なぜなら、この水準では明らかに生活水準がさがるからだ。消費税が上がり、これに連れて各種の公共料金が一斉に上がる。日本生協連の試算では消費税だけで子ども1人の片働き世帯で月額12,900円の支出増、子ども3人の共働き世帯では23,000円の支出増である。JC回答はすべての労働者にとって賃下げとなる回答なのだ。そういう厳しい目で分析しておくことが必要である。

はじめに要求と回答の意味である。

連合の「13,000円中心、昨年より1,000円増」を鉄 鋼を除いて踏襲したJCは要求そのものが低すぎる。 JMIUの鎌田明さん (47歳) の給与明細が3月7日付 「しんぶん赤旗」にのったが、その内容を見よう。

基本給	3 6 4, 1 5 0					
手当合計	28,010					
組合活動減額	22, 995					
支給総額	3 6 9, 1 6 5					
各種控除額	102,065					
	社会保険料55,046 所得税7,969 住民税7,700 他					
差額支給総額	267, 100					

鎌田さんの給与明細から

この低賃金が現実なのだ。これを改善するために、たった13000円。つまり闘う前から財界・大企業の賃金破壊・賃金抑制政策に追随し、屈伏した「要求」しかだしていないのである。その上、だされた回答をその要求とくらべた低さを問題にするのではなく「2年連続で前年実績を上回り、…月例賃金上げの意義・重要性を改めて明確にした」(JC戦術委員会の評価)と高い評価を下すのだ。だから向こう側からみれば「抑制のきいた節度ある回答」(日経連根本会長)だし、100円上乗せしたトヨタの奥田社長は「労組側にもこれから構造改革をすすめていくことは理解してもらっている」として今後の能力主義管理強化・労働密度引上げの"代償"であることを隠さない。以上のことをふつうの労働者の言葉でいえば、

「JCは97賃金交渉で経営側に完全に屈伏した」ということである。

独占の経営戦略=不平等、一時金重視

もう少し回答内容を見ておこう。

すぐ気がつくことは造船重機労連のなかで、去年に引続いて、史上最高益という業績の三菱重工業3,000円(定昇込み9,000円)と他社2,700円(同8,700円)に分れたこと。一時金でも三菱は83万円プラス3.5ヵ月、他社は53万プラス3.5ヵ月、30万円もの格差。ベアを他社に揃えて無理をしている三井造船は一時金昨年より2万円ダウンの回答。別に函館ドックのように首切り120名と賃金一律15%引き下げの回答も。つまり「横ならび」が完全にこわされているのである。

これは、経営側がくりかえしてきた「悪しき平等」をやめようという考えかた、これを今回の賃金交渉で「春闘なくし攻撃」の一環として経営側は成功させたのである。JCはこれを認める立場に立った、ということだ。さらに一時金がある。鉄鋼の場合、ベア1,000円は動かず、だが、一時金は8万円増である。自動車も一時金は満額である。先に述べた通り造船ではここで業績格差の調整をしている。

鉄鋼労連の衛藤委員長は「明日 (ベア) の100円よりも今日 (賞与) の1万円」といい放っている。電機連合もこれまでの冬夏型一時金交渉をベア・一時金一括交渉の方向を明らかにしている。(いずれも「エコノミスト」4月8日付)。

日経連「新時代の『日本的経営』」にある、現行年収にして30%程度の一時金を40%程度に高め、月例賃金ではなく、ここで好不況の調整をやるべきであるとする方針がつらぬかれているということである。

横並び終焉と、ベア重点から一時金重点主義への 転換。日経連「新時代の『日本的経営』」の主張が本 格的に労使の「合意」事項になって、JC春闘を仕上 げたこと。この事実を定着させる大きな一歩が97春 闘でつくりだされたといいうるだろう。

以上がJC一発回答に見ることのできる97年賃金 交渉の分析結果である。

このことはこれまでの「低い水準での横ならび」 から企業ごとの「歯止めのない低い水準」への賃金 破壊にいきつくことを示してる。産業間、企業間の 格差をこれまで以上に拡大する道を切り開き、従っ

労働総研クオータリーNo.27 (97年夏季号)

て、もっとひどい男女格差、パートタイマー雇用差 別などにつながることになる。

金属機械産業回答結果 (JMIU東京87社は加重平均)

	賃上前平均賃金	97要求	07574	0.0字体
	貝工刑十均貝並	97安水	97妥結	96実績
鉄鋼5社	294,300	6,600	4,600	4,500
電機17社	284,377	13,000	9,027	8,827
造船7社	312,877	13,000	8,700	8,400
自動車11社	288,478	13,000	8,805	8,091
JMIU東京87社	343,994	38,689	9,724	9,333

ここに数字をひとつ掲げておこう。中小企業のたたかう部隊がもうかなり大きく、JC大手組合の労働条件を超えてきているという事実をみておきたい。

賃金破壊の大きな攻撃、職能給:能力賃金

体系問題について最後にひとこと。96春 関で日産自動車は本人給を半分にし、削った本人給の半分を職能給にふりあてる、という体系の変更を行った。この結果、本人給の相対的に高かった労働者=平均年齢以上の労働者=を中心に13,000人が賃金を切り下げられた。会社側の発表ではこれで人件費を8%節約したとのことである。96年中の「しんぶん赤旗」が報じたものによると、こういう賃下げ攻撃は新日鐵、住友金属、全日通など、金属や運輸の少なくない職場で公然とやられていた。97春 関では横河電機・沖電気などで今年もこういう攻撃が公然化した。

この体系問題を通じての賃金破壊は日経連「新時代の『日本的経営』」にある各社ごとのポートフォリオが成果主義に基づいてつくられていくと、必ず入ってくるはずだが、成果主義に基づく配分の形でおそらく今度の春闘でもすでに広範に入っていると思われる。電機などの配分についてもう少し実際を調べなければならない。この作業はこれからの仕事になる。

ただ、96春闘での日産自動車の闘いの経験によれば、労働組合の意見に反対したら、追浜では肋骨をおられ、厚木では労組除名→解雇となるのが実績であった暴力体質の企業:日産自動車だが、96年の職能資格制度の強化に反対するJMIU日産自動車支部の闘いを通じて、1700名もの労働者が公然と挙手で

反対を表明した。これだけの肋骨を折るわけにはいかないから、日産自動車の暴力的な体質は急速に後退し、自由に口のきける職場に変りつつある。座間から村山に配転されてきた労働者の一人はJMIU日産支部のビラまきを迎えて「あっ、ここにはこういう人たちがいるんだと思うと、ほっとした」と語っていた。自信をもって今後の運動に取り組んで行きたいものである。

この賃金体系問題と能力主義管理の下での新たな 労務管理との闘いという課題、およびこれからの春 闘について、労働総研が3月に発行した『財界新戦 略と賃金』(新日本出版社刊;牧野富夫監修・労働総 研編)は日経連「新時代の『日本的経営』」がでて以 降、はじめて本格的にその研究結果をまとめた出版 物として、たいへん貴重なテキストになっているこ とを記して、97春闘でのJC回答の簡単な報告とす る。

(会員、労働者教育協会理事、金属労働研究所)

「女子保護」撤廃反対運動の広がり

池田 靖子

はじめに

今、労働基準法の「女子保護」規定撤廃を許さない運動が、全国的に巻き起こり、労働組合やさまざまな分野の団体が共同で草の根のようにとりくみを広げている。連合の職場でも「過労死の平等はいや」「男性の労働時間を規制するほうが先」と上部の方針に納得しない女性組合員の声が大きくなっている。このたたかいは3月中か4月初めに予想されていた法案の審議入りを連休明けまで遅らせ、政党や議員を揺り動かし、労働委員会では労働実態を反映した質疑で審議が白熱し、会期末ぎりぎりまで攻防が続く状況を作りだしている。本書が発行される7月には法案の一定の決着がついているだろうが、21世紀の人間らしい働き方をめざす歴史的なたたかいがかってない規模で広がっていることを5月末までの経過をもとにその特徴的なことについて述べる。

中央・地方での両連絡会の相次ぐ結成

財界・政府の一体となった労働法制の規制緩和・全面改悪の攻撃に立ち向かって、96年7月に「労働法制中央連絡会(正式名称:労働法制の全面的改悪に反対し、人間らしく働く権利の確立めざす連絡会)」が結成され、10月には「『女子保護』・均等法中央連絡会(正式名称:『女子保護』規定の改悪を許さず、実効ある均等法の改正を求める中央連絡会)」が結成された。前者は全労連・自由法曹団・新婦人・婦団連・国公労連・全労働・MIC・国民春闘共闘・労働総研・東京労連・東京地評が、後者は全労連女性部・新婦人・婦団連・東京連絡会が事務局団体となって運動を推進してきた。「女子保護」・均等法連絡会は、秋山ちえ子・黒柳徹子・内橋克人氏など各

界の24氏アピールを受けて結成されたので、当初は 別々の動きをすすめていたが、1・28中央決起集会 開催をきっかけに両連絡会が「女子保護」撤廃反対 を当面の最大の課題として共同の運動にとりくみ、 とりわけ合同闘争本部を3月に設置してから全国的 なネットワークの大きな運動に前進した。

地方では、両連絡会が各県の実情に応じて独自に それぞれの運動の中で結成されていった。地方連絡 会の結成はまさに運動の発展とともにすすんでいる。 96年中に結成した地方もあるが、1・28中央決起集 会の中央の両連絡会の動きに合わせて地方に連絡会 が相次いで結成され、4月には殆どの県で連絡会が 結成された。同時に多くの地方では、地域連絡会が でき、職場・地域を基盤としたとりくみが草の根の ように広がっている。

職場・地域に広がる共同の運動

地方・地域連絡会の活動は、「『女子保護』撤廃は 許さない、労働法制全面改悪反対・人間らしく働き たい」という一点の要求で結集した幅広い運動であ り、従来の枠を越えてすべての労働組合や団体に呼 びかけた共同の運動である。まず結成に先立ち、趣 旨を明らかにして結成への賛同を多くの団体・個人 によびかけ、例えば2月2日に結成した静岡の場合 650団体へよびかけ100団体の連合傘下の組合を含む 賛同で結成し、4月15日に結成した山梨では480団体 に申し入れ、中立や連合加盟労組が賛同しているな ど、多くの県で上部組織を越えた労働組合や団体が 賛同して共同の運動が始まっている。これが地域連 絡会になるともっと幅が広がり、中央や県段階では 上部組織との関係で動けない労組・団体が地域なら やれるといって加わっている。

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

- 4月19日の全国交流集会で発言された地方連絡会の活動状況を以下に記すが、同じような多彩で勇気ある全国各地のとりくみが、続々と闘争本部に報告されている。
- ★東京では、24氏アピールへの賛同金を数千名の規模で集め新宿・渋谷・銀座でオーロラビジョン宣伝、また新宿・品川・練馬など十数地域で連絡会ができ、近くの駅や繁華街で連合をふくむ多くの職場から、近くでならと参加できると男女力を合わせて毎月宣伝・署名行動を行っている。
- ★北海道では、2月からだけでも32回の学習会、札幌での昼休みデモや市議会の全政党要請、近くの会社や事業所などの職場申し入れ、連合や中立職場でも学習会や署名をしている。4・18集会にカンパで154名参加、翌19日には50名参加した。
- ★新潟では3人組を作って連合傘下もふくめて90か 所を訪問。以前は門前払いだった多くの労組も三役 が対応して、趣旨には賛同、一緒に行動はできない が、自分たちなりのやりかたで運動をするとカンパ をくれた。職場での学習会、毎日宣伝カーを回す予 定。
- ★徳島では、ゼンセン同盟の職場回りをしたが、ある労組で男性幹部が方針が違うと拒否したが、別の時に女性部長と部屋で30分ほど話ができた。「結婚退職強要や出産休暇さえ十分にとれない。労組は女性の問題をとりあげない」と不満を言っていた。
- ★高知では、53市町村に陳情や請願を行ったが、4 市8町5村17議会で「女子保護」規定撤廃反対の決 議・意見書が採択された。地元国会議員1人に200枚 は届くようにとりくんでいる。

上記は一例であり、大規模に運動が広がっている 大阪・京都・愛知をはじめ殆どの県でローカルセン ターとしての地方・地域労連が組織的なとりくみを すすめ、労働法制の全面的な改悪に対決する運動に 発展している。

このような地方でのとりくみは、地元のマスコミに度々取り上げられ、労働運動の主な担い手として登場している。連絡会の結成総会や学習会、県や市議会への申し入れ・街頭宣伝行動などが地元テレビに放映されたり、写真入りで新聞に報道されている。中央でもわずかだが4・18集会のテレビ放映やカラ

-写真の新聞報道さらにNHKテレビの特集にも登場している。

各団体の独自のとりくみが結び合って共同 のたたかいが発展

加盟団体の活動は全国の連絡会で共同の力を発揮 しているが、同時に団体の特徴を生かして独自の活動を全国的に展開し、それぞれの役割を発揮しなが ら共同のたたたかいを発展させている。

自由法曹団は弁護士としての役割を生かし、講師 活動をはじめ国会議員やマスコミへ熱心に働きかけ、 証言集や意見書の作成、さらには日本弁護士連合会 の意見書発表はあらゆる分野に大きな影響を与え、 全国の運動を励まし続けている。新婦人は民間や男 女の労働実態の深刻さを実感している職場班を中心 に「女子保護」撤廃反対の要求をたたかいのエネル ギーに転化し、あらゆる職場への勇敢に申し入れや ポストイン作戦を展開、従来の枠を超えたとりくみ で労働組合をゆり動かした。国公労連・全労働は労 働行政の専門家としてまず最初に100万枚ビラを作 成、労働法制と「女子保護」改悪の学習会の講師と して大小とわず職場まででかけていって全国の仲間 を決起させる原動力になっている。全労連・県労連 は全体の運動を支え、組織的につなげ広げるセンタ ーとして確かな役割を果たしている。そして我々全 労連女性部は、「男女平等に人間らしく生き働きた い」の願いを掲げて均等法制定時から運動を続けて いるが、女性労働者のナショナルセンターとして昨 年6月に闘争委員会を中央・地方に設置した。職場 からの網の目学習を呼びかけ、学習パンフ・ビデオ・ 紙芝居・毎月25日宣伝など多彩な行動を早くから起 こしてきた。常に先頭を走る役割と自覚し、集会参 加の集約・闘争本部ニュースの毎日発行などたたか いの原動力になって中央・地方で全力をあげている。 単産としての自治労連や全教では、連合のなかで要 求の一致でたたかいに立ち上がる仲間とともに運動 の輪を広げている。医労連・生協労連・運輸一般・ 郵産労・出版労連・民放労連などは女性労働の実態 の調査や事実をもとにその過酷さを告発し、「女子保 護」撤廃の及ぼす影響を訴え続けている。医者や教 育現場や保育関係者がそれぞれの立場で母性破壊や

国際・国内動向

家庭破壊の実態と警告を発している。さらに、たく さんの分野で、自らの要求につなげて立ち上がる労 働者・国民的なとりくみが結合して、かってない形 で、全国的な共同のたたかいが発展している。

国会議員・政党を揺り動かしている波状的な 要請・傍聴行動

両連絡会は審議入りが予想された4月から毎週水・金に国会行動として議員要請・議面集会を行い、労働委員・女性議員をはじめ全国会議員への要請を何度も行った。地方連絡会が地元議員へ、また労働組合や団体が独自要請をとりくみ、ハガキ・FAX・レタックスなども加えてまさに波状的な要請になっている。議員室では女性の労働実態、子育てや少子化・高齢化社会問題などが熱い討論となり、なぜ今「女子保護」撤廃なのか議員や秘書も首をかしげ共感し合える状況も生まれている。この熱心な要請のなかで、多くの議員は態度を決めかね、新進党・民主党は両論の議論、自民党・社民党も疑問の声あり、政党としての態度を決めかねている状況を作りだし、審議入りを先送りさせてきた。

いよいよ開始された労働委員会では、常に傍聴席 をあふれさせ、その真剣な眼差しで質疑者を激励し、 政府との攻防を見守った。すべての委員が大勢の国 民の声(アジアからも)が寄せられていることに触 れ、事の重大性を指摘し、運動の成果に確信を持た せた。

「女子保護」撤廃を許さない!中央総決起集 会の相次ぐ成功

両連絡会が合同して初めて神田パンセで開催された1・28中央決起集会は、会場あふれる参加(入りきれずにあきらめて帰った人も)、多くの組合の男性幹部が参加し、ともに成功を喜び合った。全労連女性部は成功めざして12月の押し詰まった数日間に全労連各単産に申し入れ行動を行ったが、この集会で、女性労働者の労働条件や権利の問題を切り口に男女共同の運動が実質的にスタートできたのではないだろうか。

そして4月18日夜、日比谷野外音楽堂で開催された「労働法制改悪反対、『女子保護』撤廃を許さな

い!」中央総決起集会は、首都圏や全国から集まった4000人を越える男女で日比谷野外音楽堂はいっぱいになった。1・28集会の発展として両連絡会が主催し、労働組合・女性団体・市民団体・法曹団体や個人などが幅広く参加し、文字通り国民的な大集会となった。特に連合傘下の職場からのたたかいの決意表明、地方連絡会や自由法曹団の壮大なとりくみの報告、「女子保護」撤廃に反対の態度を明らかにしている日本共産党と新社会党の挨拶、全労協事務局長やジャーナリストの連帯挨拶・男子高校生の子から親へのメッセージ、さらに感動的な詩の朗読でのアピールなどまさに運動の広がりを反映した新しい時代をひらく集会となった。参加しただれもが、「元気が出た」「勇気が湧いた」と語り、幅広い多彩な運動の到達点を確かめ合うことができたといえる。

さらに5月23日にはアジア女子労働者センターや 元社会党参議院議員が参加した昼の集会、鎖のよう に続いた議員要請で国会周辺を埋め尽くした。夜の 中央総決起集会は4200人の参加で熱気に溢れ、ザ・ ニュースペーパーの巧みな風刺に爆笑しながら、国 会終盤までのたたかいの決意で銀座デモ、運動の発 展に確信と展望を不動のものにした。

「女子保護」撤廃反対のたたかいは、連絡会の組織を基礎に男女共通の規制や労働基準法の抜本改正をすすめる運動に発展させる力を育てた。

ここまで広がった男女共同の幅広い国民的な運動 は、さらに発展し必ず「男女平等に人間らしく生き 働く時代」をきりひらいていくことができると確信 している。

(全労連・女性局長)

討論のひろば

『季刊労働総研』No.25を読んで

福本一博

第25号は、「レギュラシオンとは何であったのか」が特集された。第1論文「レギュラシオン理論と日本の労働者」(小泉 宏)、第2論文「レギュラシオン理論一考」(下山房雄)、第3論文「レギュラシオン学派と現代経済学」(北原 勇)であるが、それぞれこの「理論」の性格・特徴と問題点が指摘されており、興味深い特集となっている。

小泉論文はこの「理論」の日本への導入状況を紹 介し、労務管理・産業「合理化」を正当化・美化す るイデオロギーとして利用される危険性を強調して いる。労働運動の実践に携わるものにとっては重視 すべき点である。また、元祖アグリエッタの結論的 認識として、「労働者階級のたたかいはレギュラシオ ンのなかにくみこまれ資本主義的解決の条件にな る」(P14)という認識、つまり前提として資本主義 の歴史性の無理解=永続性という指摘は、ソ連崩壊 後のイデオロギー状況ともかかわって、認識の方法 が鋭く問われているだけに重要である。ただし、こ の「理論」は(山田鋭夫ら学問輸入業者の論は別と して) そもそもがマクロ的であって、労働運動との かかわりで触れようという意図はわかるが、論文で は国民経済における総資本の蓄積を問題とするマク 口的視点と産業・企業レベルのミクロ的視点とがご っちゃになってしまっており、やや分かりづらいの が残念だ。

下山論文では、資本蓄積過程、従ってまた労働の 現場の事実などを対置して、レギュラシオン・モデ ルの非現実性を浮き彫りにしている。また、北原論 文では、現代経済学の諸潮流のなかでレギュラシオ ン論がしめる位置と性格について述べ、マル経・近 経諸学説との方法論的関係と理論的継承について論 が進められ、結局、「理論」がそれぞれの学説からさ まざまな理論装置を取り入りながら(しかも不十分 なかたちで)、それらのどれでもないものであること が明らかにされる。

下山、北原両論文から感じられるのだが、この「理

論」は、中間理論の宿命だろうか、特徴列挙理論と なっているように思われる。方法論的にみてフォー ディズムからポスト、アフタ・フォーディズムへの 発展が、また、ビフォア・フォーディズムからフォ ーディズムへの展開が、弁証法的な発展の論理ある いは特殊と普遍の論理で貫かれていない。そのため、 結局、自分に都合の良いように現実を裁断し、あれ これの特徴をあげつらって議論を展開している様子 がうかがわれる。また、3論文が共通して指摘して いるように実証面が決定的に弱く、諸テーゼが現実 の資本主義の動態をとらえることに失敗しているの であれば、過去形で語られるのは当然だ。先に述べ た方法論的問題ともかかわるが、独占資本主義論抜 きの資本主義論が我々をどこに導くかがみえてくる。 彼らの主張にもかかわらず実態は一種の循環経済論 であり、従って資本主義体制に対するいかなる試み も「調整」されてしまい、結局、労働者側としてで きる対応は盲目的隷従か、さもなければ弾圧を誘う ための反抗=トロツキズム・プチブル的一揆か、と いうことだ。我々にとって、学者・評論家のサロン 談義とみなしてしまうわけには行かない。

特集の他には、「国際貧困根絶年―そして、豊島区 母子餓死事件を契機に」(小川政亮)に重大な関心を 持った。ここでは論文と関連して一言訴えたい。我 が国では、江口英一氏を中心とした科学的な貧乏研究によって、現状において私たちがどこまで底なしの貧乏に落ち込んでいくかがすでに明らかにされて いる。レギュラシオン論ではするりと抜け落ちる点だ。こうした事件は我々に、労働運動が総力を挙げて何をなすべきかを鋭く問うている。また、我々は、こうした事件が「豊かな社会」・トヨティズム日本で 頻発していることに怒りを燃やし、真正面から受けとめなくてはならない問題なのである。

(全労連・全国一般中央執行委員)

書評

前川恭一・山崎敏夫著

『ドイツ合理化運動の研究』

島崎 晴哉

本書は、資本主義のいわゆる「相対的安定期」 (1924~29年) におけるドイツの合理化運動を研究・分析の対象にしている。本書のタイトルもそうであるように、ワイマール体制下のこの時期におけるドイツ経済の合理化過程は、「合理化運動」の名で呼ばれるのが一般である。「合理化運動」と言えばドイツのこの時期をイメージするのが、いまでは通例となっているのである。「合理化」に「運動」の2字が送られたのは、当の「合理化」が、産業・企業レベルのそれとしてばかりでなく、第1次大戦の敗戦国ドイツという特殊な条件のもとで、「合理化」が国民経済レベルのそれとしてカムパニア化され、「ひとつの国民運動」として展開されたことに由来する。歴史的画期、独自の歴史的事象としての含意がそこには示される。

ところで本書は、「ドイツ合理化運動」の運動的側 面の展開については、かえって禁欲的である。それ は前提として概略的に述べられるか、主要には残さ れた研究課題に回されている (序章・結章)。本書が 主要な分析対象としているのは産業・企業レベルに おける具体的な合理化過程である。著者はこの点を 次のように述べている。「合理化運動のなかで、産業 レベル、企業レベルの合理化が、どの程度の広がり をもって、またどのような方法で、どこまで取り組 まれたか、また経営や労働に対して、どのような作 用をもたらしたか、またそれはどのような限界性を もっていたかなど、その具体的過程を明らかにする ことが重要」であると。産業別比較視点をふまえた 企業・経営サイドからのアプローチに考察の重点が 置かれ、労働サイドからの分析は今後の課題とされ る。「序章」と「結章」とではさんだ7つの章がその 意味での具体的過程の分析に当てられている。

著者は合理化過程を3つの局面に時期区分する。 第1局面(1925/26年)の「消極的合理化」、第2局 面 (1926/27年) のアメリカの信用に支えられた本格的合理化、第3局面 (1928年以降) の労働組織の再編成による「資本支出なしの合理化」のそれである。一方でこの3つの局面は合理化の方法、合理化の側面として類別され、それぞれ消極的合理化、技術的合理化、労働組織的合理化として位置づけられ、本研究のキイ・ワードとして用いられている。

まず第1章では合理化の第1局面をなすものとし て、企業集中=トラスト化が産業レベルの合理化を どのように推し進めたかが、化学工業のIGファルベ ン(1925年末成立)、重工業の合同製鋼(1926年成立) の場合について例証される。この時期の企業集中が 過剰設備の廃棄、採算割れ工場の閉鎖、不採算部門 の切り捨てなど整理過程をともなったものであった ために、それは「消極的合理化」の過程と特徴づけ られたが、ここでは製品別生産の集中・専門化、標 準化、さらには多角化が、いわゆる「契約による分 業」の形をとってドラスチックに進められたことが 指摘される。余談ではあるがEU通貨統合に向けて 「産業立地ドイツ」の名で強行されようとしている 現在の合理化過程で、クルップとティッセンの合同 が報じられている。合同製鋼の成立にテイッセンに 加わり、クルップは参加しなかった。時の動きをこ こに見る。

第2章から第7章までの各章は、個別企業レベルの合理化の展開を追い、本書の主要内容を構成する。2、3、4章では「技術的合理化」の過程が分析されているが、まず第2章では企業合理化における「技術的合理化」の役割・あり方を明らかにするため、主要産業部門(重工業、化学、電機、自動車、機械製造)の代表的企業を取りあげ、その設備投資の動向が、時系列で、また公企業など他部門との比較で数量的にとらえられている。これを受けて第3章と第4章とでは、「技術的合理化」の具体的な過程が後

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

づけられる。第3章では重工業の場合として石炭業と鉄鋼業が、第4章では新興産業部門といわれた化学工業と電機工業が取り上げられ、それぞれの技術発展の実態と部門間の比較が試みられている。技術史の精密な裏付けをもった、本書に特徴的・積極的な問題展開の部分と思われる。

第5章と第6章は、アメリカ的管理方式の導入による労働組織の合理化の展開を追っている。第5章「テイラー・システムの導入とレファ・システム」では、今世紀初頭以来のテイラー・システムの導入の試みを整理し、主題の合理化運動の時期に、それが「ドイツ労働時間研究委員会」=レファ協会によって開発されたレファ・システムとして修正導入されるにいたる経過が明らかにされる。続く第6章では、フォード・システムの導入が課題となった産業部門(電機、自動車、機械製造)について、導入の程度・実態、またそれの合理化方策上の位置が検討されている。「組織された資本主義」「経済民主主義」などにも簡単ではあるが言及があり興味をひく。

第2章以降の展開を受けて、第7章は企業集中と 合理化にともなう企業管理の問題を考察する。IGファルベンの事例を中心とし、1920年代の初めに事業 部制組織を導入したアメリカのデュポン社との比較 の中で、企業組織の再編と全般的管理の経過を後づ け、合理化方策との関わりでその意義を明らかにし ている。

さて「結章」は合理化の各側面についての産業・ 企業別比較とその特徴を再度要約し、その上で主題 であるドイツ合理化運動の帰結したところを問うて いる。「合理化恐慌」、「ファシズム的合理化」への急 旋回の歴史的現実を回顧するとともに、合理化運動 の今日的位置、またその研究の今日的意義を提示し ようとする。

「合理化問題」のドイツにおける古典的事例について、「消極的合理化」=産業合理化、技術的合理化、労働組織的合理化の3つの側面から具体的に見直そうとするのが本書の主眼である。労働過程、生産システムの激変が続く現代の合理化過程に視点をすえての改めての歴史の堀り起こしとして、本書のもつ意義は大きいと思う。合理化の渦中での所産である基礎資料をはじめとして、旧DDRの研究成果

をも含めて駆使されている内外の大量の文献が、今 後の研究の発展に資するところも多大であろう。た だ、望蜀の感ではあるが、本書が自らに課している 限定の結果として、合理化運動の運動といわれた側 面が後景に退いてしまった点は否めないように思わ れる。合理化過程への国家政策の関わりについては いま少しまとまった指摘がほしかったと思う。例え ば「結章」での「ドイツ経済性本部」への言及は、 いささか唐突の感を免れないし、関連しては公企業 部門の合理化過程についても独自の分析によっての 工業の場合との対比が望まれたところである。なお 論理の脈絡が難解・不分明な箇所が若干ではあれ評 者に残った。企業集中における「契約による分業」 の指摘が第1章と「結章」とでは整合的でないよう に思われるし、また序章におけるファーレンカンプ の所説の紹介、あるいは「結章」におけるフライベ ルクの「フレキシビリティ戦略」論のそれについて も両者が歴史研究の現代的意義を問うものであるだ けに、いま一歩解り易い説明のほしいところである。 また「技術的合理化」を「資本の支出をともなう」 とする一方で、「労働組織的合理化」を「資本支出な しの合理化」としているが、少なくとも後者につい ては、とくにフォード・システムに関連しては、説 明が必要ではないだろうか。

> (森山書店、1995年4月刊、3204円) (理事、中央大学名誉教授)

-前号(No.26)の訂正-

P. 19 図 2 法人の間接税負担~

→ 法人の直接税負担~

書評

遠藤 幸男著

『就業構造の変化と労働者の生活 ――労働科学の諸問題として――』

斎藤 力

いま、労働法制の改編が急ピッチですすめられている。それは、一言で言えば、企業にとって必要なだけの労働力を「いつでも、どこでも」、しかも低賃金で活用できるシステム、さらに、企業にとって不要となった労働力は即座に切り捨てることができ、そのことが社会的な不安を増大させることのないようなシステムを作り上げるというものである。そして、そうしたシステムにすることが労働者にとっても、企業にとっても、もっとも効率のよいものだ、ということが疑問の余地のないこととされ、その前にはわが国の労働法制が担ってきた労働者保護機能は一顧だにされないと言っても過言ではないのである。

本書は、労働法制改編の問題を直接対象とするものではない。しかし、労働時間問題、産業及び雇用の空洞化問題、高齢者の労働と生活の問題を取り上げていること、また、本書の主題である「労働科学」の研究が、「資本主義の発達以来、常に労働効率や労働生産性の向上か、労働保護かでの論争」(26頁)の中で矛盾を抱えつつすすめられてきたことを考えれば、著者も「序言」でのべているように、きわめて今日的な課題を取り上げた書ということができる。

本書は次の4章から成っている。

- I 現代労働科学について
- II 今日の労働時間の諸問題
- III 産業及び雇用の空洞化 (円高・ドル安下) 問 題
- IV 高齢者の労働と生活の問題

I章では、①「労働科学」成立の歴史的経緯、② 「労働科学」の諸学説の紹介、③「労働科学」の問題点と限界、④「労働の人間化」と「労働科学」について、⑤現代「労働科学」の諸問題、⑥現代「労 働科学」の課題が、簡潔かつ要領よくまとめられて いる。

資本制社会の産物であり、それがもたらす問題を 批判的かつ実践的に研究する「労働科学」は、「資本 制社会において、真の労働保護(広義での)は絶対 に成立しないという限界があることを充分に認識す る必要」(27頁)があるが、労働法制改悪の動きの中 で、例えば女子保護規定の撤廃によって女性労働者 にどういう影響が生じるのか(あるいは生じないの か)について、法案を提出している政府が責任ある データを示し得ない、というような状況に接すると き、批判的・実践的な研究分野である「労働科学」 の果たす役割がますます重視されなければならない であろう。

著者は、欧米諸国で積極的にすすめられている「労働の人間化」は、本来の「労働科学」と同義であるとしたうえで、「労働態様の変化の中に非人間的要素の是正と緩和という一点への注目が、忘れてはならない問題」(35頁)と指摘し、とくに「過労死」に着目している。労働法制の規制緩和論者は、変形労働時間制や裁量労働制の拡大によって効率的な時間の使い方や労働時間短縮が可能になるなどと主張しているが、果たしてそうであろうか。実際には、統計に表れない、きわめて非人間的な長時間労働が蔓延する恐れが強い。その点でも、実証研究としての「労働科学」が今後果たすべき役割は大きいのである。

II章では、労働時間短縮の推移と現状を概観した上で、労働時間短縮が進まないのはなぜか、過長労働時間が労働と生活にどのような影響を及ぼしているかについて言及し、あるべき労働時間についての提言も行っている。

日本政府は、1980年代前半から、特に国際的な批判の前に「労働時間短縮」を主要な政策の一つとして打ち出さざるを得なくなったが、80年代に実現するはずであった「1800時間」という政府目標には、いまだ程遠い状況である。それでも、94年には1904時間となったが、これは事業所を対象とした「毎月勤労統計調査」による数値であり、労働者個人を対象とした「労働力調査」では、これより350時間余りも労働時間が長いのが実態である。

長時間労働がもたらす弊害はさまざまな方面から

労働総研クオータリーNo.27 (97年夏季号)

指摘されているが、本書では疲労・健康、「過労 死」、女子保護の後退、家庭生活の崩壊・人間関係の 疎外という面から論じられている。

III章では、急激な円高・ドル安とそれへの対応策としての産業構造転換が雇用(失業)問題にどのような影響を与えたのか、にウエイトをおいて論じ、特に第一次円高不況と第二次円高不況で、企業がどのような人減らしを行ったかが紹介されている。いま、「企業内余剰人員」が強調され、「リストラ合理化」の口実とされているが、それらに対する批判と国民的な打開の方向が示されている。

IV章では、定年制は労働者の意思や労働能力の有無にはかかわりのない人間性疎外の最たるもの、との認識が表明され、高齢者の労働能力の如何は若年期からの働き方に大きく規定されることが強調されているが、同惑である。「労働条件は労働科学的に整備されているならば、労働能力の早期喪失は免れることになり、高齢になってもなお『労働権』や『休息権』の行使が充分確保され『人間らしく生きる』ことができるというものである」(195頁)という指摘は、長時間・過密労働という日本の実態に照らして大切な点である。

その上で、本書を読んで感じたことの中から2点について私見を述べてみたい。

第1は、「1日実労働時間の長さは8時間労働制ではもう時間遅れである。今日では1日6時間制が最も妥当であると考える」(115頁)という点についてである。

日本の長時間労働を解消するためには大幅な時短が必要であるし、諸外国に比べると格段に通勤時間の長い日本の場合、労働時間はむしろ欧米諸国よりも短くてもいいくらいである。しかし、日本は残念ながら8時間労働という水準をクリアしていないばかりか、労働法制の改悪はそこからの大幅後退さえ生じさせようとしているという現実から出発しなければならないのである。そうした時に、「6時間労働」といっても労働者の具体的な要求にはなりにくいであろうし、運動の確信とすることも困難である。「1日8時間、週40時間労働」を早期に確立し、さらなる大幅時短のたたかいに発展させることが当面の課題として重視されるべきであろう。

第2は、高齢者の「労働権」と「休息権」に関す る点である。

すでに引用したように、筆者は高齢者にとっての 「労働権」と「休息権」の重要性を指摘しているが、 「高齢者の『人間らしく生きる』ということと『健 康を保持する』こととは『就労』と同一義であるよ うに考える」(196頁) というように、明らかに「就 労」に重きをおいている。それが、「働ける間は働き たい」という要求を根拠にしていることは十分に理 解できる。しかし、年金改悪と一体となった今日の 高齢者雇用対策は、高齢者を労働の場から引退させ ないための施策であるという側面を強くもっている こともみなければならないし、「部分就労・部分年金」 という形で高齢者を低賃金労働力として活用しよう とする動きが強まっていることも無視できない (こ の意味で、筆者が日本生産性本部などの提唱した「部 分就労、部分引退」に肯定的な含みを持たせている ことは気になる点である)。

高齢者の就労を考える場合、こうした施策との対抗を十分に視野に入れることがますます必要になってくるし、現実の労働が高齢者の「人間らしく生きる」こととかけ離れる政策が強まろうとしていることを直視するとき、真に「人間らしく生きる」ことを担保するための「休息権」の重要性にももっとポイントをおくべきなのではないだろうか。

思いついたままに書き連ねてみたが、本書は「労働科学」研究の意義とその対策に触れる好著である。 多くの労働組合運動関係者に読んでいただきたい本である。

(労働科学研究所出版部・1996年3月刊・2,718円) (会員・全労働省労働組合)

(本の価格は、本体価格です。)



中田照子・杉本貴代栄・森田明美著『日米のシングルマザーたち』

本書は、「働く女性と子どもをめぐる社会福祉政策」をテーマに80年代から共同研究を進め、1991年に『日米の働く母親たち―子育て最前線レポート』(ミネルヴァ書房)という研究成果を出版した著者たちが、その問題意識を発展させ、「仕事と子育ての両立のために最も困難を抱えている世帯」、「問題を最も端的に担う『新たな家族』」として「女性世帯―シングルマザー家族」に焦点を当て、日米両国における調査を行ない、その結果を一般向け出版物として世に問うたものである。

本書における著者たちの前提認識は、「『女性世帯』が生きにくい社会とは、他の家族にとっても多くの困難がある社会である」(あとがき)というものであり、そのような認識を出発点にして社会福祉研究にジェンダーの視点を導入するという理論的な課題を設定している。すなわち、本書は、「ジェンダー・システムから派生する社会福祉問題」を解明するために、子どものいる「女性世帯」=シングルマザーに焦点を当てているのである。

第1章から第3章までは、研究の視点、日米の「女性世帯」の現状と制度が概観される。とりわけ、女性差別という問題と関連して社会福祉の現状を分析する上で興味深いのは、第3章で紹介されているアメリカにおける「貧困の女性化」をめぐる議論、そして最近の「福祉改革」をめぐる政策論議である。クリントン政権下における「福祉改革」論議のなかでシングルマザーに焦点が当てられていった経緯は、今後の日本における「福祉改革」の名の下での政策展開を考える上でも参考になるだろう。

ちなみに、「安全」と「安心」を特集テーマとして 設定した昨年度の「国民生活白書」は、その第3章 において「家族の安全・安心」というテーマをとり あげ、「貧困の女性化が進むアメリカとそうでない日本」という対比を行っている。白書は、離婚率が上昇し、「ひとり親世帯」が除々に増加しているにもかかわらず、日本では生活保護受給世帯における女性世帯の割合は80年代初頭以降低下してきているので、アメリカのような「貧困の女性化」はみられないという結論を下しているのである。

しかし、当然のことながら、公的扶助受給者の増減と貧困問題を抱えた世帯の増減とはイコールではない。本書「日米のシングルマザーたち」のなかで明らかにされているように、アメリカにおいては、1980年代以降の「福祉改革」政策のなかでワーキング・プアを福祉の対象から排除し、徹底した「自立・自助」の政策的強調により福祉受給者を削減する政策がとられてきた。とりわけシングルマザーが受給者の大半を占める公的扶助プログラムであるAFDCの受給要件の引き締めが、政策的に重視されてきた。

日本でも、生活保護行政において母子世帯をターゲットにして給付の引き締めを内容とする「適正化」が強調されてきたことは記憶に新しいところである。本書の第2章で名古屋で行政が行った母子世帯に関する調査結果に関して指摘されているように、生活保護の受給率の低下の背景には、「働ける母親はできるだけ働き、病気などの問題をかかえる母親だけ残った」と推測されるような現実が存在している。

先の国民生活白書は、60年代から80年代初頭にかけて上昇傾向にあった生活保護世帯における女性世帯の比率が、80年代に急激に低下したのはなぜかを問わずに、その結果をもって「日本はひとり親世帯が増えているもののその比率は小さく、貧困の女性化現象も起きていない」(国民生活白書、78頁)という結論を下しているのである。この白書にみられるような日本政府の現状認識と、本書のジェンダー視点からの分析を対比しながら読んでいくというのも、興味深い読み方ではないだろうか。

さて、本書の大きな特徴の一つは、「構造的性差別 社会」から生み出されている社会福祉問題を解明す るために、「フェミニスト調査」という方法的アプロ ーチを採用していることである。その成果が、4章 と5章で紹介されている日米におけるシングルマザ

労働総研クオータリーNo27 (97年夏季号)

ーたちへの面接調査結果の内容と分析である。そこでは、日本とアメリカにおけるシングルマザーたちの現状が、個々の事例の紹介も含めて詳細に明らかにされる。とりわけ注目したいことは、著者たちがシングルマザーを保護、援助、指導が必要な人々としてみるのではなく、基本的に自己決定の意志と能力を持った「当事者」として位置づけようとしていることである。

そのような視点から見れば、離婚率や単親世帯の 比率が欧米諸国と比べて非常に低い日本の現実は、

「国民生活白書」が描き出しているような「家族の安全・安心」が保たれている証拠というよりは、女性の自立的な生活を阻む「構造的な性差別社会」の現実を反映したものと解釈することもできるだろう。現在進行中の児童福祉法改正に向けた作業のなかでも、「母子家庭の実態と施策の方向」について様々な議論がされてきているが、法改正の行方については、「構造的な性差別社会」をいかに改革するかという視点からの評価分析が求められていると言えよう。本書は、そのような作業を進めるにあたって格好の参考書となるであろう。

(ミネルヴァ書房・1997年1月刊・2600円) (渋谷敦司・茨城大学助教授)

橋本宏子著

『女性福祉を学ぶ―自立と共生のために―』

著者は長い間女性労働問題研究に取り組む一方、女性の自立を支援するため、働く女性たちとともに「保育運動のネットワークを地域から東京全体に、そして日本全体に広げて行く活動」に情熱を注いで来た。本書はこのような著者の研究と実践の体験の中から生まれたものである。「現代女性の解放・地位向上の基礎は女性の自立にあり、女性たちの自立を支援すべき社会体制―女性福祉―」を確立することこそ、女性の幸福を保障するものであるという視点に立って展開されている著者の女性論は大変説得力がある。

本書の構成は序章・終章を含めて全9章からなっている。「女性福祉への道すじ」と題した序章では、

戦後の困難な時代を切り開いて来た女性たちの歩み と女性解放への道筋を、著者自身の人生のあゆみと 重ね合わせながら論じている。第1章の「女性問題 とは何か」では、「女性問題」とは女性が「女性であ ることを理由に受けるあらゆる差別、不平等、不自 由、不利益のこと」であると定義し、現在の日本は 法的には男女が平等になっているというけれど実質 的な「結果の平等」には程遠い。実質的な結果の平 等達成こそ重要であり、そのためにはアファーマテ ィブ・アクションが必要であると述べている。第2 章「労働と女性」では、豊富な資料を用いて賃金差 別の実態や原因、男女雇用機会均等法の問題点など に言及し、第3章「仕事・家庭と女性」では、わが 国の家族政策の特徴や保育政策の問題点にふれ、女 性労働力活用のための家族政策や保育政策から母と 子の権利を同時保障する保育政策への転換を求めて いる。このほか第4章は「高齢社会と女性」、第5章 「母子家族」、第6章「セクシュアリティーと女 性」、第7章「スウェーデンの女性たち」、終章「こ れからの女性福祉」となっている。

本書はわかりやすい平易な文章で書かれており、 女性問題を学ぶうえで必要な基本的な事項・用語を 注記などで丁寧に説明し、精選された資料も豊富に 掲載されている。福祉切り捨て路線が大々的に推し 進められ、労働基準法の女子保護規定が撤廃されよ うとしている現在、これらを跳ね返す運動を力強く 展開して行く力量を女性たち自身がもつことがいま 強く求められている。実践を踏まえて書かれている 本書は、大学や短期大学、職場や地域での女性問題 学習のテキストとして最適である。

> (ミネルヴァ書房・1996年12月刊・2600円) (富永静枝・白梅学園短期大学教授)

吉田敬一著

『転機に立つ中小企業――生産分業構造転換の構図と展望――』

「平成不況というトンネルを抜けると、中小企業 が走る線路がなくなっていた、という事態の発生が 懸念される」と著者は冒頭で述べている。日本経済

新刊紹介

の発展の基盤となり「モノづくり」の技能を蓄積してきた日本独特の生産分業構造・下請システムが今後どうなるのかは、中小企業・業者・労働者の死活問題である。本書はこの課題にとりくみ展望をひらこうとするものである。

本書は2部構成で、第1部「日本型生産分業・下請システムの構造転換と中小企業」では、日本型生産分業構造・下請システムの特徴と役割、大企業の生産拠点の海外移転による影響、大企業の戦略の転換、日本型生産分業構造・下請システムの抜本的再編が論述され、第2部「産業構造転換と地域産業振興政策」では、日本有数の大都市工業集積地域の東京・大田区、都市型産業集積地域の東京・墨田区、誘致型産業地域の岩手・北上市、農山村工業地域の長野・坂城町の4地域について具体的な振興政策が論述されている。

結論から言えば、これまでの日本型生産分業構造・下請システムは、戦後の欧米へのキャッチアップという目標・課題が大きな役割を果たしたが、それが達成された今、フロントランナー型の経済ステージの一員として新たな目標と課題に向けて自己変革が必要だというもので、現在は一つのシステムから別のシステムへの構造的な「転換」というこれまでになかった過程があり、「産みの苦しみ」の段階だということである。

では、フロントランナー型の新しい経済ステージとは何なのか。それは、これまでの豊かな社会の建設のために国民性や地域性を超越した普遍的な生産・流通機能の確立(豊かな社会の経済的必要条件)から、さらにすすんだ日本的個性をもった豊かな社会の建設の土台となる国民経済への転換というものである。

本書では(とくに第2部では)その「産みの苦しみ」や新しい芽が各地にみられることを、ゆたかな実践例をあげて証明しつつあるが、これらもまだ過程といえるであろう。業者運動・労働運動は現実にすでに各地でたたかいを積み重ねている。このたたかいの向こうにどのような社会をつくるのか、それは楽しみでもあるといえよう。

(新評論・1996年10月刊・3500円) (小谷紘司・会員・全商連附属中小商工業研究所)

「社会政策叢書」編集委員会編

『弾力化・規制緩和と社会政策』

本書は、社会政策学会第91回研究大会の共通論題 「弾力化・規制緩和と社会政策」の全報告を基礎と して出来上がった論文集である。(ただし、他に17の 書評が加わっている。)

I 今日の規制緩和と労働政策(高梨昌)は、主 に雇用政策の多岐にわたる問題を考察している。II 交通・運輸産業における規制緩和と労働者(柴田悦 子) は、交通・運輸業の規制緩和の意味、実態、矛 盾を解明しながら、交通・運輸部門で働く労働者へ の影響について論ずる。III 労働市場の規制緩和と 雇用失業政策論(加藤佑治)は、主に財界団体の労 働市場の規制緩和について検討し、研究者の規制緩 和による経済構造改革による失業の増加に対する吸 収策に対して批判を加える。IV 欧米の失業問題と 規制緩和 (笹島芳雄) は、失業問題の対策として規 制緩和、特に最賃制、雇用保障制度、失業保険制度 を取り上げる。V 規制緩和の下での雇用・人事シ ステムと労使関係 (阿部誠) は、論点は多岐にわた るが、日経連の新しい雇用・人事システムの特徴を 整理し、個別管理の下での集団的労使関係の形骸化 を論ずる。VI 現代の雇用・労働関係における「基 本構造」変化---雇用・労働関係における「ハード・ コア」の変質― (永山利和) は、基本構造の変質と として出向、労働者派遣法の成立、労働時間制度の 多様化、賃金制度の個別契約化をあげその意義を考 察する。VII 労働時間の短縮と規制緩和・弾力化(中 村眞人)は1988年からの労働時間の推移、本質を考 察をしながら、労働時間の弾力化は経営者団体が公 的労働時間規制を容認する際の取引材料として持ち 出してきたものであるとする。VIII 賃金率、労働時 間と規制緩和(森田劭)は、新古典派の理論を使っ て規制緩和につき検討しながら、規制緩和策は物価 水準を下げることなく、賃金率のみを低下あるいは 労働時間を長くさせる結果をもたらす可能性がある とする。IX 規制緩和と社会保障・社会福祉の法政 策(脇田滋)は、社会保障・社会福祉の規制緩和の 方向を主として95年の社会保障制度審議会勧告を中 心に批判的考察を行っている。 X 規制緩和と社会

労働総研クオータリーMo27 (97年夏季号)

福祉―分権と民営化―(栃本一三郎)は、社会福祉 は規制が本質であるが、技術論として規制の多様な あり方と程度を検討する時期に達しているとする。

学会だから立場はいろんな人がいるが学問的には 極めて精力的に論及されている。だが多くの論文は 規制緩和による社会政策が労働者、国民に非常に厳 しいものであることを深く分析し警告している。

(啓文社・1996年5月刊・4,757円) (近松順一・会員・元茨城大学教授)

戸塚章介著

『都労委が危ない!』

筆者の戸塚章介氏は1937年生まれ。高校卒業後に毎日新聞本社印刷局に入社、ご自身も解雇撤回闘争を経験。毎日新聞労組、新聞労連の活動を経て1977年以降95年11月の退任までの18年に亘って、東京都地方労働委員会(都労委)で434件の労働争議を担当し、労働者・労働組合の救済に奮闘してこられた労働者委員である。

「日立東京の申立の際、戸塚委員が外されそうに なって揉めた。戸塚さんに事件担当が偏るというが、 信頼できる労働者委員が少ないことが問題なのだ。

(日立中研争議団)」、「私の首切りに手を貸した石播 労組の幹部が労働者委員をやっている。平準化とい うのは、そんな委員がわれわれの事件の参与になる ことも有り得るということだ。(石川島播磨争議団)」… 都労委の第30期 (1991年11月改選) 発足のあと、「申立人が参与委員 (労働者委員)を希望しても受け入れられず、むりやり連合出身の委員を押し付けられた」「当事者の意向が無視された」など反動化の時期を迎えた。これは、労働戦線の右翼的再編のなかで誕生した連合東京が「各委員の事件の持ち数の平準化」を大義名分にして、都労委の変質を図ったことによるものであり、「平準化」問題で都労委は発足以来の大混乱に陥った。この連合による「都労委ハイジャック」に対し、筆者である戸塚委員を先頭に申立人、弁護団、争議団や労働組合の総力を挙げたたかいの記録が本書の中身である。

本書は、1991年の第30期委員選任の経過と連合による「平準化」攻撃の開始などを記した第1章『発端』から、95年の委員退任の心境などを綴った第14章『夕陽』までの4年間を、都労委総会や小委員会での論戦、東京労連や東京地評、自由法曹団東京支部、争議団などで構成する都労委対策会議の論議と運動、さらにその間の申立て事件の参与委員をめぐる攻防など、詳細な記録をもとに14章の構成で忠実に再現されている。同時に単なる客観的記録集ではなく、筆者も言うように「閉鎖社会の都労委を舞台にした人間ドラマ」であり、労働委員会制度のあり方を考える貴重な素材でもある。

(日本マスコミ文化情報労組会議・1996年9月刊・ 1500円)

(中野謙司・東京労連)

次号No.28 (1997年秋季号) の主な内容 (予定)

いま改めて医療問題を考える

〔特集〕多国籍企業とアジア

- ・日本多国籍企業とアジア
- ・アジアの産業高度化と日本
- ・日本多国籍企業とアジアの女性労働者

〔国際・国内動向〕

- ・カナダにおける最近の労働組合運動
- ・国際シンポジウム「医療の公共性と医療労働者」

(その他、書評、新刊紹介など。題はそれぞれ仮題。)

発行予定日 1997年9月15日

西岡 幸泰

大木 一訓

藤田 実

川口 和子

小林 由知 桂木 誠志

橋本内閣の規制緩和・構造改革が具体化しつつあるもとでの本号の特集は規制緩和・構造改革であり社会保障問題に関する巻頭論文と合わせて98年度予算編成作業が本格化する時期に当たり積極的な活用を期待したい。なお、特集の小林洋二全労連議長論文をはじめ6人の現役労働組合幹部が執筆しているのも本号の特徴だ。

昨年の秋季号あたりから本誌の特集や国際動向の論文に関連して読者から感想が寄せられるようになった。その内容は読者欄に掲載しているが新規購読申込みに連動しているのはうれしいかぎりであり、労働総研活動・全労連運動発展と関連する本誌普及の編集責任のありようが問われるものであろう。

次号は「多国籍企業とアジア」特集であり、いまや世界の高成長地帯と言われる諸国の内実=とりわけ日本をはじめとする独占資本と労働者・国民の労働と生活をめぐる諸問題の解明が期待されるところである。 (K・K)

季刊 労働総研クォータリー No.27 (97年夏季号) 1997年7月1日発行

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1 部 1,250円(郵送料210円)

年 間 購 読 料 5,000円 (郵送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

振 替 00140-5-191839

新日本出版社の出版案内

〒151 東京都渋谷区千駄ケ谷4-25-6 ☎03(3423)8402(営) 郵便振替00130-0-13681 本体に別途、税が加算されます。

安保・沖縄問題と集団的自衛権

上田耕一郎著 四六判 上製/本体2100円

攻守同盟化する日米軍事同盟の実態と戦略、集団的自衛権行使論と憲法 の関係、沖縄問題など、日米関係の新局面と国政革新の展望を究明。

大地と命と平和 沖縄反戦地主物語

佐次田 勉著 ……四六判/本体1700円

沖縄戦で肉親を失い、安保条約のもと土地まで奪われ、たたかいの最前 線に身をおいてきた、六人の反戦地主の半生と平和のこころを描く。

財政危機からどう脱出するか 国民本位の「財政 財政危機からどう脱出するか 国民本位の「財政 国民本位の「財政

橋本正二郎・垣内 亮著 新士 新日本新書 本体930円

赤ちゃんから高齢者まで国民1人当たり400万円という政府の「借金」。 この財政危機を国民本位に再建する道すじと考え方を平易に解説。

画集 スイス・アルプス花の旅

宮本和郎------A4 判変型・上製/本体4700円

憧れの白い星エーデルワイスや名花アルペンローゼ……。日本画家がマッターホルンを望む大自然の中に咲き競う花々を墨と彩りで描き出す。

川の声

田島 一著……………………四六判・上製/本体2300円、

社会変革の活動を通して幸司と結ばれた美里。しかし、二十年の歳月のうちに夫は輝きを失い、美里は離婚を決意する。家族愛を問う長編。

新日本おはなしの本だな第II期②

(児童書) スタートライン

あびるとしこ作・長谷川知子絵 ------A5判変型・上製/本体1400円

臆せずはっきりものをいうために、まわりからけむたがられてしまう級 友ヒメ。ヒメの本当のやさしさに気づくなつめ。二人の友情物語。

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.27 Summer Issue

Contents

* Features of Social Security Problem Today

Naovoshi Karakama

Special Article: "Administrative Reform" and Workers and People of Japan

* Japan's Economy in Days of Multinational Corporations and

"Administrative Reform" by Hashimoto Cabinet * Stand and Aims of Ministerial Reorganization

Atsumi Ninomiya Kiyoshi Hamakawa

* Distinctive Features and Problems of the Theory of Deregulation and

Administrative Reform in the Field of Labour

Shigeru Wakita

* Let us Materialize Real Reform by a Showdown with False Attempts of the Government—A Study on Japan's Future—

Yohii Kobayashi

Information at Home and Abroad

* Labour Movement in South Korea Today

Yoshio Komori

* Homeless is Now Made an Issue in Britain Tohru Nakayama Yoshiko Saga * JC Wage Negotiation—How to Develop Spring Struggle Further

Naoki Nishimura

* Rapidly Expanding Movement against Government Cancellation of "Matternity Protection Clause" from Labour Standards Law

Yasuko Ikeda

The Forum:

* My Impression on Rodo Soken Quarterly No.25

Kazuhiro Fukumoto

Book Review:

* "Study on Rationalization Drive in Germany" by Kyoichi Maekawa and Toshio Yamazaki

* "Change in Work Structure and Workers'Life" by Yukio Endoh

Haruya Shimazki Tsikara Saito

Introduction of New Publications:

* "Single Mothers in Japan and America" by Teruko Nakada & Others

Atsushi Shibuya Shizue Tominaga

* "Consideration of Welfare for Women" by Hiroko Hashimoto * "Medium and Small Enterprises at a Turning Point"

by Keiichi Yoshida

* "Deregulation and Flexibility in Social Policy" by the Editorial

Junichi Chikamatsu

Kohji Kotani

* "Tokyo-to Labour Relations Commission is Running a Risk" by Shosuke Totsuka

Kenji Nakano

Edited and Published by

The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)

Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114

Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.27 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)